

令和7年度 南城市福祉事務所概要



南 城 市
Okinawa Nanjo city

南城市福祉事務所の概要

目次

南城市の概要	3～12
1. 市の概要	
2. 南城市福祉事務所の沿革	
3. 令和7年度南城市一般会計予算・福祉事務所関係予算（当初）	
4. 南城市福祉事務所組織図	
児童福祉・母子福祉	15～26
1. 児童福祉	
2. 児童扶養手当	
3. 特別児童扶養手当	
4. 母子父子福祉及び寡婦福祉	
5. ファミリーサポートセンター事業	
保育等関連事業	29～37
1. 子ども・子育て支援新制度	
2. 保育事業（保育所等）	
3. 保育事業（その他）	
4. 児童館	
5. 放課後児童健全育成事業	
6. 親子通園事業「はっぴ～」	
障がい者（児）福祉	41～53
1. 各種障害者手帳の所持状況	
2. 障がい者福祉自立支援給付等の各種サービス	
3. その他障がい者福祉事業	
高齢者福祉	57～86
1. 高齢者保健福祉計画	
2. 老人福祉事業	
3. 介護保険	
4. 包括的支援事業	
生活保護	89～97
1. 生活保護の制度	
2. 生活保護の決定	
3. 市内の保護動向	
社会福祉総務	101～107
1. 地域福祉	
2. 民生委員・児童委員	
3. 福祉センター	
4. 日本赤十字社沖縄県支部南城市地区	
5. 小災害見舞金	
6. 保護司・更生保護女性会	
7. 南城市社会福祉協議会との連携	
8. 援護事務	
9. 南城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター	
10. 結婚新生活支援事業	
社会福祉関係団体資料	111～132
1. 南城市社会福祉協議会	
2. 社会福祉関係団体一覧表	
3. 社会福祉関係施設一覧表	
4. 市内医療機関一覧表	
5. 児童福祉関連施設配置図	

南城市の概要

1. 市の概要

(1) 位置、面積

南城市は県都那覇市から南東へ約12km、沖縄本島南部の東海岸に位置し、静穏な中城湾と広大な太平洋に面しています。東西18km、南北8kmの広がりを持ち、面積は49.94km²で北は与那原町、西は南風原町及び八重瀬町にそれぞれ隣接しています。

離島である久高島は、隆起サンゴ礁で平坦な地形をなし、島の南西端に集落があります。



(2) 人口と世帯

本市では平成21年度より人口・世帯数とも増加傾向で、令和7年3月現在では人口が46,954人、世帯数が20,364世帯となっています。

令和2年と比べ、人口は2,643人、世帯数が2,256世帯増加しています。

人口・世帯数の推移

(各年3月31日現在)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人 口 (人)	44,311	45,045	45,530	46,009	46,498	46,954
世 帯 数	18,108	18,668	19,038	19,443	19,870	20,364

高齢化の状況について、令和6年10月1日現在で市の高齢化率は26.4%、県平均の24.2%を2.2ポイント上回り、全国平均29.3%より2.9ポイント下回っています。

人口・高齢化率

(毎年10月1日現在)

	年	人口	65歳以上人口	高齢化率 (%)
南城市	令和2年	44,815	11,361	25.4%
	令和3年	45,493	11,711	25.7%
	令和4年	45,766	11,873	25.9%
	令和5年	46,375	12,094	26.1%
	令和6年	46,818	12,370	26.4%
沖縄県	令和2年	1,467,000	331,542	22.6%
	令和3年	1,468,000	339,108	23.1%
	令和4年	1,468,634	344,000	23.4%
	令和5年	1,468,375	350,000	23.8%
	令和6年	1,467,065	355,000	24.2%
全 国	令和2年	125,708,000	36,191,000	28.8%
	令和3年	125,502,000	36,214,000	28.9%
	令和4年	124,947,000	36,236,000	29.0%
	令和5年	124,352,000	36,227,000	29.1%
	令和6年	123,802,000	36,243,000	29.3%

少子化の状況においては、市の14歳以下の人口の構成比は、17.4%（令和7年）となっています。

人口・少子化率

（毎年3月31日現在）

	年	人口	14歳以下人口	構成比（%）
南城市	令和2年	44,311	7,651	17.3%
	令和3年	45,045	7,748	17.2%
	令和4年	45,530	7,986	17.5%
	令和5年	46,009	8,092	17.6%
	令和6年	46,498	8,170	17.6%
	令和7年	46,954	8,180	17.4%

(3) 市内の福祉施設・医療機関の状況(P131)

市内の200床以上の民間病院は1ヶ所しかなく、その他内科、歯科等の医院、診療所が点在している状況であり医療環境は十分ではありません。

また、精神疾患などの専門病院がなく、精神疾患の入院は近隣市町の病院に頼らざるを得ない状況です。

2. 南城市福祉事務所の沿革

平成 18 年 1 月 1 日	南城市福祉事務所開設 佐敷町、知念村、玉城村、大里村が合併して、南城市が誕生。大里庁舎に市民福祉部を配置し「福祉事務所」を開設 所長は市民福祉部長が兼任 福祉事務所内に社会福祉課・児童家庭課を設置 社会福祉課（17人体制）に福祉総務、生活保護、障害福祉、介護長寿の4係を配置。生活保護係は、ケースワーカー（CW）3人配置 ※ 市になったため福祉事務所が設置され、これまで南部福祉事務所で実施していた保護業務が南城市に移管された 児童家庭課（59人体制）に児童家庭、児童育成の2係を配置
平成 18 年 2 月 1 日	南城市家庭相談員（嘱託）の配置（南城市家庭相談室設置要綱）
平成 18 年 3 月 31 日	「南城市高齢者保健福祉計画」策定
平成 18 年 4 月 1 日	社会福祉課体制強化 沖縄県から生活保護強化体制のため、副参事（兼査察指導員）を割愛採用 社会福祉課内に「南城市地域包括支援センター（直営）」を併設 南城市地域包括ケア推進協議会を設置 南城市女性相談員（嘱託）の配置（南城市女性相談員設置要綱） 南城市シュガー児童館の開館 沖縄県介護保険広域連合「第3期介護事業計画」実施
平成 18 年 10 月 1 日	障害者自立支援法が施行に伴い、活動支援センター「野の花」へ障害者相談支援事業を委託実施
平成 19 年 3 月 28 日	「南城市要保護児童対策地域協議会」を設置
平成 19 年 3 月 31 日	「南城市障がい者計画及び障がい者福祉計画」策定 なんじょう子どもプラン「南城市次世代育成支援対策行動計画」策定
平成 19 年 4 月 1 日	社会福祉課体制強化 体制強化のため査察指導員1人を専任配置 CWも1人増で4人体制となる ※ 平成19年4月2日 4地区の福祉作業所が特定非営利活動法人南城自立支援センターとして活動開始
平成 19 年 4 月 9 日	社会福祉課内に手話通訳奉仕員（嘱託）1人配置
平成 19 年 10 月 1 日	「南城市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」を設置
平成 19 年 11 月 1 日	「南城市立保育所の民営化基本方針」策定
平成 19 年 12 月 1 日	民生委員・児童委員の一斉改選
平成 20 年 3 月 31 日	沖縄県からの割愛採用職員（副参事兼査察指導員）退職

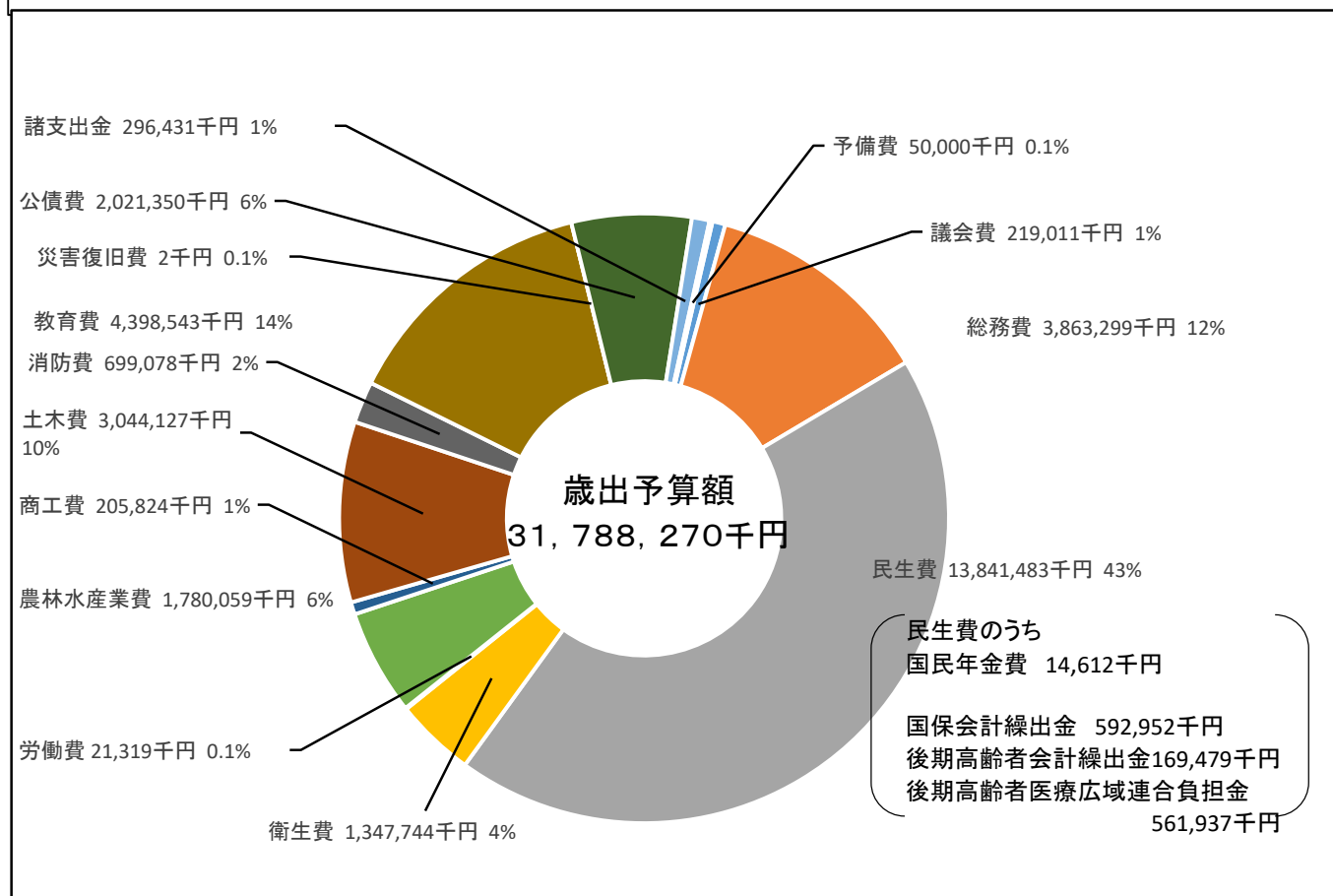
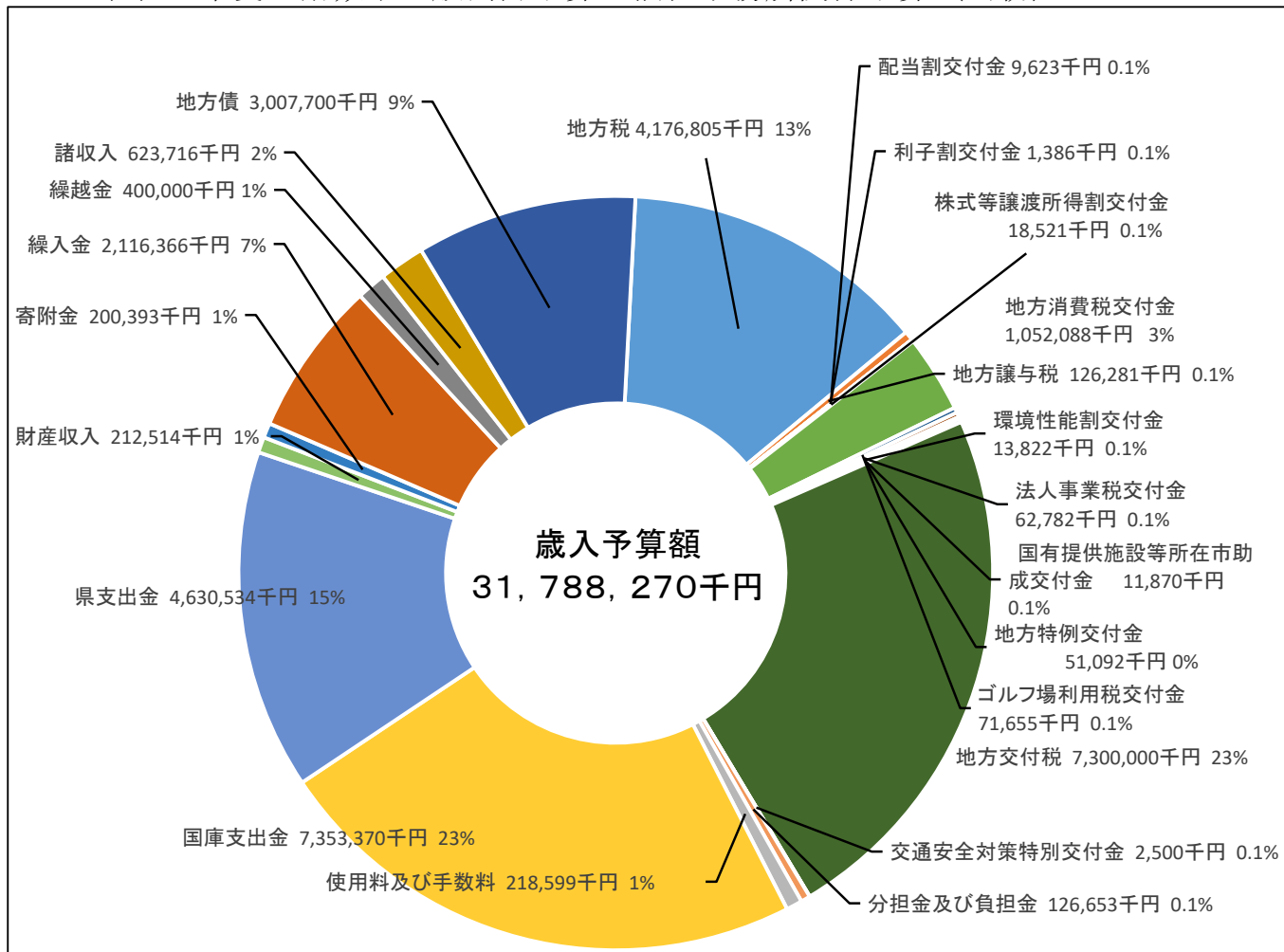
平成 20年 4月 1日	所長を市民福祉部参事が兼任 老人福祉センター（佐敷）、福祉センター（玉城）、総合保健福祉センター（大里）を、南城市社会福祉協議会へ管理委託する 「南城市障がい者運転免許取得費助成・改造費助成・介護車両改造費事業」の実施 南城市地域支えあい事業スタート
平成 20年10月 21日 ～24日	「ひとりでなやまないで」をテーマに精神保健普及週間及び自殺予防キャンペーンの実施
平成 20年11月 1日	「南城市福祉事務所概要」作成
平成 20年12月 16日	「南城市障がい者自立支援協議会」開催
平成 21年 2月 10日	「南城市発達障害児（者）支援の関係4課会議」開催
平成 21年 3月 16日	知念保育所の民営化移管先として「知念あさひ保育園」に決定
平成 21年 3月 31日	「南城市障がい福祉計画」見直し策定 「南城市高齢者保健福祉計画」見直し策定 がんじゅう教室へ機能訓練機器（油圧式筋力トレーニング機器）設置 （久高：久高離島振興総合センター、佐敷：老人福祉センター）
平成 21年 4月 1日	知念保育所の民営化による「知念あさひ保育園」開園 南城自立支援センターへ福祉製品の販売促進事業を委託 沖縄県介護保険広域連合「第4期介護保険事業計画」実施
平成 21年 7月 13日	南城市自殺対策関係機関との連絡会
平成 21年11月 14日	第 1 回南城市社会福祉大会開催
平成 22年 1月 15日	がんじゅう教室へ機能訓練機器（油圧式筋力トレーニング機器）設置 （知念：知念児童屋内体育館、玉城：福祉センター、大里：総合保健福祉センター1階）
平成 22年 2月 23日	船越保育所の民営化移管先内定
平成 22年 3月 19日	佐敷第1保育所及び佐敷第2保育所（統合）の民営化移管先として「さしき保育園」に決定
平成 22年 3月 27日	障害者の活動支援施設「南城市地域活動支援センター」竣工
平成 22年 3月 31日	なんじょう子どもプラン「南城市次世代育成支援対策行動計画（後期）」策定 いきいき南城しあわせプラン「南城市地域福祉計画・南城市地域福祉活動計画」策定
平成 22年 4月 1日	佐敷第1保育所及び佐敷第2保育所（統合）の民営化による「さしき保育園」開園 自殺対策事業の実施 こころとからだの健康相談室開設（毎週火・金曜日、相談員1名配置） 児童手当より子ども手当へ変更 母子家庭等高等技能訓練促進費等支給事業の実施
平成 22年 4月 16日	南城市地域活動支援センター落成式及び開所
平成 22年 6月 28日	第 1 回市障害者ふれあい交流会の実施
平成 22年 8月 1日	父子児童扶養手当支給

平成 22年12月 1日	民生委員・児童委員一斉改選 船越保育所の民営化移管先として「船越保育園」に内定
平成 23年 4月 1日	南城市地域包括支援センターへ正職員の「社会福祉士」1名を配置 障害者就労支援事業により野の花相談所へ支援員1名を配置 児童家庭相談員1名の増員（週3日で4時間勤務） 年齢拡大による乳幼児医療費から子ども医療費助成事業への変更 船越保育所の民営化による「船越保育園」開園 南城ワークセンター事務所移転（改善センター裏プレハブ建て2階） 「南城市ファミリーサポートセンター」の開設（市社協への委託事業） 東日本大震災被災者給付金申請の受付開始
平成 23年 6月 24日	玉城保育所の民営化移管先「以和貴保育園」に内定
平成 23年 8月 26日	沖縄県南部保健所の発達障害児者支援体制整備モデル市指定
平成 23年10月 6日	市敬老会の1日（午前・午後の2回）開催で実施
平成 23年10月 12日	福祉センター補聴器誘導システム導入事業により4ヵ所へ設置
平成 24年 1月 30日	自立支援協議会相談部会の設置及び開催
平成 24年 3月 3日	南城市学童保育連絡協議会の設立 「南城市障がい者福祉計画及び障がい福祉計画」見直し策定 「南城市高齢者保健福祉計画」見直し策定 公共施設等バリアフリー整備推進事業により13施設を整備
平成 24年 4月 1日	玉城保育所の民営化による「以和貴保育園」開園 沖縄県介護保険広域連合「第5期介護保険事業計画」実施
平成 24年10月 5日	知念児童館着工
平成 24年11月 2日	親子通園事業所（通称：はっぴ〜）開所
平成 24年11月 16日	第2回南城市社会福祉大会開催
平成 25年 4月 1日	「福祉部新設」福祉部長が「福祉事務所長」を兼任 「生きがい推進課」を新設し、障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険及び地域包括支援センター等を所管する 「主任介護支援専門員」を1名採用し、南城市地域包括支援センターへ配置
平成 25年10月 1日	知念児童館完成
平成 25年12月 1日	民生委員・児童委員一斉改選
平成 25年12月 20日	南城市障害者就労施設等からの物品等の調達方針策定
平成 26年 4月 1日	沖縄県障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行 南城市病児・病後児保育事業を委託（委託先：大里子どもクリニック）
平成 27年 3月 31日	「南城市高齢者保健福祉計画」策定 「障がい福祉計画」一部見直し 「南城市子ども・子育て支援計画」策定 第2次いきいき南城しあわせプラン「南城市地域福祉計画・南城市地域福祉活動計画」見直し策定
平成 27年 4月 1日	沖縄県介護保険広域連合「第6期介護保険事業計画」実施

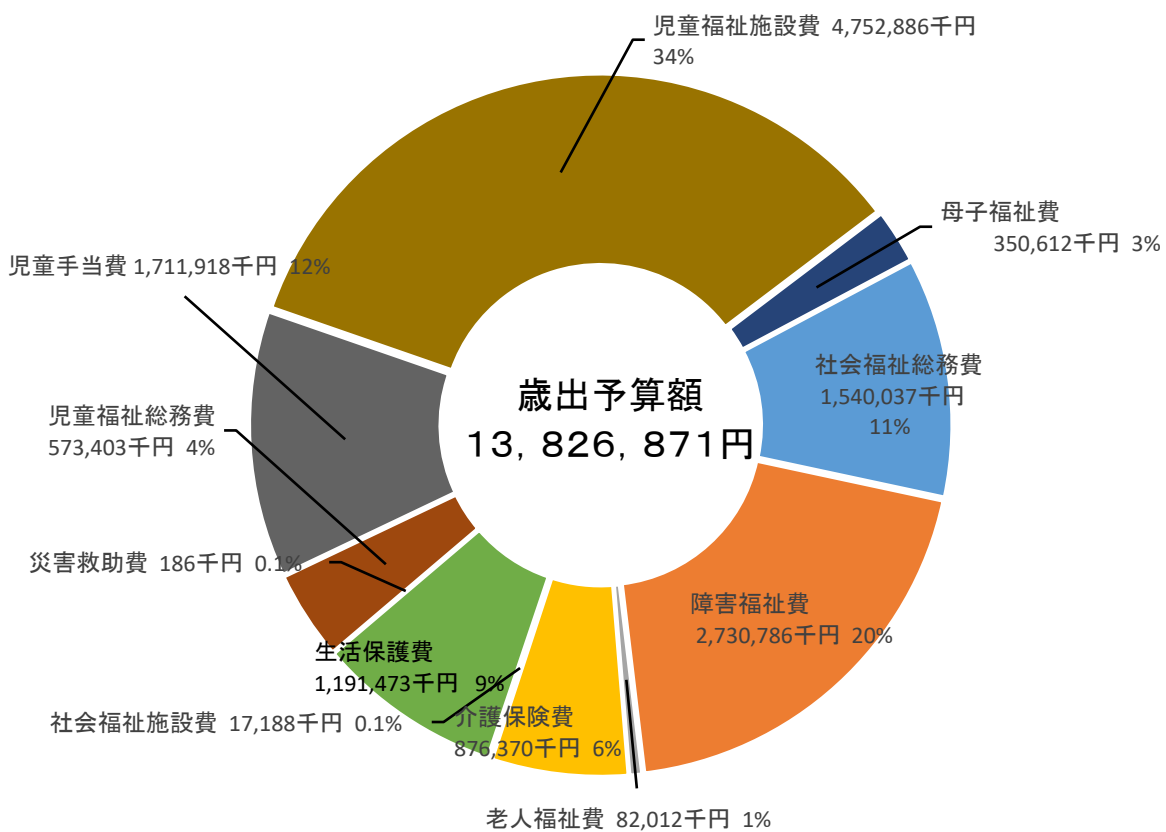
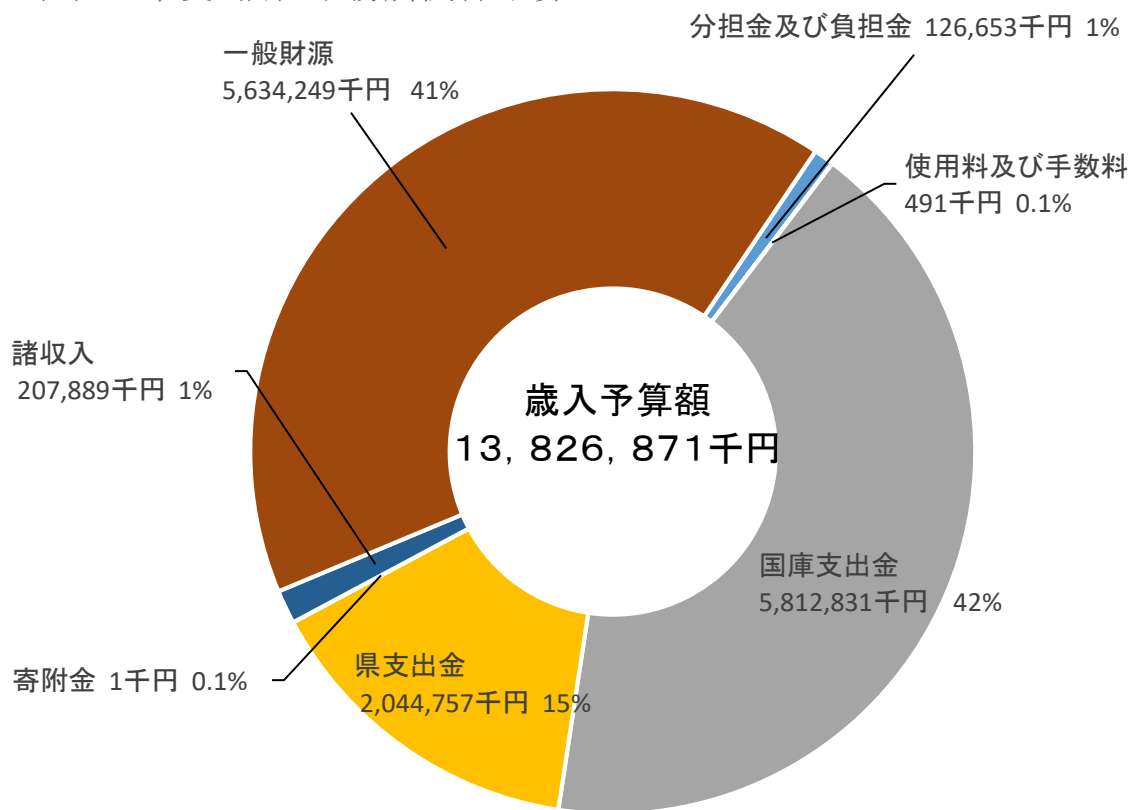
平成 27 年 4 月 1 日	南城市地域包括支援センターへ正職員の「社会福祉士」を1名追加配置(計2名) 南城市 就職・生活支援 パーソナルサポートセンター開設 わかば保育所の民営化による「松の実保育園」開園
平成 27 年 12 月 20 日	第3回南城市社会福祉大会開催
平成 28 年 4 月 1 日	「おひさま保育園」、「木の国保育園」開園 ハローワーク求人情報のオンライン提供開始(社会福祉課)
平成 28 年 4 月 18 日	馬天小学校敷地内に学童施設完成
平成 28 年 6 月 6 日	百名小学校敷地内に学童施設完成
平成 28 年 6 月 28 日	子どもの居場所「ほっとハウスひまわり」開設
平成 28 年 11 月 1 日	「南城みなみ保育園」開園
平成 28 年 12 月 1 日	民生委員・児童委員一斉改選
平成 29 年 2 月 17 日	みどり保育所の民営化移管先「愛護福祉会」に内定
平成 29 年 2 月 21 日	与那原警察との間に、「認知症高齢者等の見守り及び安全支援」に関する協議書を締結。日本郵政(株)南風原中央郵便局、玉城郵便局と「地域における協力」に関する協定書を締結
平成 29 年 4 月 1 日	「愛地友遊保育園」、「むぎの子共同保育園」開園 玉城小学校敷地内、船越小学校敷地内に学童施設完成 生活支援体制整備事業実施 在宅医療・介護連携推進事業実施
平成 29 年 7 月 7 日	子どもの居場所「ほっとハウスがじゅまる」開設
平成 29 年 10 月 1 日	みどり保育所民営化により「輝咲保育園」開園
平成 30 年 3 月 30 日	「第3次南城市障がい者計画」策定 「第5期南城市障がい福祉計画」見直し策定 「第1期南城市障がい児福祉計画」見直し策定 「南城市高齢者保健福祉計画」見直し策定
平成 30 年 4 月 1 日	認知症総合支援事業「認知症初期集中支援チーム」促進推進事業実施 佐敷小学校敷地内、大里南小学校敷地内に学童施設完成 「おおごと保育園」開園 沖縄県介護保険広域連合「第7期介護保険事業計画」実施
平成 30 年 4 月 1 日	南城市地域活動支援センターの南城市社会福祉協議会による指定管理がスタート
平成 30 年 7 月 1 日	子どもの居場所「BIG MAMA HOUSE」開設
平成 30 年 11 月 24 日	第4回南城市社会福祉大会開催
平成 31 年 4 月 1 日	知念小学校敷地内、大里北小学校校舎内に学童施設完成 「児童家庭課」を「子育て支援課」に課名変更 「家庭的保育くだから」開園
令和 元年 12 月 1 日	民生委員・児童委員一斉改選
令和 2 年 3 月 31 日	老人福祉センター(佐敷)、福祉センター(玉城)、総合保健福祉センター(大里)の社会福祉協議会による指定管理終了

令和 2年 4月 1日	子どもの居場所「みんなのいえ」開設 第3次いきいき南城しあわせプラン「南城市地域福祉計画・南城市地域福祉活動計画」見直し策定 「第2期 南城市子ども・子育て支援事業計画」策定 「かりゆしキッズ保育園」「さくら保育園」開園
令和 2年 8月 1日	「のびるっこ保育園」開園
令和 2年 8月 末	南城市福祉センター(玉城) 屋内施設は老朽化に伴い閉館
令和 3年 3月	「南城市第8期高齢者保健福祉計画」見直し策定 沖縄県介護保険広域連合「第8期介護保険事業計画」見直し策定 「第6期南城市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」見直し策定
令和 3年 3月 31日	南城市総合保健福祉センター(大里) は南城市立認定こども園へ転用に伴い廃止
令和 3年 10月 1日	南城市福祉センター(玉城) は施設の劣化が著しく廃止
令和 3年 10月 1日	南城市ゲートボール場条例を制定(福祉センター敷地内にある既存のゲートボール場の設置、名称及び位置を制定)
令和 4年 2月 17日	第5回南城市社会福祉大会(コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、式典中止)
令和 4年 4月 1日	南城市地域包括支援センター(直営型)を基幹型センターへ移行 南城市地域包括支援センター(地域型センター)を2地区に開設 「公私連携幼保連携型玉城こども園」開園(南城市立玉城幼稚園から移行) 「公私連携幼保連携型知念こども園」開園(南城市立知念幼稚園から移行) 「松の実こども園」開園(松の実保育園から移行) 南城市子ども家庭総合支援拠点を設置
令和 4年 12月 1日	民生委員・児童委員一斉改選
令和 5年 4月 1日	「公私連携幼保連携型佐敷こども園」開園(南城市立佐敷幼稚園から移行) 「公立大里こども園」開園(南城市立大里北、大里南幼稚園から移行) 「子育て支援課」を「こども保育課」「こども相談課」に組織再編・課名変更
令和 6年 3月	「第4次南城市障がい者計画、第7期南城市障がい福祉計画、第3期南城市障がい児福祉計画」見直し策定 「南城市第9期高齢者保健福祉計画」見直し策定 沖縄県介護保険広域連合「第9期介護保険事業計画」見直し策定
令和 6年 3月 31日	南城市地域活動支援センターの市社会福祉協議会による指定管理終了
令和 6年 4月 1日	「福祉部」を「健康福祉部」とし、「健康増進課」を市民部から再編 「こども家庭センター」設置 「こうさぎ保育園」開園 南城市地域活動支援センターの沖縄文化スポーツイノベーション株式会社による指定管理がスタート
令和 6年 8月 2日	南城市加齢性難聴者補聴器購入助成事業を施行
令和 7年 3月	第4次いきいき南城しあわせプラン「南城市地域福祉計画・南城市地域福祉活動計画(南城市成年後見制度利用促進基本計画・南城市再犯防止計画)」見直し策定 「南城市こども計画」策定

3. 令和7年度 南城市一般会計予算・福祉事務所関係予算（当初）

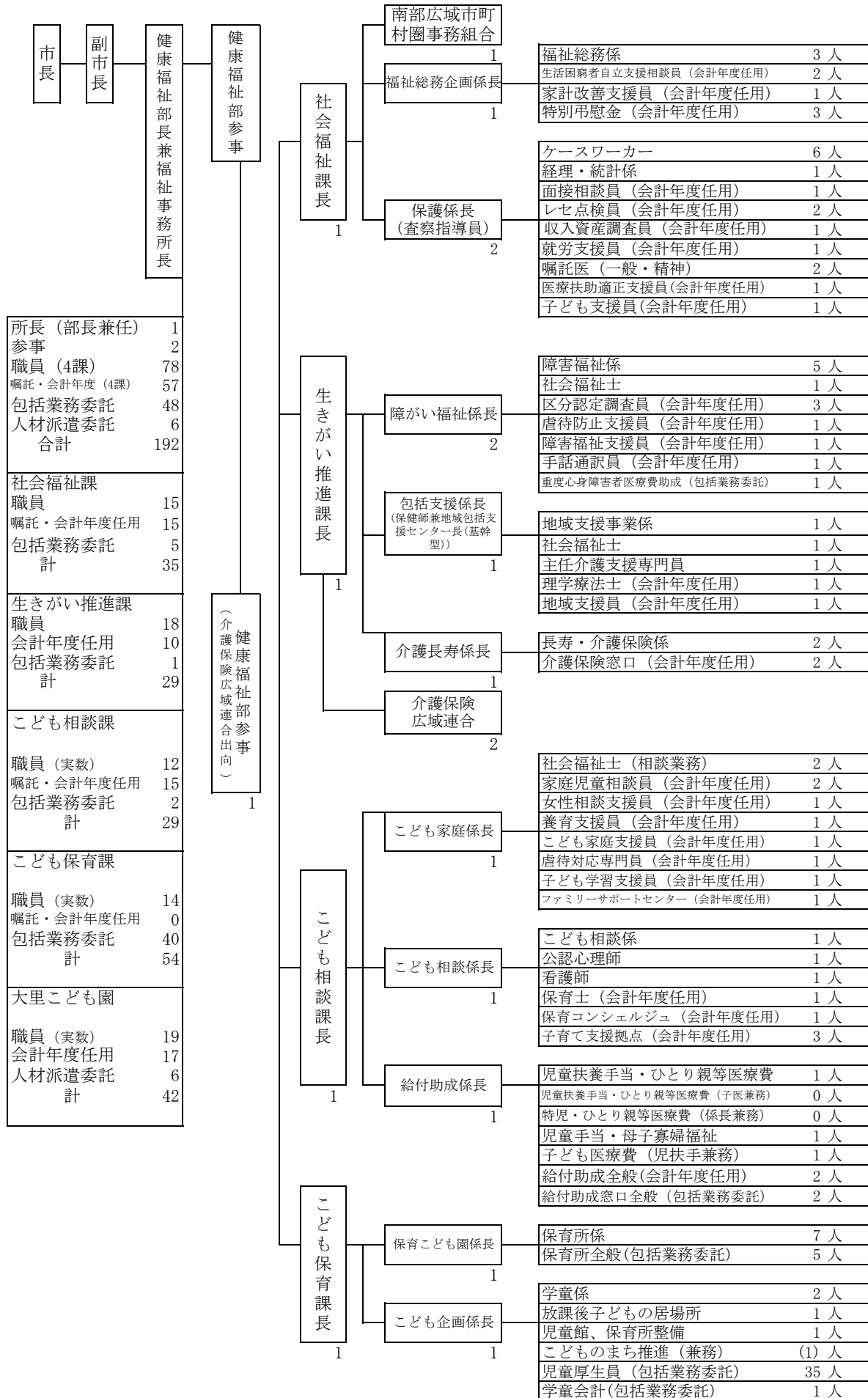


令和7年度 福祉事務所関係予算



南 城 市 福 祉 事 務 所 組 織 図

(令和7年4月1日現在)



児童福祉・母子福祉

1. 児童福祉

児童福祉法で、児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有するとあり、また、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされています。

近年、児童虐待が深刻な社会問題となり、市町村において虐待の未然防止・早期発見を中心とした取り組みが求められています。また、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増えています。

本市では、家庭児童相談員や子ども家庭支援員、女性相談支援員、養育支援訪問員を配置し子どもに関わる問題や生活等の相談について対応しています。相談援助活動の実施にあたっては、関係機関が連携して、児童に関する情報を共有し、各々の機関の持つ特色や機能を活用することにより効果的な対応が可能になることから、庁内外の関係機関等からなる要保護児童対策地域協議会を設置しています。

(1) 家庭児童相談

家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等、児童福祉の向上を図るための相談指導援助を充実強化するため家庭児童相談室を設置し家庭児童相談員や子ども家庭支援員を配置しています。

家庭や地域等からの相談・通告に対応し、必要な調査・指導等を行い、より専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の援助・判定を求め、送致や指導の措置を採るなど、関係機関と連携を図りながら家庭児童相談業務を行います。

◆相談内容

性格、習慣など	神経質、友だち関係、食事、清潔の習慣、習癖のことなど
発育遅れ	知的発達の遅れ、ことばの遅れなど
学校生活	保育所、幼稚園、こども園、学校等子どもの集団生活における生活行動上のこと
非行	窃盗、家出、夜遊びなど
家族関係	親子、祖父母と子どもの関係に関することや虐待に関すること
環境福祉	子どもの養育についての経済的問題、養育にかかる問題など
心身障がい	心身機能上障がいのある子どもの家庭における養育に関すること
出産・育児	妊娠、出産、育児などについて
その他	家庭における子どもの様々な悩みごとについて

○家庭児童相談室における相談種類別受付 (単位：人)

	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談				性格行動相談	不登校相談	適正相談	育児・しつけ相談		
令和2年度	45	55	4	3	2	12	11	0	9	64	205
令和3年度	53	62	11	13	2	13	12	0	6	76	248
令和4年度	34	79	11	10	3	10	11	0	1	62	221
令和5年度	44	110	6	7	1	8	11	0	3	51	241
令和6年度	59	106	5	4	5	14	15	0	4	23	235

(2) 女性相談

女性に対する相談及び指導の効果的な推進を図るために女性相談支援員を配置しています。

DV被害等の問題、女性が抱えるさまざまな悩み、DV被害者の児童への対応、子どもが同居する家庭における問題など家庭児童相談員と連携を図りながら対応します。

※ 相談件数（令和6年度）

実相談人数 80人、 延べ相談件数 127件

○女性相談種類別受付

（単位：件）

	人間関係													
	夫婦				子ども			親族			家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	その他
	夫婦の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育問題	その他	親の暴力	その他の親族の暴力	その他				
令和2年度	29	0	19	17	2	0	2	3	1	5	1	1	2	3
令和3年度	32	2	12	4	1	0	1	8	5	2	0	2	4	2
令和4年度	42	0	7	3	2	0	1	7	4	4	1	0	2	0
令和5年度	27	1	8	8	0	0	1	3	1	6	2	3	2	1
令和6年度	31	0	12	12	0	0	3	2	2	1	2	3	0	8

住居問題	帰住先	経済関係				医療関係				不純異性交遊	売春強要	暴力団関係	5条違反	人身取引	合計
		生活困難	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他						
0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88
3	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74
1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67
0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80

(3) 養育支援相談

養育に対する相談及び支援の効果的な推進を図るために養育支援訪問員を配置しています。出産や育児に不安がある家庭に支援員が訪問し、家庭で適切な養育の実施が確保できるように家庭児童相談員、女性相談支援員と連携を図りながら対応しています。

○相談件数

年度	実相談人数（人）	延べ相談訪問件数（件）
令和2年度	53	182
令和3年度	41	249
令和4年度	91	258
令和5年度	22	311
令和6年度	6	95

(4) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見及び適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し関係機関等と連携しています。協議会は、必要に応じて児童虐待や不登校その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

※ 開催数(令和6年度)

・代表者会議 1回 ・実務者会議 3回 ・個別支援会議 18回

構成機関

沖縄県中央児童相談所	南城市民生委員・児童委員連絡協議会
沖縄県南部福祉事務所	児童養護施設 島添の丘
沖縄県立総合精神保健福祉センター	南城市健康福祉部 こども相談課
沖縄県与那原警察署	南城市健康福祉部 社会福祉課
南城市社会福祉協議会	南城市健康福祉部 生きがい推進課
南城市立中学校校長会	南城市健康福祉部 健康増進課
南城市立小学校校長会	南城市教育委員会 教育指導課
南城市法人立保育園園長会	

(5) 市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有するスーパーバイザーを配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的助言・指導等を行います。

※ 開催数(令和6年度) 5回

(6) 沖縄こどもの貧困緊急対策事業

◆子どもの居場所運営支援事業

沖縄の将来を担う子ども達の深刻な貧困に関する状況に対応するため、子どもの居場所を提供し、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等の支援を行います。本市では子どもの居場所を運営している団体へ運営費を補助しています。

○特定非営利活動法人 三楽

●大里地域：大里コミュニティ広場

開 所 日：月・水・金 14:00～19:00 第2・4土13:00～19:00

登録者数：14名（令和7年3月31日時点）職員体制：4名

利用実績：開所日数 165日 延べ利用者数 651名

●佐敷地域：佐敷コミュニティ広場

開 所 日：月・木・金 14:00～19:00 第2・3土13:00～19:00

登録者数：7名（令和7年3月31日時点）職員体制：4名

利用実績：開所日数 142日 延べ利用者数 253名

●玉城地域：玉城コミュニティ広場

開 所 日：火・木・土 14:00～19:00 第2・4土13:00～19:00

登録者数：7名（令和7年3月31日時点）職員体制：4名

利用実績：開所日数 150日 延べ利用者数 464名

○株式会社アンカー

知念地域：あしびなー知念

開 所 日：月・水・金 16:00～19:00 第2・4土10:00～14:00

登録者数：7名（令和7年3月31日時点）職員体制：4名

利用実績：開所日数 155日 延べ利用者数 155名

(令和7年度)

○特定非営利活動法人 三楽

大里地域：大里コミュニティ広場

開 所 日：毎週月・水・金及び土曜日（第2・第4）

時間：14：00～19：00（※土曜日は13：00～19：00）

職員体制：4名

玉城地域：玉城コミュニティ広場

開 所 日：毎週火・木・土曜日

時間：14：00～19：00（※土曜日は13：00～19：00）

職員体制：4名

佐敷地域：佐敷コミュニティ広場

開 所 日：毎週月・木・金及び土曜日（第2・第3）

時間：14：00～19：00（※土曜日は13：00～19：00）

職員体制：4名

○株式会社 アンカー

知念地域：あしびなー知念

開 所 日：毎週月・水・金及び土曜日（第2・第4）

時間：16：00～19：00（※土曜日は10：00～14：00）

職員体制：5名

◆こどもの貧困対策支援員事業

沖縄こどもの貧困緊急対策事業による補助金を活用し、こどもの貧困対策支援員を各学校区に配置しています。

貧困対策支援員は、地域に出向いてこどもの貧困の状況を把握し、関係機関との情報共有や支援につなげるための調整を行います。

こどもの貧困対策支援員の配置は教育指導課が実施しています。

(7) 助産施設入所

母子保健上助産施設への入院が必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産ができない妊産婦へ助成します。（非課税世帯が対象）

助産施設： 沖縄県立南部医療センター・子ども医療センター、沖縄赤十字病院、沖縄協同病院、南部徳洲会病院、那覇市立病院、琉球大学医学部附属病院等

	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所決定件数	0	0	1	0	0	1

(8) 里親制度(一般社団法人沖縄県里親会にて実施)

里親制度は、児童福祉法に基づき、家庭での養育が困難な子どものために、家庭的な環境を確保し、心身ともに健やかに育てることを目的としています。急増する児童虐待などにより、子どもや保護者、家庭を取り巻く環境が変わっている中、家庭的な環境で養育する里親制度は、家庭的養護の有効な手段として、今後さらに活用を図ることが重要となっています。

◎里親の種類：養育里親、親族里親、専門里親、短期里親等

2. 児童扶養手当

ひとり親家庭の児童、父または母が重度障害の状態にある家庭の児童が心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立を助ける目的で支給される手当です。

(1) 受給資格者

次の事項に当てはまる児童（この場合の児童とは、18才に達した以降の最初の3月31日までの間にある者を言います）を監護している父または母、またはそれにかわってその児童を養育している人に支給されます。なお、児童が一定以上の障害を有する場合は20才になる月まで手当が受けられます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている、または父母ともに不明である児童
- ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで生んだ児童
- ⑧ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童

※ 次の場合は、手当を受けることが出来ません。

- ① 手当を受けようとする人、及び児童が日本国内に住所を有しない場合
- ② 児童が児童福祉施設への入所、又は里親に委託されている場合
- ③ 父または母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されている場合（父または母が一定の障害がある場合を除く）

(2) 児童扶養手当の額

（令和7年4月1日現在）

区分	全部支給者	一部受給者
児童1人	月額46,690円	46,680円～11,010円
児童2人以上	上記に1人につき11,030円ずつ加算	上記に1人につき11,020円～5,520円ずつ加算

※ 所得によって、手当の一部または全部が支給停止となる場合があります。

※ 児童・父・母・養育者が年金を受給している場合や、児童が年金の加算対象となっている場合は、所得制限とは別に年金額に応じて、児童扶養手当の一部または全額が支給停止となります。

(3) 児童扶養手当の支給

1月～	2月分の手当	・・・	3月11日
3月～	4月分の手当	・・・	5月11日
5月～	6月分の手当	・・・	7月11日
7月～	8月分の手当	・・・	9月11日
9月～	10月分の手当	・・・	11月11日
11月～	12月分の手当	・・・	1月11日

※ 11日が土・日及び祝日の場合は、その直前の日が支払日となります。

(4) 児童扶養手当受給者数

（単位：人）

年度	離婚	死亡	障害	遺棄	拘禁	未婚	その他	計
令和2年度	508	10	8	1	0	65	29	621
令和3年度	522	7	8	0	0	71	30	638
令和4年度	510	7	9	1	0	66	28	621
令和5年度	506	6	7	1	0	68	30	618
令和6年度	494	3	8	1	0	70	31	607

（令和7年3月末現在）

3. 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

(1) 受給資格

手当を受けることができる人は、身体や精神に別表に該当する程度の障害がある児童の父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人です。

※ 次の場合は支給されません

- ①児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ②児童が日本に住所を有しないとき
- ③手当を受けようとする本人、その配偶者、同居の扶養義務者の所得が所得制限限度を超えるとき

(2) 特別児童扶養手当の額

(令和7年4月)

区分	1 級	2 級
児童 1 人	月額 56,800 円	月額 37,830 円

※ 所得によって手当が制限されることがあります。

※ 所得の制限額はその年の8月から翌年の7月まで適用されます。

(3) 特別児童扶養手当の支給

- 1 2 月～ 3 月分の手当 4 月 1 1 日
- 4 月～ 7 月分の手当 8 月 1 1 日
- 8 月～ 1 1 月分の手当 1 1 月 1 1 日

※11日が土・日曜日及び休日の場合は、その直前の日が支払日となります。

(4) 特別児童扶養手当受給者数

(単位：人)

年度	肢体 不自由	聴覚 障害	視覚 障害	知的 障害	内部 障害	精神 障害	重複 障害	その他	計
令和2年度	12	2	2	137	6	152	3	7	321
令和3年度	14	1	2	137	3	174	3	10	344
令和4年度	15	1	2	125	11	166	3	0	323
令和5年度	10	2	2	121	6	201	1	0	343
令和6年度	14	2	2	122	3	212	1	7	363

(令和7年3月末現在)

別表（児童障害の程度）

1 級	2 級
1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの 二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢のすべての指を欠くもの 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは、病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの 二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3 平衡機能に著しい障害を有するもの 4 そしゃくの機能を欠くもの 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢のすべての指を欠くもの 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢のすべての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは、病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

4. 母子父子福祉及び寡婦福祉

すべての母子家庭には、児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母及び父の健康で文化的な生活が保障されるものとし、寡婦にも同様な保障がされ、その生活の安定と向上のために必要な施策を行っています。母子（父子）家庭及び寡婦の充実を図ることを目的としています。

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を図る制度として、母子寡婦福祉対策で重要なものです。福祉資金の貸付手続きはこども相談課で行うが、貸付制度の運用については、都道府県が特別会計を設けて貸付を行っています。その財源としては国及び都道府県が繰り入れる原資と償還金等が当てられます。

(単位：千円)

種 類	対 象 者									
母子・父子福祉資金貸付	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない者									
寡婦福祉資金貸付	20歳以上の子を扶養している配偶者のいない女性や扶養する子のいない寡婦（かつて母子家庭の母だった女性）									
資金別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	母子(寡婦)・父子		母子(寡婦)・父子		母子(寡婦)・父子		母子(寡婦)・父子		母子(寡婦)・父子	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	4	10,411	8	20,761	6	15,862	5	15,944	4	8,873
技能習得資金	1	1,756	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	1	1,632	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	4	1,182	8	2,056	4	1,790	3	1,310	3	1,250
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	10	14,981	16	22,817	10	17,652	8	17,254	7	10,123
内訳(母子)	9	13,349	16	22,817	10	17,652	8	17,254	7	10,123
内訳(寡婦)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳(父子)	1	1,632	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) ひとり親家庭等医療費助成事業

市内に住所があり、医療保険法の規定による被保険者、被組合員または被扶養者となっている、ひとり親家庭等の保護者へ医療費の一部を助成します。但し、請求者、又は同居の扶養親族の所得が限度額を超えた場合は助成を受けることができません。（H30.8月より自動償還払いを導入）

種類		対象者	請求に必要な物
通院	1人1ヶ月1診療機関につき、1,000円を超える分を助成（一部自己負担分有り）	①母子家庭の母と児童 ②父子家庭の父と児童 ③養育者が養育する父母がいない児童 ④養育者本人（主な生計維持者一人） ※児童とは18歳までの子どもで、18歳に達した日の属する年度の末日まで	①医療費助成受給者証 ②医療保険の資格確認書等 ③医療費点数が記入されている領収書
入院	一部自己負担分無	同 上	同 上

※医療費は各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金を控除した額が対象となります。

※子ども医療費助成等その他制度を受けることができる場合は除きます。

○受給者数

(単位：人)

年度	母子家庭		父子家庭		養育者家庭		計		年間延べ支給件数	
	母	児童	父	児童	養育者	児童	父母	児童	父母	児童
令和2年度	484	843	54	86	令和 対象 6年 者 年度 拡大 4月 か	13	538	942	3,632	2,851
令和3年度	401	509	29	50		8	430	567	3,635	2,973
令和4年度	490	834	53	79		12	543	925	3,520	1,158
令和5年度	521	903	51	77		11	572	991	3,614	890
令和6年度	418	154	20	12	2	2	440	168	4,276	971

(3) 母子家庭等日常生活支援事業（生活支援・子育て支援）

母子家庭、父子家庭及び寡婦が疾病等の理由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、若しくは日常生活を営むのに支障がある家庭に家庭生活支援員を派遣し母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活安定を図ります。

※令和4年4月より自己負担区分が廃止となりました。ひとり親家庭及び寡婦（かつて母子家庭だった寡婦）の方はどなたでもご利用になれます。

対 象	支援の内容	手続きに必要なもの
自立促進に必要な事由や社会的事由により、一時的な介護、保育などの支援が必要な母子、父子家庭及び寡婦	・乳幼児の保育 ・技能取得のための通学や就職活動の際の保育サービス ・病後児保育、医療機関等との連絡 ・その他一時的な子育て支援	母子家庭、父子家庭又は寡婦であることを証明する書類（児童扶養手当証書、母子医療証、住民票謄本等の写し）

申請人資格等、手続きに関してはこども相談課までお問い合わせ下さい。

①派遣対象は、一時的に支援を必要とする事由が生じている場合です。継続的に支援契約を結ぶものではありません。派遣回数は原則として年間24回を限度としていますが、状況を判断のうえ対応いたします。

②下記の場合は、派遣することができません。

- ・支援内容が専門的技術を要する場合（重度の障害や病気の方の介護など）で、家庭生活支援支援員では対応困難と判断されるとき。
- ・緊急時や、家庭生活支援員の都合がつかない場合（当日の派遣はできません）

○南城市母子寡婦福祉会

南城市に居住する母子家庭及び寡婦家庭の自立を助長し、会員相互の親睦と福祉の向上を図ることを目的とします。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子寡婦会員	50	42	52	53	51
内（母子）	41	32	41	41	39
内（寡婦）	9	10	11	12	10
内（父子）	0	0	0	0	2

（4）高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の生活の負担の軽減を図り、資格取得を促進することを目的に、就業に結びつきやすい資格（看護師・介護福祉士等）を取るために6月以上の養成機関等で修業する場合、修業期間の一定期間、高等職業訓練費促進費を支給します。

＜対象となる方＞

南城市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で次の要件を満たす方

- ①児童扶養手当の受給者又は、同等の所得水準にある者
- ②対象資格を取得するため養成機関にて6月以上修業し、資格の取得が見込まれる者
- ③就業又は、育児と修業の両立が困難であると認められる者
- ④過去に訓練促進費及び一時金を受けたことがない者

＜支給期間と支給額＞

訓練促進費と修了支援給付金

①訓練促進費の支給の対象となる期間は、養成機関において修業する機関の全期間（上限4年）とする。

②修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以後に原則として1回とする。

訓練促進費	非課税世帯で月額	100,000円
	課税世帯で月額	70,500円

（最終学年次）	非課税世帯で月額	140,000円
	課税世帯で月額	110,500円

③訓練を修了すると、修了支援給付金も支給されます。

修了支援給付金	非課税世帯で	50,000円
	課税世帯で	25,000円

○高等職業訓練促進給付金支給状況（平成22年度より新規事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給決定人数	1人	5人	3人	4人	2人
支給総額	1,200,000円	5,444,500円	4,080,000円	5,760,000円	3,030,000円

(5) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に必要な資格や技能を身に付けるために指定教育訓練講座を受講・修了した場合、その費用の一部が支給されます。

<対象となる方>

母子家庭の母又は父子家庭の父で下記要件を全て満たす人

- ①母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている者であること
- ②適職に就くために教育訓練を受けることが必要であると認められること
- ③原則として、過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

<対象講座>

- ①雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座
- ②就職に結びつく可能性の高い講座で、国が別に定める講座

<支給額>

対象教育訓練の受講のために支払った費用（受講料）の60％に相当する額（上限額あり。上限額は受講する講座により変動し、雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることのできる者は、その支給額との差額）を支給。

※受講料が、12,000円未満の場合は対象外になります。

(6) ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業

認可保育所に入園できず、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭に対して、利用料の負担を軽減することにより、生活の安定と自立の促進を図ります。

<対象となる方>

ひとり親家庭の母又は父で下記要件を全て満たす人

（ただし、幼児教育・保育無償化の対象となる子どもの保護者を除く）

- ①児童扶養手当の受給者又は、南城市母子及び父子家庭等医療費助成事業の受給者
- ②南城市に保育の必要性の認定を申請し、その認定を受けた子どもの保護者
- ③認可保育園の利用申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設を利用している子どもの保護者

<補助額>

入所している認可外保育施設が定める利用料から、子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額を控除した額（上限33,000円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	1人	4人	0人	0人	1人
支給総額	211,400円	513,300円	0円	0円	155,208円

(7) ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料補助事業

ひとり親家庭等または生活保護世帯における児童クラブ利用料の負担を軽減することにより、児童の健全な育成を図るとともに、当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とする。

<対象となる方>

南城市内に住所を有し、次の要件のいずれかを満たす人

- ①児童扶養手当受給者またはひとり親家庭等医療費助成受給者
- ②生活保護受給者

<補助額>

児童が利用する児童クラブが定める保育料及び利用料の2分の1の額
(ただし、上限月額5,000円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	114人	115人	124人	115人	126人
支給総額	5,375,000円	5,325,250円	5,687,000円	5,859,000円	6,379,750円

5. ファミリーサポートセンター事業

地域で育児のサポートを行いたい者と育児のサポートを受けたい者が行う会員制相互援助活動により、市内で子育てを行っている家庭が安心して生活できる社会を構築するとともに、仕事と育児を両立できる環境を整備し、もって児童福祉の向上及び労働者福祉の推進に資することを目的とします。

※令和4年度より社会福祉協議会からこども相談課へ移行事業

会員の要件：(ア) 会員は、市内居住の20歳以上でセンターが指定する講習を受講した方

(イ) 依頼会員は、市内に居住又は勤務する方で0歳～小学校6年生までの子どもを育児している方

費用： 平日の月曜日から金曜日の午前7時から午後7時の間は1時間につき600円。左記以外の平日時間外又は土曜日、日曜日は1時間につき700円。その他費用としておやつ代等が加算されることがあります。

登録状況

(単位：人)

会員種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度対比
サポート会員	79	81	70	58	-12
依頼会員	440	484	346	385	39
両方会員	31	31	23	19	-4
合 計	550	596	439	462	23

事業内容

会員種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度対比
養成講座	1回 (6人)	1回 (3人)	1回 (9人)	1回 (6人)	-3人
スキルアップ研修	1回 (12人)	2回 (9人)	2回 (22人)	2回 (16人)	-6人
サポーター活動実績	240	245	223	622	399人

保育等関連事業

1. 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に子ども・子育て関連3法（※）が成立し、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育てを総合的に推進するために「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。子ども・子育て支援新制度では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的に、以下の取組を進めます。

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などにより、その普及を進めます。

②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

待機児童解消のため、認定こども園、保育所等を計画的に整備するとともに、少人数の子どもを預かる小規模保育や、家庭的保育（保育ママ）等に対する新たな財政支援を行い、保育の受け入れ人数を増やします。

③地域の子ども・子育て支援の充実

子育ての相談や親子が交流できる場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

※子ども・子育て関連3法とは、下記の3つの法律のことです。

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等の理由により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等の理由により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園・地域型保育事業

保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病等）、②区分（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定。

①保育の必要性

「事由」以下のいずれかの事由に該当すること。

- ・就労
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障がい
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

②区分(保育必要量)

保育必要量については、必要性の認定を受けたうえで、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、その範囲内で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を2区分設定。

- ・主にフルタイムの就労(1月あたり120時間以上)を想定した「保育標準時間(最大11時間)」
- ・主にパートタイムの就労(1月に64時間以上120時間未満)を想定した「保育短時間(最大8時間)」

③保育時間

標準時間:月曜日から土曜日までの午前7時から午後6時30分までの間で11時間

短時間:午前8時30分から午後4時30分までの間で8時間

※保護者の出勤時間や園により保育時間は異なります

※日曜、祝日等の休園日は除く

2. 保育事業(保育所等)

保育所等への入所は、乳児、幼児を監護すべき保護者が保育の必要性の「事由」に該当する場合に、保護者の申込に基づいて行われます。

本市では民営化基本方針に沿って、下表のとおり公立保育所の民営化を行いました。さらに、「南城市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針」に基づき、市立幼稚園を認定こども園へ移行し、令和4年度に、玉城こども園と知念こども園、令和5年度に大里こども園と佐敷こども園が開園しています。

現在、認可保育所等30か所、認可外保育施設6か所、公私連携認定こども園3か所、公立認定こども園1か所、計40か所で乳幼児の保育がなされています。

種別	保育所名	民営化後保育所名	定員変更前	定員変更後	民営化年月日	備考
公立保育所	知念保育所	知念あさひ保育園	60	90	H21.4.1	
	佐敷第1保育所	さしき保育園	60	90	H22.4.1	佐敷第1保育所
	佐敷第2保育所		60			佐敷第2保育所(統合)
	船越保育所	船越保育園	60	90	H23.4.1	H30.4.1～船越認定こども園
	玉城保育所	以和貴保育園	60	90	H24.4.1	
	わかば保育所	松の実保育園	60	90	H27.4.1	R4.4.1～松の実こども園
	みどり保育所	輝咲保育園	60	60	H29.10.1	R5.4.1～定員90人に変更、 字大城2034番地へ移転

(1) 認可保育所の拡充

南城市では、待機児童対策の一環として平成21年度より保育所に対して、施設整備費用の一部を補助しております。

以下は補助事業を活用して整備した保育所です。

整備年度	施設名	備考
平成22年度	知念あさひ保育園	増改築
	馬天保育園	増改築
	バンビ保育園	増改築
平成23年度	小羊保育園	増改築
	めだか保育園	増改築
	さしき保育園	増改築
	あおぞら第2保育園	増改築
平成24年度	船越保育園	増改築
	愛護保育園	増改築
平成25年度	以和貴保育園	増改築
	めばえ保育園	増改築
平成28年度	木の国保育園	創設
	おひさま保育園	創設
	愛地友遊保育園	創設
	南城みなみ保育園	創設
	むぎの子保育園	創設
平成29年度	松の実保育園	増改築
	どんぐり保育園	増改築
	おおざと保育園	創設
令和元年度	さくら保育園	創設
	かりゆしキッズ小規模保育園	創設
令和2年度	ゆうな小規模保育園	創設
	おひさま保育園分園	創設
	のびるっこ保育園	創設
令和4年度	輝咲保育園	創設
令和5年度	こうさぎ保育園	創設

(2) 認定こども園への移行

本市では、幼稚園における保育ニーズの高まりに鑑み、「南城市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針」を策定し、年次的に認定こども園へ移行してきました。

認定こども園移行により、保育の量的拡大や一体的な教育・保育の提供をはじめ、地域の子ども・子育て支援の充実が図られます。

(令和7年4月1日移行状況)

種別	施設名	移行後こども園名	移行前	定 員 移行後	移行 年月日	備 考
				1・2号		
公立幼稚園	玉城幼稚園	玉城こども園	230	200	R4.4.1	公私連携幼保連携型
	知念幼稚園	知念こども園	70	80	R4.4.1	公私連携幼保連携型
	佐敷幼稚園	佐敷こども園	105	110	R5.4.1	公私連携幼保連携型
	大里北幼稚園 大里南幼稚園	大里こども園	140	220	R5.4.1	公立幼保連携型

・令和4年度 南城市立玉城幼稚園が「公私連携幼保連携型玉城こども園」へ移行。
南城市立知念幼稚園が「公私連携幼保連携型知念こども園」へ移行。

・令和5年度 南城市立佐敷幼稚園が「公私連携幼保連携型佐敷こども園」へ移行。
南城市立大里北幼稚園・大里南幼稚園が統合し、「公立幼保連携型大里こども園」へ移行。

(2) 保育所の状況

①児童数及び職員数

(令和7年4月1日現在)

保育所名		入所児童数 (上段は障がい児内数)								保育士数等(上段は非常勤内数)		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	定数	保育士	その他	計
佐 敷	めばえ保育園	3	12	12	15	18	15	75	90	13	27	520
	めだか保育園	6	18	17	17	17	17	92	90	14	10	724
	馬天保育園	5	16	18	20	20	18	22	97	516	06	522
	さしき保育園	4	10	11	15	15	15	70	90	13	7	20
	つはこきらきらほいくえん	4	7	7	-	-	-	0	19	57	23	710
	南城みなみ保育園	5	11	15	14	15	-	60	60	17	10	27
	佐敷こども園 (公私連携)	-	-	-	1	1	2	4	-	2	7	9
		-	-	-	22	27	36	85	86	10	15	25
知 念	知念あさひ保育園	2	9	15	9	-	-	35	60	6	210	826
	家庭的保育くだから	1	1	1	-	-	-	0	5	5	2	7
	知念こども園 (公私連携)	-	-	-	-	1	3	4	-	3	1	4
		-	-	-	8	15	27	50	60	8	5	13
玉 城	パンピ保育園	10	18	21	20	24	-	93	90	22	9	31
	小羊保育園	4	18	17	25	23	3	90	100	16	9	25
	以和貴保育園	9	18	24	14	19	-	84	90	15	7	22
	どんぐり保育園	3	12	12	1	1	-	2	60	3	3	6
	船越認定こども園	11	17	18	19	19	17	101	90	20	13	33
	愛地友遊保育園	3	12	16	12	12	8	63	60	14	6	20
	玉城こども園 (公私連携)	-	-	-	1	1	6	7	-	0	2	2
		-	-	-	13	34	84	131	160	12	11	23
大 里	愛護保育園	5	12	16	17	17	14	81	90	16	7	23
	おひさま保育園	7	13	16	17	-	-	53	60	13	9	22
	おひさま保育園分園	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	0
		-	-	-	-	13	3	16	30	-	-	0
	木の国保育園	6	18	17	18	20	15	94	90	16	4	20
	むぎの子共同保育園	5	12	12	13	13	11	66	69	518	511	1029
	輝咲保育園	5	18	18	20	20	17	98	90	22	12	34
	おおざと保育園	6	11	12	13	17	-	59	60	15	12	27
	のびるっこ保育園	12	16	18	18	16	21	101	90	22	11	33
	さくら保育園	1	5	6	-	-	-	0	12	2	3	5
		1	5	6	-	-	-	12	19	5	7	12
	かりゆしキッズ保育園	4	8	8	-	-	-	0	20	5	8	13
		4	8	8	-	-	-	20	19	9	8	17
	ゆうな小規模保育園	3	7	7	-	-	-	0	17	6	0	6
		3	7	7	-	-	-	17	19	10	3	13
	しののめ nursery school	1	6	7	-	-	-	0	14	3	1	4
		1	6	7	-	-	-	14	19	8	4	12
	あおぞらこども園	8	15	16	16	17	15	87	90	18	12	30
	あおぞら第2こども園	9	15	16	17	18	16	91	90	17	17	34
	松の実こども園	-	12	16	17	18	12	75	90	7	6	13
		-	12	16	17	18	12	75	90	14	12	26
	こうさぎ保育園	6	5	9	-	-	-	0	20	3	2	5
		6	5	9	-	-	-	20	19	9	3	12
	大里こども園 (公立認定)	-	-	-	-	2	5	7	-	2	1	3
		-	-	-	32	47	100	179	176	19	15	34
計		0148	1352	1398	15429	16484	27464	602275	02420	116462	94284	210746

②入所児童の推移

(令和7年4月1日現在)

	施設数		入所児童数							
	公立	私立	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	定数
R 3 年	0	29	203	371	394	403	399	198	1,968	1,914
R 4 年	0	31	178	360	403	407	416	314	2,078	2,115
R 5 年	1	32	168	355	435	431	477	476	2,342	2,378
R 6 年	1	33	145	356	404	465	445	509	2,324	2,397
R 7 年	1	33	148	352	398	429	484	464	2,275	2,420

	総人口	出生数	学齢前人口	要保育児童数	入所率 (%)
R 3 年	45,045	463	3,100	2,084	94.4
R 4 年	45,530	447	3,014	2,216	93.8
R 5 年	46,009	419	3,028	2,384	98.2
R 6 年	46,498	406	3,025	2,392	97.1
R 7 年	46,954	408	2,942	2,342	97.2

※入所率は、入所児童数の合計を要保育児童数で除した数値

(3) 認可外保育施設の状況

認可外保育施設は、12施設で102人が入園しており、待機児童及び何らかの理由で保育所入所申請をしていない児童の保育を実施しています。

(令和7年4月1日現在)

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	学童	計	常勤	非常勤	計
新開保育園	0	1	11	0	3	0	0	15	4	0	4
しのめ nursery school II	0	1	3	4	4	0	0	12	5	0	5
あいあい保育園 南城園	2	10	6	7	4	0	0	29	18	2	20
あおぞら保育園	3	9	7	0	0	0	0	19	8	1	9
おなかの中から保育園	0	0	2	2	1	2	0	7	3	4	7
大里くくるん保育園	3	6	3	3	2	1	0	18	4	4	8
中村（居宅訪問型認可 外保育事業者）	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1
ケアファインダー ほ たる	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
ベビーシッター えくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
根間（居宅訪問型認可 外保育事業者）	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
ベビーシッター まごころ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
キッズライン （休止中）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	10	27	32	16	14	3	0	102	47	11	58

(4) 特別な支援を要する児童の保育について

発達が気になる児童や医療的ケアを要する児童など、特別な支援を要する児童に対し、保育所等、家庭、行政が児童の成長を共有し、発達段階に応じた必要な支援を検討し取り組んでいます。

市においては、南城市障害児保育審査会で専門家も交え対象児童について加配保育の必要性を審査し、法人保育園に対して障害児保育補助金を交付しています。令和6年度は、認可保育園22園に加配支援員の配置を決定しました。令和7年4月1日現在で72名の児童に加配支援員の配置を決定しています。

また、保育所等における効果的な支援を行うため、公認心理師・保育士による巡回相談を実施し、児童の発達や保育状況を確認し、支援方法の助言や相談対応を行っております。令和6年度は、加配児含む延べ140回の巡回相談を実施しました。

3. 保育事業（その他）

女性の社会進出の増加や核家族化の進行等に対し、就労と育児の両立支援を総合的に推進するため、地域のニーズを踏まえた子育て支援等を実施することで、児童福祉の向上を図ることを目的としています。

(1) その他の保育事業の定義

①延長保育促進事業

保護者の就労形態の多様化等に伴い、増加している保育時間の延長への需要に対応するため、保育時間を延長する事業者へ補助を行い、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

②一時預かり事業

保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされます。こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的としています。

③地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置して子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援、並びに地域の保育ニーズに応じ、地域の各保育所等の間で連携を図り、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図ることを目的としています。

④障がい児保育事業

障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育所に対し保育士の加配を行うことにより、障がい児の処遇の向上を図るとともに、障がい児保育を行うために必要となる設備整備等に助成することにより実施保育所の拡大を図ります。

⑤病児・病後児保育事業

児童が病気の際に、自宅での保育が困難な場合（保護者の就労、通学等）、病院において一時的に病気の児童の保育を行うことにより、安心して子育てができることを目的としています。

4. 児童館

児童館は、児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにするために設置された児童厚生施設で、専門の指導員が、安全で健康な遊びを指導します。
市内に7館の児童館があります。

年間利用延べ人数（0～18歳）

名称	令和6年度	名称	令和6年度
ひまわり児童館	7,401人	大里北児童館	1,320人
シュガー児童館	7,891人	知念児童館	18,114人
大里南児童館	4,712人	仲村渠児童館	2,339人
大里中央児童館	4,536人	合 計	46,313人

5. 放課後児童健全育成事業

近年の核家族化・都市化の進展や女性の就労の増大などを踏まえ、昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から6年生に対し、小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

指導内容

- ①放課後の子どもたちの健康管理、情緒の安定
- ②放課後の子どもたちの安全確認、来所帰宅時の安全確保
- ③遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ④連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換
- ⑤放課後の子どもたちの遊びの活動状況の把握
- ⑥遊びの活動への意欲と態度の形成
- ⑦家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援

(3) 放課後児童クラブ児童数

(令和7年5月1日現在)

所在地	名 称	1年生	2年生	3年生	4年生以上	合計
佐 敷	しんざと学童 (馬天小学校敷地内 公的学童施設)	15	10	9	9	43
	第2 しんざと学童	14	9	5	4	32
	風の子学童クラブ	20	10	10	3	43
	第二風の子学童クラブ	8	14	4	14	40
	第三風の子学童クラブ	16	17	5	5	43
	のびるっこ学童クラブ (佐敷小学校敷地内 公的学童施設)	11	16	9	7	43
大 里	のびるっこ児童クラブ (大里北小学校内 公的学童施設)	14	12	8	6	40
	学童クラブアスリート工房	13	12	6	9	40
	こどもの家きたクラブ	15	3	6	8	32
	木の国学童クラブ	13	8	16	6	43
	第2 木の国学童クラブ	18	13	5	6	42
	第3 木の国学童クラブ	11	6	3	8	28
	第4 木の国学童クラブ (大里南小学校敷地内 公的学童施設)	19	14	4	6	43
	あおぞら学童クラブ	19	12	10	4	45
	愛学童クラブ	9	30	0	0	39
	第2 愛学童	0	0	17	23	40
	第3 愛学童	26	2	0	0	28
玉 城	こどもの家船越クラブ (船越小学校敷地内 公的学童施設)	8	6	11	18	43
	第2 船越クラブ	4	9	4	15	32
	第3 船越クラブ	6	12	13	9	40
	ゆかるっ子海学童 (百名小学校敷地内 公的学童施設)	14	11	8	10	43
	ゆかるっ子空学童	7	11	14	7	39
	ゆかるっ子星学童 (玉城小学校敷地内 公的学童施設)	12	18	7	6	43
	スマイリー学童クラブ	15	9	3	8	35
	天風児童クラブ	15	16	0	4	35
知 念	なかよし学童クラブ (知念児童館併設 公的学童施設)	0	0	0	0	0
	第二なかよし学童クラブ (知念小学校敷地内 公的学童施設)	15	10	8	5	38
計		362	316	208	213	1,099

6. 親子通園事業「はっぴ〜」

少人数での楽しい遊びを通して、身体やこころの発達を支える親子参加型の丁寧な保育を中心とした子育て支援の場です。心身の発達が気になる未就学の幼児を主な対象としています。また、保育プログラムを通して保護者どうしが交流し、育児についての情報交換を行ったり、子育ての楽しさや悩みを共有したりする場としても機能しています。

令和6年度の利用者数は延べ338人、利用世帯数は16世帯でした。

場 所： シュガーホール児童館

開所日： 毎週火・水・木・金

※祝日、慰霊の日、年末年始は休み

時 間： 9：30～11：30（2時間）

料 金： 無料

障がい者(児)福祉

1. 各種障害者手帳の所持状況

(1) 身体障害者手帳所持者

① 身体障害者手帳所持者の状況

等級別・障がい部位別

(単位：人・%)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
視覚障害	33	27	6	7	5	3	81	5.0%
聴覚障害・平衡機能障害	20	34	30	46	0	80	210	12.9%
音声・言語・そしゃく機能障害	1	5	9	5	0	0	20	1.2%
肢体不自由（上・下・体幹）	194	185	98	94	63	38	672	41.1%
内部機能障害	343	7	144	157	0	0	651	39.8%
合計	591	258	287	309	68	121	1,634	100.0%
構成比	36.2%	15.8%	17.6%	18.9%	4.2%	7.4%	100%	

資料：生きがい推進課（令和7年3月末現在）

障がい児／者・障がい部位別

(単位：人・%)

	障がい児 (18歳未満)		障がい者 (18歳以上)		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
視覚障害	1	0.1%	80	4.9%	81	5.0%
聴覚障害・平衡機能障害	3	0.2%	207	12.7%	210	12.9%
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0.0%	20	1.2%	20	1.2%
肢体不自由（上・下・体幹）	34	2.1%	638	39.0%	672	41.1%
内部機能障害	8	0.5%	643	39.4%	651	39.8%
合計	46	2.8%	1,588	97.2%	1,634	100.0%

資料：生きがい推進課（令和7年3月末現在）

年度別

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
18歳未満	33	33	37	43	46
18歳以上	1,677	1,683	1,637	1,618	1,588
合計	1,710	1,716	1,674	1,661	1,634

資料：生きがい推進課（各年度3月末現在）

(2)療育手帳所持者

手帳は重度の方から順にA1、A2、B1、B2に区分されます。

最重度 「A1」	各種診断の結果、知的障害者の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「A1」程度に該当するもの、知能測定値が35以下で合併障害として身体障害者福祉法に基づく障害が1級又は2級に該当するものであって、常時介護を必要とするもの。
重度 「A2」	各種診断の結果、知的障害者の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「A2」程度に該当するもの、知能測定値が50以下で合併障害として身体障害者福祉法に基づく障害が1級、2級又は3級に該当するものであって、常時介護を必要とするもの。
中度 「B1」	各種診断の結果、知的障害者の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「B1」程度に該当するもの。
軽度 「B2」	各種診断の結果、知的障害者の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「B2」程度に該当するもの。
その他	各種診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについてもその程度が判然とせず、把握困難なときは「程度不明」とする。 前各項に該当しないときは、「非該当」と判定する。

備考：総合判定のプロフィールに基づき、被判定者の年齢を十分考慮し、判定しています。

程度別

(単位：人・％)

	A1	A2	B1	B2	合計	構成比
18歳未満	11	26	28	74	139	26.1%
18歳以上	50	106	122	116	394	73.9%
合計	61	132	150	190	533	100.0%
構成比	11.4%	24.8%	28.1%	35.6%	100.0%	

資料：生きがい推進課（令和7年3月末現在）

年度別

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
18歳未満	106	116	123	127	139
18歳以上	355	382	385	315	394
合計	461	498	508	442	533

資料：生きがい推進課（各年度3月末現在）

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者

程度・年度別

(単位：人・％)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 級	125	26.3%	120	26.4%	122	25.3%	116	23.4%	115	20.9%
2 級	274	57.6%	263	57.9%	275	56.9%	284	57.3%	327	59.5%
3 級	77	16.2%	71	15.6%	86	17.8%	96	19.4%	108	19.6%
合計	476	100.0%	454	100.0%	483	100.0%	496	100.1%	550	100.0%

資料：生きがい推進課（各年度3月末現在）

2. 障がい者福祉自立支援給付等の各種サービス

(福祉サービスを一元化した障害者総合支援法第6条による)

《単位：利用者（人）、支給額（円）》

(1) 介護給付サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅において入浴、排せつ、食事などの介護や家事援助、通院時の介助などを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	717	798	880	943	1,063
支給額(円)	39,543,144	44,521,683	51,634,667	54,805,890	68,956,745

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における支援などを総合的に行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	0	0	0	0	0
支給額(円)	0	0	0	0	0

③行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人が、行動時の危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	45	61	54	81	94
支給額(円)	3,253,642	4,848,538	5,937,664	9,050,895	10,636,992

④同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	81	103	109	126	126
支給額(円)	6,845,368	8,572,833	8,128,356	10,711,887	12,765,346

⑤重度障がい者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など、複数のサービスを包括的に提供します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	0	0	0	0	0
支給額(円)	0	0	0	0	0

⑥短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し夜間も含めて、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	196	187	249	317	360
支給額(円)	16,826,023	12,881,260	16,169,527	17,944,639	22,458,770

⑦療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	150	146	146	155	156
支給額(円)	40,695,040	41,144,340	41,477,460	44,261,430	45,648,920

⑧生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	1,802	1,785	1,845	1,863	1,842
支給額(円)	339,003,216	363,174,525	374,798,064	393,067,766	409,954,695

⑨施設入所支援

施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	969	930	934	938	956
支給額(円)	121,875,443	123,509,875	126,678,291	133,699,155	143,211,084

(2) 訓練等給付サービス

①自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	188	197	125	129	114
支給額(円)	27,716,205	32,753,854	19,791,913	18,946,178	16,626,675

②就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	132	151	145	153	122
支給額(円)	18,570,361	22,077,544	22,135,367	23,439,129	21,485,710

③就労継続支援（A型、B型）

一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	2,840	3,075	3,298	3,496	3,504
支給額(円)	368,272,115	397,918,839	428,862,155	471,960,500	519,742,620

④就労定着支援

一般就労へ移行した障がいのある人が就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように必要な支援をします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	42	11	14	38	46
支給額(円)	1,196,310	286,240	392,080	1,056,330	1,617,658

⑤共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護などの必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	736	823	1,031	1,124	1,140
支給額(円)	89,851,575	109,619,674	153,012,161	179,923,652	177,050,270

⑥特定障害者特別給付費

施設入所者の低所得者にかかる食費・光熱水費の実費負担を軽減するため補足給付を支給します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	1,647	1,693	1,934	2,547	2,016
支給額(円)	19,368,524	18,123,092	19,301,808	21,227,936	22,067,976

⑦宿泊型自立訓練

日中活動サービスを利用している者に一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力の維持・訓練を実施または昼夜の訓練を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	32	34	12	13	12
支給額(円)	3,468,340	4,009,970	1,180,544	1,185,042	1,071,120

⑧高額障害福祉サービス

同じ世帯に障害福祉サービス費等を利用する方が複数いる場合など、世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準を超える場合、申請により超過額が高額障害福祉サービス費として還付されます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	0	3	4	8	11
支給額(円)	0	39,853	71,371	29,900	95,878

(3)障害児通所給付（児童福祉法第21条の5の2）

①児童発達支援

小学校入学前の児童に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	466	558	714	879	1029
支給額(円)	50,507,911	69,688,970	99,772,185	150,070,079	178,490,921

②医療型児童発達支援

医学的治療を受けている方へ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	0	18	30	36	40
支給額(円)	0	738,379	1,407,009	1,511,884	1,713,778

③放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	2,279	2,626	2,838	3,112	3,337
支給額(円)	256,965,035	316,323,196	330,754,595	368,181,160	411,376,222

④障害児相談支援給付

障害児通所給付を利用する障がいのある児童に対して、サービス事業者等と連絡調整しサービス等利用計画の作成や利用状況の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	570	556	591	758	960
支給額(円)	8,777,460	8,638,890	9,835,500	12,756,630	17,487,600

⑤居宅訪問型児童発達支援

通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	0	0	2	6	12
支給額(円)	0	0	86,603	381,749	581,820

⑥保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	133	137	233	305	398
支給額(円)	4,643,559	4,439,020	8,939,018	12,291,239	15,935,931

⑦高額障害児通所給付

同じ世帯に障害福祉サービス費等を利用する方が複数いる場合など、世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準を超える場合、申請により超過額が高額障害児通所給付費として還付されます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	0	3	4	15	11
支給額(円)	0	41,913	71,532	59,800	97,764

⑧肢体不自由児通所医療費

医療型児童発達支援のうち医療に係るものを肢体不自由児通所医療として提供します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	0	18	30	23	40
支給額(円)	0	108,998	220,079	140,975	208,874

(4)計画相談支援給付

障害福祉サービスを利用する障がいのある人に対して、サービス事業者等と連絡調整し、サービス等の利用計画を作成や利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	1,471	1,618	1,678	1,651	1,691
支給額(円)	20,157,733	22,683,420	24,475,800	24,482,320	27,237,410

(5) 補装具の交付等(障害者総合支援法第76条)

障がい者等の身体機能を補完又は代替えし、長期間にわたり継続して使用する補装具を支給します。(修理も含む)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数 (各月合計)	122	102	101	108	114
支給額(円)	14,452,827	8,899,803	8,712,615	13,276,740	14,488,195

(6) 重度心身障害者(児)医療費助成事業

身体障害者手帳(1級又は2級)及び療育手帳(A1又はA2)を所持する者に対し、医療費(医療保険の適用範囲内)を助成します。但し、高額療養費及び附加給付を控除した額となります。

重度心身障害者(児)医療費助成の状況

(単位:人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給資格者数	899 (853)	905 (850)	926 (899)	945 (876)	946 (900)
助成費	74,130,792	68,509,715	70,776,451	63,560,048	75,391,640

※()内は支給実人員数、助成費は食事代除く

(7) 自立支援医療

① 更生医療

18歳以上の身体障害者手帳を持っている方を対象に、手帳に記載のある障害について、特定の手術や治療を行ったときに医療費を助成します。

更生医療の状況

(単位:人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
心臓機能障害	30 (22)	22 (18)	34 (25)	30 (23)	31 (25)
腎臓機能障害	135 (127)	123 (123)	133 (125)	127 (127)	125 (120)
その他	13 (12)	23 (14)	14 (14)	14 (15)	17 (17)
合計	178 (161)	168 (155)	181 (164)	171 (165)	173 (162)
給付費(円)	39,567,560	46,596,487	48,716,758	53,882,813	69,953,807

※()内は支給実人員数

② 育成医療

18歳未満の障がい児(将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む)を対象に、その身体障がい除去、軽減する手術や治療を行ったときに医療費を助成します。

※権限移譲により平成25年度より市で実施しています。

育成医療の状況

(単位:人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
心臓機能障害	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
腎臓機能障害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	21 (21)	23 (18)	14 (16)	16 (11)	13 (12)
合計	21 (21)	23 (18)	16 (18)	16 (11)	13 (12)
給付費	1,184,135	1,017,839	1,430,448	757,085	1,079,376

※()内は支給実人員数

③療養介護医療

病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者に対する食事や入浴、排せつ等の介護に関する費用を助成します。

療養介護医療の状況

(単位：人・円)

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
支給人数	13 (13)	13 (13)	13 (13)	13 (13)	13 (13)
給付費	11,116,691	10,263,746	10,409,561	11,327,614	11,322,936

※（ ）内は支給実人員数

(8)地域生活支援事業サービス

①相談支援事業

地域活動支援センター・相談支援事業所「野の花」で、障がいのある人や保護者、介護者などからの相談に応じ、情報提供や権利擁護等の必要な援助を行います。また、自立支援協議会を通じて、地域の相談体制やネットワークの構築を行います。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
相談件数	1,987	2,231	1,420	1,748	1,343
受託額(円)	6,883,000	8,588,786	9,530,183	10,297,000	12,120,000

◆地域活動支援センター・相談支援事業所「野の花」

南城市大里字仲間 1 1 2 4 番地 1

TEL ８８０－０５７６ FAX ８８０－３６４５

②意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者を派遣します。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
派遣利用者(延べ)	111	176	173	135	171
利用者(延べ)	224	231	521	518	490
支給額(円)	3,829,166	4,233,380	4,083,686	4,342,895	5,528,120

③日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、障がいによっても必要日常生活用具の給付を行います。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者(延べ)	582	636	759	838	836
支給額(円)	7,408,776	6,551,163	6,952,722	8,931,778	8,926,058

④移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行います。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数(毎月合計)	204	209	231	241	261
支給額(円)	3,249,483	3,668,333	3,928,029	4,821,377	5,811,597

⑤地域活動支援センター

障がい者等の居場所作りや社会との交流促進を目的として設置された地域活動支援センター「野の花」では、創作的活動や生産活動、レク活動を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（延べ）	1,502	1,032	2,016	3,259	3,177
支給額(円)	11,122,944	11,542,370	11,509,004	11,895,000	9,899,000

⑥日中一時支援事業

家族の就労や一時的な休息の時間を確保するため、障がい者等の日中における活動の場を提供します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（各月合計）	222	188	207	200	189
支給額(円)	2,608,785	2,413,647	2,724,345	2,604,402	2,133,540

⑦障害支援区分認定調査

障がい福祉サービスを利用する場合は、障がい者等の心身の状況を把握するため、全国共通の80項目からなる認定調査を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査員数	2	2	2	2	3
件数	213	213	262	247	243

⑧成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、後見人等への報酬を負担することが困難である者に対し、その全部又は一部を助成します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請者数	1	1	1	0	0
助成件数	1	1	1	0	0
助成費(円)	174,623	148,500	198,000	0	0

(9) 特別障害者手当等の給付事業

精神又は身体の重度の障がいにより、日常生活において常時介護を必要とする状態にある最重度の障がい者等に対して支給される手当です。

年齢が20歳以上の者に対しては「特別障害者手当」、20歳未満に対しては「障害児福祉手当」が支給されます。なお、特別障害者手当または障害基礎年金を受給していない者に支給する「福祉手当」については、制度が廃止され新規での対象者はありません。

なお、手当の支給は年4回（2月、5月、8月、11月）、直接本人の口座へ振込となります。

「特別障害者手当」（令和5年4月～ 月額27,980円） 令和6年4月～ 月額28,840円

「障害児福祉手当」「福祉手当」（令和5年4月～ 月額15,220円） 令和6年4月～ 月額15,690円

○特別障害者手当等受給者の状況（年度末現在）（単位：人・円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別障害者手当	32	33	34	38	39
金額（給付費）	10,984,800	10,940,000	11,250,950	11,788,620	13,489,440
障害児福祉手当	32	31	33	34	35
金額（給付費）	5,618,790	5,490,720	5,570,610	6,488,630	6,573,530
福祉手当	0	0	0	0	0
金額（給付費）	0	0	0	0	0

(10) 心身障害者（児）扶養共済事業

心身障がい者を扶養する保護者等が、毎月一定の掛金を納めることで、保護者等に万が一（死亡又は、重度の障がい等）のことが生じた場合、残された心身障がい者の生活を保障するため、毎月一定の年金が支給されます。

○ 共済制度加入状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年金受給者		7	6	6	7	7
年金未受給者	掛金納付	1	2	4	4	4
	掛金免除	2	3	2	1	1
	合計	3	5	6	5	5

(11) 身体障がい者運転免許取得費・車両改造費等助成事業

①自動車運転免許取得費助成事業

身体障がい者の社会参加の促進を図るため、第1種普通自動車運転免許を取得する際の費用の一部（限度額100,000円）を助成します。

②本人運転自動車改造費等助成

身体障がい者の自立生活及び社会参加を促すことを目的に、就労等に伴い自動車を利用する場合、その自動車の改造等に要する費用の一部（限度額100,000円）を助成します。

③介護用車両改造費等助成

介護者の負担の軽減及び在宅の重度身体障がい者の社会参加を促すことを目的に、介護で使用する自動車の改造等に要する費用の一部（限度額100,000円）を助成します。

○ 助成等受給者の状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自動車運転免許取得		0	1	0	1	0
本人運転自動車改造等		0	2	1	1	2
介護用車両改造等		2	0	0	1	1

(12) 南城市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入等に要する経費の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。（平成28年4月より事業開始）

○ 助成等受給者の状況

(単位：人・円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者		3	5	1	3	2
支給額		232,148	227,948	12,000	50,160	192,508

3. その他の障がい福祉事業

(1) 南城市自立支援協議会

障がい福祉関係者15人以内の委員で構成され、市全体の障がい者施策と支援体制の検討や関係機関における地域ネットワークづくり、課題解決困難な事案の対応等に関する協議を行います。（設置年月日：平成20年12月16日）

開催回数：年1回（年度）

(2) 自殺対策

南城市地域活動支援センター『野の花』に専門相談員を配置し、健康問題、家庭問題等、様々な社会的要因で悩んでいる本人及びその家族などの相談に応じることで自殺の未然防止に取り組んでいます。

また、地域住民へ自殺を予防するための必要な知識の普及と理解を促進することを目的に関係各課及び関係機関との連携を図り、広報での周知や自殺予防キャンペーン等を開催します。

◆専門相談員の配置

- ・日時：毎週 月～金曜日の11時～15時
- ・設置場所：南城市地域活動支援センター『野の花』

TEL 880-0576（FAX 880-3645）

○相談状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談員数	1	1	1	1	1
件数	51	65	36	49	100

(3) 障害者虐待防止対策への取組み

障がい者等の虐待の届け出や通報を、市及び委託事業所にて24時間365日受付・対応できる体制を整えております。

また、障がい者等への虐待の未然防止や、虐待発生時の早期発見と迅速な対応及びその後の適切な支援を行うことを目的に、南城市障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置し、関係機関等の連携協力体制の整備と支援体制の強化に取り組んでいます。

◆虐待の届出・通報等の窓口

【平日 8:30～17:15】

健康福祉部 生きがい推進課 TEL 917-5341

相談支援事業所「野の花」 TEL 880-0576（FAX 880-3645）

【平日の時間外及び休日等】

社会福祉法人ニライカナイ「鵠生の叢」 TEL 946-7177

○相談状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談員数	1	1	1	1	1
件数	0	0	3	4	7

(4) 南城市身体障害者相談員（令和6年4月～令和8年3月）

佐敷・知念地区：屋比久 一男

玉城・大里地区：宮城 明

(5) 地域生活支援拠点施設

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としています。

本市においては、地域生活支援拠点の登録対象者の把握を行いながら、登録事業所を増やす取り組みを行っています。

○地域生活支援拠点登録事業所

令和7年4月1日時点

No.	施設名	所在地	電話番号	事業の種類	拠点として担う機能
1	相談支援事業所野の花	大里字仲間1124-1	880-0576	特定相談支援障害児相談支援	① ⑤
2	じんあい	玉城字屋嘉部200	948-1815	特定相談支援障害児相談支援	①
3	障害者支援施設 仁愛療護園	玉城字屋嘉部200	948-1815	生活介護・施設入所・短期入所	② ③
4	相談支援センターあしすと	大里字大城1388-1	882-8778	特定相談支援障害児相談支援	① ② ④ ⑤
5	障がい者支援施設鶴生の叢	大里字大城1388-1	946-7177	生活介護・施設入所・短期入所	① ② ③ ④ ⑤
6	グループホーム翔	大里字大城1388-1	946-7177	共同生活援助	③ ④ ⑤
7	生活介護事業所おおざと	大里字大城1920-1	946-0005	生活介護	③ ④ ⑤
8	就労センター大樹	大里字大城1920-2	946-0021	就労移行支援・就労継続支援B型	③ ④ ⑤
9	地域生活支援センター大輪	大里字大城1920-1	946-0005	居宅介護	③ ④ ⑤
10	放課後等デイサービスぱびっと	大里字大城1920-1	946-0005	放課後等デイサービス	③ ④ ⑤
11	指定相談支援センター そてつ	那覇市古波蔵4-7-14	995-3005	特定相談支援障害児相談支援	① ② ⑤
12	指定相談支援センター そてつ	(レストケア そてつ) 那覇市山下町8-28	853-0640	短期入所	②
13	ミラクルポケット	糸満市西崎町1丁目29番2号 (2階)	995-3005	短期入所	②
14	相談支援事業所habel	玉城字屋嘉部195-2 オーシャンビューステーション406号	070-5417-6342	特定相談支援障害児相談支援	① ⑤
15	相談支援事業所リオ	つきしろ1739-54	090-6866-8185	特定相談支援障害児相談支援	① ⑤
16	相談支援事業所アックス	玉城字前川349番地1	948-1440	特定相談支援障害児相談支援	① ⑤
17	相談支援事業所Kahuu	知念字久原612番地9	090-4583-5013	特定相談支援障害児相談支援	① ⑤

(6) 障害者就労施設等からの物品等の調達への取組

障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、市が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入します。

○障害者就労施設等からの物品等の調達実績

(単位：件・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
物品	0	0	1	1	1
金額	0	0	79,500	98,100	42,500
役務	4	3	3	3	3
金額	3,390,665	1,569,751	1,569,317	1,569,751	1,532,842

高 齡 者 福 祉

1. 高齢者保健福祉計画

「福寿の郷・南城～元気いっぱいの高齢期を過ごすために～」

市では、令和6年3月に令和6年度から令和8年度までを対象期間とする「南城市第9期高齢者保健福祉計画」を策定しました。

本計画では「福寿の郷・南城～元気いっぱいの高齢期を過ごすために～」というこれまでの基本理念を継承し、地域包括ケアシステムの深化に向け、高齢者の介護予防強化、日常生活の支援体制の確立、支えあう地域づくり、生きがいくづくり、認知症への対応、安心・安全の生活環境づくり、地域共生社会の構築など高齢者施策全般に取り組む内容となっております。

今後も高齢化の進行が予測される中、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に高齢者が生き生きと、そして不安なく地域生活を送れるように、高齢者を支えていく地域づくり、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指した内容となっています。

2. 老人福祉事業

※対象者については、全事業において「市内に住所を有する、おおむね65歳以上の高齢者」とします。

(1) 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

① 地域ふれあいミニデイサービス事業（各字公民館）

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした日常生活が送れるよう、住み慣れた地域での社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、各字公民館等を活用し、各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長、介護予防を促進します。

対 象 者：家に閉じこもりがちな高齢者等

利 用 内 容：月曜日～金曜日（地域により異なります）

利 用 料 金：利用者負担なし（但し、食事等は自己負担です。）

事 業 委 託 先：南城市社会福祉協議会、くだか島建て会（久高）

大里グリーンタウン自治会、つきしろ自治会

実績

（単位：回・人・円）

地 域 名	回数・延人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
佐敷地域	実施回数	182	95	278	340	336
	参加者数	2,174	1,031	2,808	3,972	4,313
知念地域	実施回数	139	87	207	264	264
	参加者数	1,423	817	1,978	2,351	2,380
玉城地域	実施回数	119	64	207	250	240
	参加者数	1,543	820	2,419	3,494	3,299
大里地域	実施回数	406	264	659	723	697
	参加者数	4,664	2,739	7,081	8,114	7,890
4地域合計	実施回数	846	510	1,351	1,577	1,537
	参加者数	9,804	5,407	14,286	17,931	17,882
事 業 費		22,718,515	21,415,596	24,583,661	27,418,680	25,946,513

②高齢者筋力向上トレーニング事業 『いきいき教室（旧がんじゅう教室）』

心身の機能回復、健康増進を図るため介護予防機器の活用並びに軽体操（ストレッチ等）の指導等を実施します。

対 象 者：比較的元気な高齢者

利用内容：月曜日～金曜日：午前9時～午後4時

《利用施設》 沖縄メディカル福祉総合センター2階

場所：佐敷字新開1番地344（丸大佐敷店隣）

佐敷地域： 火曜日（午後）、金曜日（午前）

知念地域： 月曜日（午後）、木曜日（午前）

玉城地域： 火曜日（午前）、金曜日（午後）

大里地域： 月曜日（午前）、木曜日（午後）

午前 9：00～12：00

午後 1：00～ 4：00

※水曜日の利用は社協と調整

久高地域：久高島離島振興総合センター 第2・第4 火曜日

利用料金：利用者負担なし

事業委託先：南城市社会福祉協議会

実績

（単位：回・人・円）

地域名	回数・人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
佐敷地域	実施回数	81	111	157	-	-
	参加者数	944	975	1,745	3,350	4,224
知念地域 （久高地域含む）	実施回数	94	88	163	-	-
	参加者数	927	675	1,616	2,528	2,154
玉城地域	実施回数	81	82	139	-	-
	参加者数	960	824	1,704	2,336	2,278
大里地域	実施回数	83	86	141	-	-
	参加者数	1,049	824	2,012	2,433	2,349
オンライン	実施回数		97	60		
	参加者数		724	351		
4地域合計	実施回数	339	464	660	261	342
	参加者数	3,880	4,022	7,428	10,647	11,005
事業費		35,798,724	36,540,028	41,443,404	30,545,002	30,404,625

③訪問型サービスA事業（生活援助）

独居・虚弱な高齢者世帯、支援者がなく作業が困難な方に対し、生活援助（掃除、調理等）をおこない在宅生活の継続を支援します。（平成28年度より実施）

対 象 者：ひとり暮らし世帯もしくは高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯で生活援助を必要とするもので要支援1・2もしくはチェックリスト該当者

利 用 料 金：1時間あたり150円（その他実費あり。）

事 業 委 託 先：南城市シルバー人材センター

実績

（単位：人・回・円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(延)	116	108	134	107	114
回数	390	435	513	459	461
事業費	491,400	565,500	666,900	607,716	610,364

④訪問指導事業

介護保険認定で自立と判断された者及び高齢者筋力向上トレーニング事業や地域ふれあいミニデイサービス事業に参加できない高齢者で心身の機能上、困っている方に対し、理学療法士が訪問し、在宅でのリハビリや運動などの指導、介護者への指導、住宅改修が必要な方への助言などを行います。

対 象 者 : 高齢者筋力向上トレーニング事業「いきいき教室（旧がんじゅう教室）」や地域ふれあいミニデイサービス事業に参加できない高齢者で、筋骨格系疾患などで痛みや心身の機能上困っている方。

事業委託先 : 合同会社 ケアハート 訪問看護ステーションおおきな輪(令和6年12月～)

利 用 料 金 : 課税世帯1回300円、非課税世帯 負担なし

実 績 : 令和2年度 : 2人(久高2人) 令和3年度 : 5人(久高5人)
令和4年度 : 5人(久高5人) 令和5年度 : 2人(久高2人)
令和6年度 : 3人(久高3人)

⑤シニアライフ向上事業（サーキット式マシントレーニング・水中運動）

自立した生活を継続できるように、加齢に伴う身体機能の低下等の積極的な改善を図ることを目的に、水中運動やマシン等によるトレーニングを行います。

対 象 者 : 65歳以上の在宅の高齢者であり、健康上問題のない方

利 用 料 金 : 1クール(3ヶ月) 1,500～2,000円

事業委託先 : (有)寿ランド、スポーツカルチャーセンターペアーレ、カーブス南城大里

実績

(単位：人・円)

事業名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サーキット式 マシントレーニング	人 数	13	28	44	45	43
	事業費	221,130	459,270	748,440	839,700	793,780
水中運動	人 数	7	15	32	31	24
	事業費	122,309	276,446	486,536	506,862	288,000

※実人数

⑥介護支援ボランティアポイント制度

地域ふれあいミニデイサービスにおけるボランティア活動その他の社会的活動に参加することを支援及び奨励し、行ったボランティア活動を評価ポイントとして転換し、1時間＝1ポイントあたり100円相当の商品券(お米券)を交付します。

対 象 者 : 南城市内に居住する65歳以上の介護認定を受けていない方で、ボランティアポイント登録しミニデイサービスにてボランティア活動を行う者

実 施 日 : 月曜日～金曜日の各ミニデイ(地域によって実施日時異なります)

場 所 : 各ミニデイ開催公民館等(地域によって実施場所は異なります)

利 用 料 : 利用者負担無し

実績

(単位：人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 数	309	291	324	346	348
事業費	4,017,328	4,178,099	4,883,944	5,176,384	5,336,476

※実人数

⑦介護予防把握事業

本人や家族、地域住民からの相談、社協・医療機関・介護事業所等の関係機関からの情報提供、健診・医療・介護情報等を活用して、閉じこもりなど何らかの支援を要する者を早期に把握し、訪問等による健康状態、生活実態等の把握を行います。

対 象 者 : 南城市に居住する概ね65歳以上の方で、何らかの支援が必要と思われる方

事業内容 : 地域型包括支援センター職員が訪問により、健康状態、生活実態等の把握を行ないます。

実績

(単位:人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本チェックリスト調査数	267	501	454	381	256

⑧介護予防教室

高齢者が健康に対する知識を深め、また自身の健康状態及び運動の能力を知り、目標を持って健康づくりや介護予防に対する意識の高揚を図ることを目的に「運動指導」「低栄養改善」「認知症予防」などの中から受講者の希望により教室の内容を選択、実施します。

対 象 者 : ミニデイサービス利用者

実 施 日 : 各地域ミニデイの活動実施日に地域と調整し実施。

場 所 : 各ミニデイ開催公民館等(地域によって実施場所は異なります)

利 用 料 : 利用者負担無し

実績

(単位:人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 数	846	762	1,300	1,933	実施なし
事 業 費	3,208,364	3,710,080	4,063,789	4,164,352	実施なし

※令和6年度より、ミニデイサービス事業へ組み込んで開催しています。

実績

(単位:回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	63	59	109	138	61

(2)地域支援事業(任意事業)

①食の自立支援サービス事業

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯であって調理が困難な者へ食事を配達し、栄養面を充実させるとともに併せて安否確認を行うことで在宅福祉の推進を図ります。

対 象 者 : 調理等が困難な要援護高齢者で、ひとり暮らし世帯若しくは高齢者のみ世帯又はこれに準じる世帯及び身体障害者とする。

利用内容 : 月曜日～金曜日:昼・夕食のうち週5食までを限度とする

利用料金 : 1食あたり400円(※令和6年度より料金統一)

事業委託先 : 東雲の丘(玉城地域・大里地域) しらゆりの園(佐敷地域・知念地域)
NPO法人久高島振興会(久高地域)

実績

(単位：人・食・円)

地域名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
佐敷地域	利用実人数	62	73	61	61	46
	配食数	9,449	9,768	9,186	9,266	7,807
知念地域	利用実人数	29	29	27	17	17
	配食数	4,770	4,436	3,600	2,548	2,325
玉城地域	利用実人数	55	51	46	54	44
	配食数	7,225	7,886	7,654	7,606	6,998
大里地域	利用実人数	40	48	41	47	51
	配食数	5,967	7,512	5,627	7,075	8,045
4地域合計	利用実人数	186	201	175	179	158
	配食数	27,411	29,602	26,067	26,495	25,175
事業費		10,418,100	11,371,100	11,371,100	10,197,600	10,078,400

②緊急通報システム事業

身体上慢性疾患がある等、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者の緊急時に迅速な救助ができるよう緊急通報システム機器を対象者宅へ設置し、通報センターや消防、協力員等が連携し日常生活上の安全確保を図ります。

対 象 者：ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で身体上慢性疾患がある等、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある要援護高齢者

事業内容：緊急時に迅速な対応ができるよう、対象者宅に、緊急通報システム機器を設置する。

利用料金：利用者負担無し(固定電話回線を利用)

事業委託先：安全センター株式会社

実績

(単位：人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	13	12	12	11	11
事業費	347,875	404,470	338,800	332,640	301,840

③家族介護用品支給事業

非課税世帯に属し、要介護4又は5に相当する在宅の高齢者を介護している家族に対して、紙おむつ等が購入できる支給券の配布を行い、要介護高齢者の在宅生活を支援します。

注 意 事 項：介護を行う家族が別世帯の場合は、その家族も非課税世帯であること。

事業委託先：ドラッグイレブン（佐敷・大里）、ふく薬品、ひまわり館

実績

(単位：人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給者数	24	25	28	26	16
事業費	1,499,503	1,721,402	1,500,068	790,644	751,299

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、後見人等への報酬を負担することが困難である者に対し、その全部又は一部を助成します。

実績

(単位：人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	2	2	2	3	2
助成費	319,000	382,800	418,800	467,077	255,205

⑤認知症サポーター養成講座

市民等が認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成し、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける事が出来る地域づくりを推進していきます。また、認知症サポーターについて、地域や市内の企業等への周知を図るほか、市内の幼小中学校や女性会、青年会、老人クラブ等の各種団体との連携で学習する機会を増やすなどの対応を行います。

実績（過去5年間の認知症サポーター養成講座開催数と受講者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催数	6回	9回	4回	7回	5回
受講者数	128人	153人	80人	169人	141人
対象者	一般市民及び小学生、市役所新採用職員等	一般市民及び小学生、高校生、職場等	一般市民及び小学生	一般市民及び小学生	一般市民及び小学生

- ・南城市では、これまでに延べ2,648人の方が、養成講座を受講しています。
- ・令和3年度から養成講座受講の証として、サポーターカードを授与しています。

⑥南城市運動器機能向上事業

要支援1・2、チェックリスト該当者を対象に身体機能の向上に資する包括的トレーニングを行い、転倒骨折の防止、加齢に伴う認知症や生活機能の低下等の積極的な改善を行い、自立生活の支援を図ります。

(3)南城市単独事業

①加齢性難聴者補聴器購入費助成事業

65歳以上及び非課税世帯の南城市民の方で、聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる方に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。（令和6年8月より実施）

実績

(単位：件・円)

	令和6年度
助成件数	10
助成費	250,000

②南城市高齢者一時保護事業

・自立生活を営むのに支障の生じた在宅高齢者の生活習慣指導や一時的な保護を行い、自立した在宅生活の継続を支援する。

・在宅の高齢者が養護者から虐待を受けた場合に、当該高齢者を一時的に施設で保護することにより、高齢者及び介護者の福祉の向上と家庭生活の安定を図ることを目的とする

対 象 者 : 要援護高齢者で介護保険要介護認定により給付サービス対象外となった者
 利 用 内 容 : 1回あたりの利用限度は7日以内とする
 利 用 料 金 : 課税額に応じて利用者負担あり
 事業委託先 : 社会福祉法人憲章会、社会福祉法人以和貴会、医療法人真徳会

実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	0件	0件	0件	1件	1件

③外出支援サービス事業

老衰、心身の障害、傷病等の理由により、一般の交通機関を利用することが困難な要援護高齢者の通院時に、居宅と医療機関との間を送迎することにより在宅生活を支援します。

対 象 者 : 一般の交通機関を利用することが困難な者であって、要介護2以上であると認定されている車イス等利用者、又は身体障害者手帳所持者で肢体不自由2級以上の者。
 利 用 内 容 : 午前8時45分～午後5時（12月29日から翌年1月3日までを除く）
 月に片道で4回まで利用可能とする。
 利 用 料 金 : 市内、与那原町、八重瀬町、南風原町…片道400円（課税世帯800円）
 豊見城市、那覇市、糸満市、西原町、北中城村
 …片道600円（課税世帯1,000円）
 事業委託先 : 沖縄県福祉介護タクシー事業協同組合

実績

（単位：人・回・円）

地域名	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
佐敷地域	実人数	5	8	8	46	16
	回数	28	87	98	105	113
知念地域	実人数	2	4	2	7	4
	回数	38	52	6	16	9
玉城地域	実人数	4	4	1	6	3
	回数	35	34	2	18	17
大里地域	実人数	7	7	9	39	14
	回数	72	97	94	101	71
4地域合計	実人数	18	23	20	98	37
	回数	173	270	200	240	210
事業費		324,930	462,710	280,270	548,240	722,100

④敬老会

多年にわたり郷土のため、社会のために尽くしてきた高齢者の方々を敬愛し、市民が等しく長寿を祝うことを目的に開催します。（2地区合同開催）

実績

（単位：人・円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
午前の部	-	-	-	(佐敷・知念) 252	(大里・知念) 262
午後の部	-	-	-	(玉城・大里) 315	(玉城・佐敷) 378
4地域合計	-	-	-	567	640
70歳以上人口	8,034	8,374	8,605	8,886	9,206
参加率	0.00%	0.00%	0.00%	6.38%	6.95%
事業費	-	-	-	1,288,366	1,242,367

※R2、R3、R4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

※70歳以上人口は、毎年度8月末日を基準日としています。

⑤老人クラブ助成金

高齢者の生きがいづくりや健康づくりのため、様々な活動を通して社会参加を図り、老後を豊かなものにする活動を推進している市老人クラブ連合会、単位老人クラブの活動を支援するため助成金を交付しています。

実績

（単位：人・円）

地域名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
佐敷地域(人)	250	224	261	202	147
知念地域(人)	191	181	181	178	164
玉城地域(人)	504	516	473	390	366
大里地域(人)	442	429	350	352	348
4地域合計(人)	1,387	1,350	1,265	1,122	1,025
助成金(円)	4,025,230	4,025,230	3,858,695	3,859,990	3,818,680

⑥老人保護措置事業

65歳以上で身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的な理由で自宅での生活が困難な方を養護老人ホームへ措置いたします。

〈内 容〉

- 養護老人ホームへ入所措置
- 収入に応じて本人及び扶養義務者の負担金が必要
- 65歳未満の方でも特に事情が認められる場合は入所措置が可能

（単位：人・円）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
沖縄偕生園	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
具志川厚生園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
首里偕生園	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
合計(人数)	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0
決算額	5,092,699		4,885,595		4,490,569		2,367,759		2,563,738	
利用者負担額	450,000		450,000		330,300		0		0	

3. 介護保険

わが国においては急速に加速する高齢化とともに介護の問題が最大の不安要因となっています。本市においてもこうした傾向は例外ではなく、令和6年3月末現在で総人口(46,498人)の26.32%の12,236人が65歳以上となっています。

加速する高齢化社会の「介護問題」に対し、わが国全体の問題として取り組むという目的から、平成12年4月に市町村を保険者としてスタートしたのが介護保険制度です。

介護保険制度は、高齢者がどのような状況においても住み慣れた地域で自立した生活を続けていくために必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供し、地域で高齢者を支えていく仕組みとなっており、介護サービスは、要介護状態または要介護状態となるおそれのある状態の軽減あるいは悪化の防止をする観点から、サービスを利用する高齢者の方々の心身の状況や生活環境に応じて提供されます。

南城市では、高齢者が住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいをもって豊かに暮らしていくことができる介護保険事業に取り組んでおります。

現在、要介護認定申請やその他各種申請手続きについては南城市役所の窓口で受け付けておりますが、南城市は沖縄県介護保険広域連合構成市町村の為、制度運営、要介護認定（訪問調査、主治医への意見書依頼、介護認定審査会）、サービスの質の確保・向上、事業者の育成といった事業運営に関しては沖縄県介護保険広域連合が主幹となり行っております。

(1) 南城市の介護保険サービスの現状

① 高齢者人口（第1号被保険者）の状況 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南城市人口	45,045	45,530	46,009	46,498	47,004
内65歳～75歳未満	6,067	6,413	6,333	6,386	6,313
内75歳以上	5,479	5,455	5,665	5,850	6,088
高齢化率	25.63%	26.07%	26.08%	26.32%	26.38%

毎年度末

② 介護保険要介護（要支援）認定者の状況 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1号被保険者	2,136	2,162	2,144	2,204	2,256
第2号被保険者	66	62	55	48	44
総数	2,202	2,224	2,199	2,252	2,300
第1号被保険者（認定率）	18.50%	18.21%	17.87%	18.01%	18.19%

毎年度末

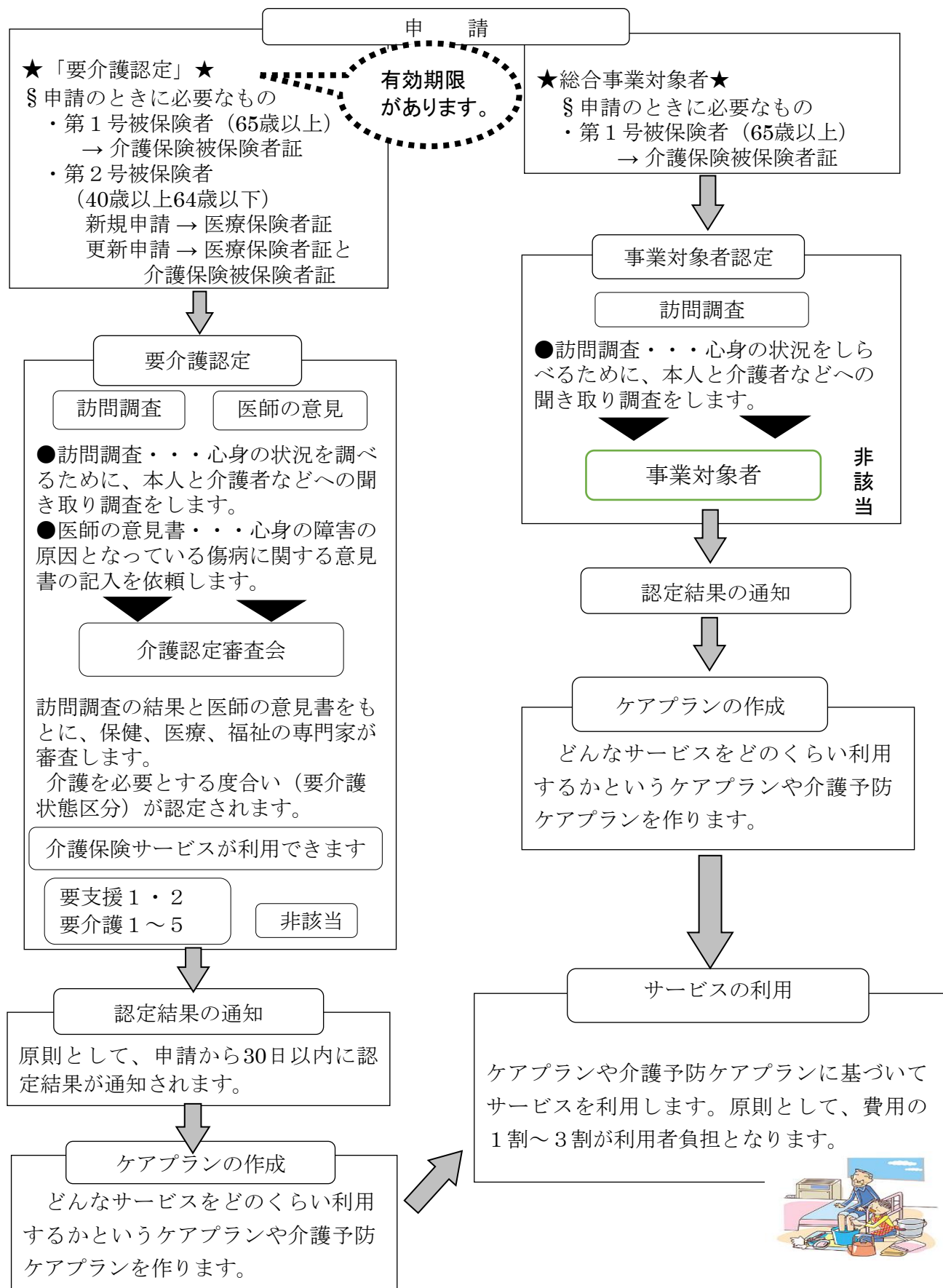
■ 介護度別（1号被保険者＋2号被保険者） (単位：人)

要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
令和2年度	183	356	320	352	378	411	202	2,202
令和3年度	162	361	337	354	397	418	195	2,224
令和4年度	172	336	337	345	378	442	189	2,199
令和5年度	161	346	306	428	356	420	235	2,252
令和6年度	180	339	345	396	372	427	241	2,300

毎年度末

介護（介護予防）サービスを利用するまでの流れ

介護サービスを利用するためには、介護保険の窓口（生きがい推進課）に申請をして「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになっています。



1 割の利用者負担が高額になったとき（高額介護サービス費）

世帯内で同月内のサービスにかかる利用者負担額（月額）が、一定の上限額を超えたときは、窓口への申請により、超えた分が払い戻されます。

※居住費（滞在費）・食費・日常生活費等は対象となりません。

対 象 者	上限額
年収約1,160万円以上の方	140,100円（世帯）
年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円（世帯）
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円（世帯）
一般世帯（上記及び下記以外）	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護の受給者の方	15,000円（個人）



在宅サービス

§ 通って利用する

※  内は要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

※ 利用者負担はサービス費用の1割～3割です。

	サービスの内容	費用のめやす
通所介護 （デイサービス）	要介護1～5 通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	・通常規模の事業所の場合（7時間以上8時間未満） ※送迎を含む （施設により体制や食費に違いがあります。） 要介護1～5⇒6,580円～11,480円
	要支援1・2  総合事業 通所型サービス 通所介護施設で日常生活上の支援などを行う共通的服务と、その人の目標に合わせた選択的服务（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティなど）を提供します。	（共通的服务）※送迎を含む 要支援1⇒1ヵ月 17,980円 要支援2⇒1ヵ月 36,210円 （選択的服务） 栄養改善、口腔機能向上 など
通所リハビリテーション （デイケア）	要介護1～5 老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。	・通常規模の事業所の場合（7時間以上8時間未満） ※送迎を含む （施設により体制や食費に違いがあります。） 要介護1～5⇒7,620円～13,790円
	要支援1・2  介護予防通所リハビリテーション 老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的服务（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。	（共通的服务）※送迎、入浴を含む 要支援1⇒1ヵ月 22,680円 要支援2⇒1ヵ月 44,280円 （選択的服务） 栄養改善⇒1ヵ月＋2,000円 口腔機能向上⇒1ヵ月＋1,500円

介護予防サービス・在宅サービスの支給限度額

支給限度額(月額)

要支援 1	基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。	50,320円
要支援 2	要支援 1 の状態より基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要。	105,310円
要介護 1	・ 基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要。 ・ 立ち上がりなどに支えが必要。	167,650円
要介護 2	・ 食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。 ・ 立ち上がりや歩行に支えが必要。	197,050円
要介護 3	・ 食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要。 ・ 立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自分でできないことがある。	270,480円
要介護 4	・ 食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。 ・ 立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自分でできない。 ・ 認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。	309,380円
要介護 5	・ 日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介助が必要。 ・ 立ち上がりや歩行などがほとんどできない。 ・ 認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。	362,170円

§ 訪問を受けて利用する ※ [] 内は要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

※利用負担は原則としてサービスの費用の1割～3割です。

	サービスの内容	費用のめやす
(ホームヘルプ)	要介護1～5 ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助(介護タクシー)も利用できます。	身体介護が中心(30分以上1時間未満～) 1回 ⇒ 3,870 円～ 生活援助が中心(20分以上45分未満～) 1回 ⇒ 1,790 円～
	要支援1・2 [総合事業 訪問型サービス] 利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。	週1回程度の利用 要支援1・2 ⇒1ヵ月 11,680円 週2回程度の利用 要支援1・2 ⇒1ヵ月 23,350円
訪問リハビリテーション	要介護1～5 居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。	1回 ⇒ 3,080 円
	要支援1・2 [介護予防訪問リハビリテーション] 居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。	1回 ⇒ 2,980 円
訪問入浴介護	要介護1～5 介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。	1回 ⇒ 12,660 円
	要支援1・2 [介護予防訪問入浴介護] 居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。	1回 ⇒ 8,560 円
訪問看護	要介護1～5 疾患等を抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。	訪問看護ステーションから(30分未満～) 1回 ⇒ 4,710 円～ 病院または診療所から(30分未満～) 1回 ⇒ 3,990 円～
	要支援1・2 [介護予防訪問看護] 疾患等を抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。	訪問看護ステーションから(30分未満～) 1回 ⇒ 4,510 円～ 病院または診療所から(30分未満～) 1回 ⇒ 3,820 円～
居宅療養管理指導	要介護1～5 医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	医師または歯科医師などによる指導 医師 (1ヵ月に2回まで) ⇒ 5,150 円 歯科医師 (1ヵ月に2回まで) ⇒ 5,170 円 etc.
	要支援1・2 [介護予防居宅療養管理指導] 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。	



§ 訪問を受けて利用する ※ 内は要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

※利用負担は原則としてサービスの費用の1割～3割です。

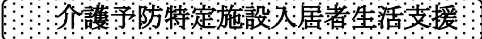
	サービスの内容	費用のめやす
住宅改修費支給	要介護1～5 要支援1・2 介護予防住宅改修支給 手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。	■申請に必要な書類 ○申請書 ○理由書 ○通帳写し ○領収書 ○見積書 ○内訳書 ○承諾書 ○図面 ○改修前後の写真 ○ケアプラン ※改修前に事前協議が必要です！
(福祉特定用福祉用具購入費の支給)	要介護1～5 要支援1・2 特定介護予防福祉用具販売 入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、10万円を上限額として福祉用具購入費を支給します。(申請が必要です) ● 腰掛け便座 ● 入浴補助用具 ● 特殊尿器 ● 移動用リフトのつり具	■申請に必要な書類 ○申請書 ○領収書 ○通帳写し ○福祉用具パンフレットの写し ○介護保険福祉用具購入を要する理由書 ○居宅サービス計画費(1)(2)表 (ケアマネジャーと契約している場合) ※給付対象となるのは、特定福祉用具販売事業所からの購入に限ります。
福祉用具貸与	要介護1～5 要支援1・2 介護予防福祉用具貸与 日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ※要支援1・2および要介護1の方は、◆印の用具は原則として保険給付の対象となりません。 ● 歩行器 ● 歩行補助つえ ● 手すり(工事をとみなわないもの) ● スロープ(工事をとみなわないもの) ◆ 車いす ◆ 車いす付属品 ◆ 特殊寝台 ◆ 特殊寝台付属品 ◆ 床ずれ防止用具 ◆ 体位変換器 ◆ 認知症老人徘徊感知機器 ◆ 移動用リフト(つり具を除く)	

§ 短期間入所する

短期入所生活／療養介護 (ショートステイ)	要介護1～5 福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。	1日につき ■介護老人福祉施設(従来型・多床室) 要介護1～5 ⇒ 6,030円～8,840円 ■介護老人保健施設(多床室) 要介護1～5 ⇒ 8,300円～10,520円
	要支援1・2 介護予防短期入所生活・療養介護 福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。	1日につき ■介護老人福祉施設(従来型・多床室) 要支援1 ⇒ 4,510円 要支援2 ⇒ 5,610円 ■介護老人保健施設(多床室) 要支援1 ⇒ 6,130円 要支援2 ⇒ 7,740円

※ 内は要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

§ 在宅に近い暮らしをする

	サービスの内容	費用のめやす
特定 生活介護 施設入居者	要介護1～5 有料老人ホーム等に入居している高齢者に日常生活上の支援や介護を提供します。	要介護1～5 1か月あたり 162,600円 ～ 243,900円
	要支援1・2 介護予防特定施設入居者生活支援 有料老人ホーム等に入居している高齢者に介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。	1回あたり 要支援1 ⇒ 1,830円 要支援2 ⇒ 3,130円



施設サービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入居して、日常生活上の支援や介護が受けられます。	介護老人保健施設 (老人保健施設) 状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアをします。	介護療養型医療施設 (療養病床等) 急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方のための医療施設です。
---	---	---

● 居住費（滞在費）、食費のめやす

利用者が負担する額は施設との契約により決まり、施設により異なります。世帯に住民税を課税されている方がいる場合は、下表の金額が標準的な費用となります。

居住費（滞在費）、食費の標準的な利用料（月額）

食費	多床室	従来型個室	ユニット型準個室	ユニット型個室
約1,445円	377円	約1,668円	約1,668円	約2,006円



●施設サービス・短期入所の金銭的負担軽減（負担限度額認定：食費・居住費の減額）

所得の低い方は、窓口へ申請すれば、下表の限度額までの負担となります。

所得の低い方の居住費（滞在費）・食費の負担限度額（日額）

	対 象 者	居住費（滞在費）の限度額			食費の限度額	
		ユニット 型個室	ユニット 型準個室 従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第一段階	・老齢福祉年金受給者で 世帯全員が住民税非課税 の方 ・生活保護の受給者等	880円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第二段階	・世帯全員が住民税非課税 で課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が80万円 以下の方	880円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第三段階①	・世帯全員が住民税非課税 で課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が80万円 超120万円以下の方	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第三段階②	・世帯全員が住民税非課税 で課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が120万 円以上の方	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

※（ ）内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。

※ 施設の設定した居住費（滞在費）・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。

※ 限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。



南城市地域密着型サービス事業

身近な日常生活圏域（南城市内）にサービスの拠点をつくり、高齢者に安心して住みなれた地域での生活を継続して頂くため、南城市では 下記のサービスを提供して在宅生活を支援していきます!!
※原則として、日常生活圏域外（市外）のサービスは受けることが出来ません。

★認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護 1～5

計4ユニット

☆介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）

要支援 2

／36名

認知症の高齢者が家庭的な環境の中で、専門スタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

（令和7年4月1日現在）

名 称	対象者数	対象者	所 在	電話番号	F A X 番号
グループホーム 美ら里さしき	1ユニット／ 9 名	要介護 1～5 要支援 2	佐敷字屋比久44番地	947-0034	947-0034
グループホーム あまね	1ユニット／ 9 名	要介護 1～5 要支援 2	玉城字屋嘉部455番地 1	852-6125	852-6126
東雲の丘 グループホーム	2ユニット／ 1 8 名	要介護 1～5	大里字大城1392番地	946-2051	946-1128

※東雲の丘グループホームは、R7. 1. 1～R7. 12. 31まで事業所休止

★認知症対応型通所介護（デイサービス）

要介護 1～5

計1施設／12名

☆介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）

要支援 1・2

認知症の高齢者を対象に、入浴・食事等の日常生活のお世話や機能訓練等、少人数制でより専門的なケアを提供することができる通所介護です。

（令和7年4月1日現在）

名 称	対象者数	対象者	所在地	電話番号	FAX番号
デイサービス あまね	1 2 名／日	要介護1～5 要支援1・2	玉城字屋嘉部455番地 1	852-6231	852-6126
東雲の丘 グループホームデイサービス	6 名／日	要介護1～5 要支援1・2	大里字大城1392番地	946-2051	946-1128

※東雲の丘グループホームデイサービスは、R5. 1. 1～ 事業所休止

★小規模多機能型居宅介護

要介護 1～5

☆介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援 1・2

日中の通所サービスを中心に利用者の状態や希望に応じて訪問や宿泊サービスを組み合わせて多機能なサービスを提供し、在宅生活を支援します。

（令和7年4月1日現在）

名 称	対象者数	対象者	所 在	電話番号	FAX番号
東雲の丘小規模 多機能型居宅介護	定員25名 (宿泊 5 名)	要介護 1～5 要支援 1・2	大里字大城1392番地	946-2051	946-1128

★地域密着型通所介護

要介護 1～5

要支援 1・2

総合事業対象者

利用定員18人以下の小規模なデイサービスで、通常のデイサービスと同様、食事や入浴、レクリエーションや機能訓練などのサービスが提供されます。

(令和7年4月1日現在)

名 称	対象者	所 在	電話番号	FAX番号
デイサービスすまいるLife	要介護 1～5	佐敷字新開1番地114	988-1061	988-1062
デイサービス凜 RIN		佐敷字津波古937-1	947-2323	947-2324
デイサービスすまいる南城		字つきしろ1739番地43	948-7765	948-7762
デイサービスまんぐろーぶ	要支援 1・2	知念字知念614番地	852-6556	852-6555
かふえてりあ 愛日和 デイサービス	総合事業対象者	玉城字愛地361番地	948-4071	948-4072
運動型デイサービス R. Core		玉城字船越773-1	988-9705	988-9706
ハピネス百名		玉城字百名7番地	917-1366	917-1367

★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

原則、要介護 3 以上

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員30人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。

(令和7年4月1日現在)

名 称	対象者数	対象者	所 在	電話番号	FAX番号
しらゆりの園 地域密着型特別養護老人ホーム おおざと	定員29名	原則 要介護 3 以上	大里字古堅820番地1	917-0624	917-0624

★地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護 1～5

地域密着型特定施設入居者生活介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

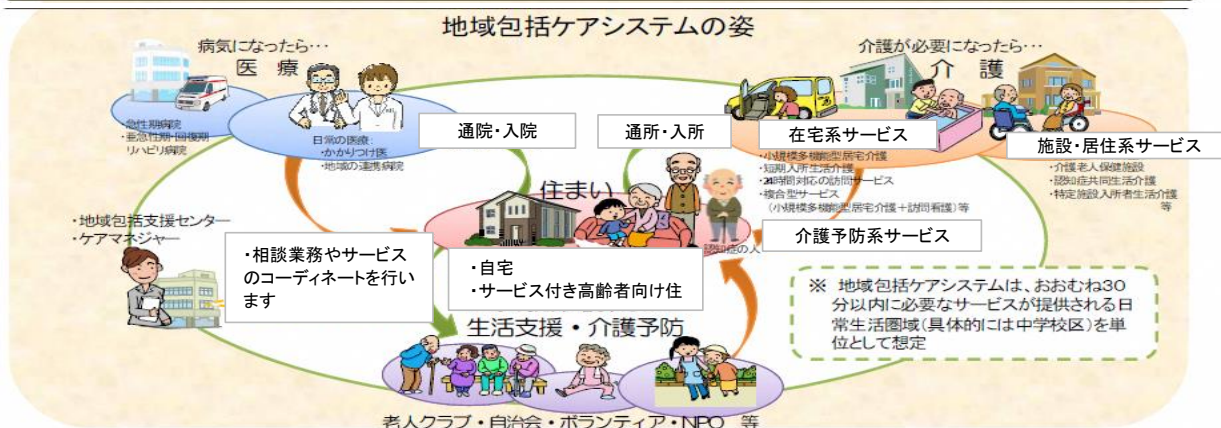
(令和7年4月1日現在)

名 称	対象者数	対象者	所 在	電話番号	FAX番号
しらゆりの園地域密着型介護付有料老人ホームおおざと	定員29名	要介護 1～5	大里字古堅822番地	963-6145	945-8341

4. 包括的支援事業

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**



地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師（又は看護師）・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職を配置して、3職種によるチームアプローチにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う事により、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

地域の方々の身近な相談窓口として、より充実した高齢者等への支援を行うため、令和4年度より市内を東西2つのエリアに分け、地域型センターを設置しました。

【南城市地域包括支援センター】

基幹型センター

：月～金（土・日・祝祭日休み） 午前8:30～午後5:15まで

南城市地域包括支援センター

住所：南城市佐敷字新里1870番地

南城市役所1階 生きがい推進課内

☎ 098-917-5489



地域型センター

：月～土（日・祝祭日休み） 午前8:30～午後5:30まで

【東地区】南城市地域包括支援センターしらゆり

住 所 ：南城市佐敷字津波古432番地（南城つはこクリニック向かい）

☎ 098-988-0638

担当地区：佐敷地区、知念地区、玉城地区（親慶原、喜良原、仲村渠、垣花）

【西地区】南城市地域包括支援センター東雲の丘

住 所 ：南城市大里字大城1392番地 特別養護老人ホーム東雲の丘 2階

☎ 098-987-6669 （夜間・休日）☎ 098-946-2051

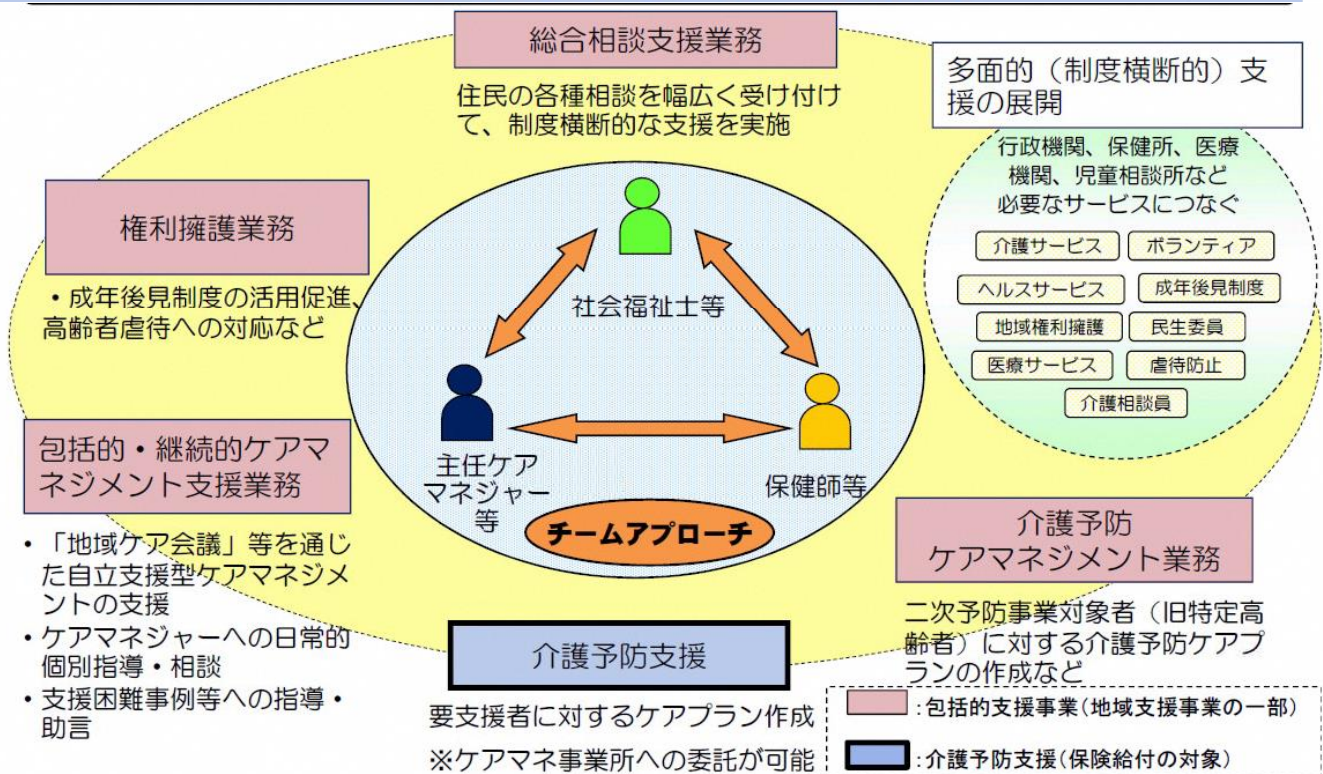
担当地区：大里地区、玉城地区（親慶原、喜良原、仲村渠、垣花を除く）

《業務内容》

主な支援業務は、『介護予防支援』及び『包括的支援事業』（下記参照）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して支援を実施します。

- (1) 総合相談支援業務
- (2) 介護予防ケアマネジメント業務（プランA）
- (3) 権利擁護業務
- (4) 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務
- (5) 介護予防支援業務
- (6) 多面的（制度横断的）支援の展開
- (7) その他

地域包括支援センターの業務



(1) 総合相談支援業務

「地域包括支援センター」は、地域にお住いの高齢者やそのご家族の皆さまが、日常生活で起こるさまざまなお悩みや心配ごとなどを受け付けする『総合相談窓口』です。

南城市の高齢者の方々が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自分らしい生活を継続していくために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び各種制度の横断的な利用に繋ぐための、総合的な相談支援を行います。

《業務内容》

初期段階での相談対応及び、専門的・継続的な相談支援、その実施にあたって必要となるネットワークの構築や地域の高齢者の状況の実態把握を行います。

(相談業務のワンストップサービスの実施)

●総合相談

《実績》(過去5年間の相談件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	8,716件	16,441件	6,710件	6,817件	7,470件

※令和3年度までは延べ件数。令和4年度より実件数で報告します。

《令和6年度総合相談内訳》

①相談方法内訳 (実件数)

	基幹型	地域型		全体件数	割合
		しらゆり	東雲の丘		
電話相談	220件	2,081件	1,935件	4,236件	56.7%
自宅訪問	15件	901件	1,258件	2,174件	29.1%
来庁相談	93件	305件	198件	596件	8.0%
文書	3件	2件	10件	15件	0.2%
会議	2件	85件	90件	177件	2.4%
受診同行	0件	59件	28件	87件	1.2%
その他	13件	61件	111件	185件	2.5%
合 計	346件	3,494件	3,630件	7,470件	100.0%

・相談方法は、電話が多くを占め、次いで訪問、来庁の順となっています。

・その他は、情報提供、研修、苦情等についての相談となっています。

②相談内容・目的

	延べ件数	割合
介護保険サービスに関する事	1,389件	18.6%
保健福祉サービス、連携に関する事	216件	2.9%
生活に関する事	1,273件	17.0%
医療機関に関する事	779件	10.4%
実態把握に関する事	416件	5.6%
認知症の高齢者に関する事	284件	3.8%
保健指導に関する事	18件	0.2%
予防(総合事業)に関する事	72件	1.0%
事業所支援に関する事	14件	0.2%
高齢者虐待に関する事	74件	1.0%
権利擁護に関する事	101件	1.4%
困難事例への対応に関する事	195件	2.6%
連携・後方支援	2,574件	34.5%
その他	65件	0.9%
合 計	7,470件	100.0%

・R3年度から相談・支援の連携、引継ぎを示すため「連携」についての項目を新設。

③相談経路（実件数）	基幹型	地域型		全体件数	割 合
		しらゆり	東雲の丘		
本 人	166件	1,592件	1,406件	3,164件	42.4%
家族等	61件	892件	933件	1,886件	25.2%
民生委員・公民館	5件	62件	61件	128件	1.7%
医療機関	16件	332件	352件	700件	9.4%
介護支援専門員	30件	124件	376件	530件	7.1%
サービス事業所	3件	99件	136件	238件	3.2%
社会福祉協議会	17件	63件	122件	202件	2.7%
行政・関係機関	36件	206件	193件	435件	5.8%
その他	12件	124件	51件	187件	2.5%
合 計	346件	3,494件	3,630件	7,470件	100.0%

- ・相談経路は、本人・家族等からの相談が7割を占め、次いで医療機関、介護支援専門員の順となっています。
- ・その他の内訳としては、近隣住民や匿名希望者の方からの相談となっています。

（２）権利擁護業務

高齢者の人権（尊厳）や財産等の権利を守ることは、超高齢社会においてとても重要なことです。今後、高齢者が増加することが予測されていること、さらに認知症や失語症など、コミュニケーションが困難な状態になったり、判断能力が低下した場合には、家族や成年後見人、地域の方のサポートが必要となってきます。

《業務内容》

認知症などで判断能力が不十分な高齢者に対し、権利擁護に関する相談を実施、また高齢者虐待に関する相談、支援等を行っています。

社会福祉士等が権利擁護に関する研修に参加することでスキルアップに努め、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図ります。

●高齢者虐待

《実績》（過去5年間の通報件数）

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通報	15件	9件	9件	15件	9件
虐待認定	3件	1件	4件	5件	6件
虐待疑い	12件	8件	5件	10件	3件

●成年後見制度利用支援

《実績》（過去5年間の通報件数）

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	55件	28件	42件	51件	66件
市長申立件数	1件	0件	3件	2件	2件

・親族等、身寄りのない高齢者が、成年後見制度利用申請する場合、必要に応じて親族等に代わり市長が申し立てをすることができます。

※老人福祉法第32条「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」

●高齢者虐待防止ネットワーク協議会

高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応を図るため、高齢者虐待防止ネットワーク協議会（年1回）を開催し、対応を協議しています。（平成19年10月1日設置）

《業務内容》

高齢者の虐待防止と早期発見・早期対応策に関すること。相談体制に関すること。関係諸機関の連携強化に関すること。啓発活動に関すること。その他の事項について協議します。

※虐待には、叩く・殴る・縛るなどの『身体的な虐待』の他に、怒鳴る・無視する・罵るなどの『心理的虐待』や、食事を与えない・不潔な環境におく・医療を受けさせないなどの『放棄・放任（ネグレクト）』、また、『性的虐待』、『経済的虐待』など、さまざまなケースがあり、相談内容についても多様化しています。

『虐待』は、された方だけでなく、してしまった方へのケアやサポートが必要な場合もあるため、高齢者を支える家族等も含めた総合支援をしています。

(3) 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう主治医と介護支援専門員との連携の他、様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行います。

●ケアマネ連絡会（沖縄県介護支援専門員協会南部支部と共催）

包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言や研修会、勉強会の開催を行います。

《実績》（過去5年間の研修会・勉強会開催回数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	3回	10回	12回	17回	18回

※令和3年度から引き続き、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、また関連する連携先を対象に「ちょっと得勉強会」と題して毎月第3水曜日にオンライン勉強会を開催した。地域の居宅介護支援事業所の事例検討会（5回）を共催、研修会の共催（集合研修1回、オンライン研修11回）を行った。

(4) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

介護保険における予防給付の対象となる要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整などを行います。

※指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）を、居宅介護支援事業所に一部委託しています。

①《指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント実績》（過去5年間の利用者数）

事業所		実・延人員	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
南城市地域包括支援センター担当分合計		実 人 員	281人	281人	292人	324人	358人
		延 人 員	2,070人	2,070人	2,432人	3,626人	3,149人
内訳	南城市地域包括支援センターしらゆり	実 人 員			148人	139人	178人
		延 人 員			1,187人	1,327人	1,524人
	南城市地域包括支援センター東雲の丘	実 人 員			138人	166人	177人
		延 人 員			1,167人	2,247人	1,596人
	南城市地域包括支援センター基幹型	実 人 員	281人	281人	6人	5人	3人
		延 人 員	2,070人	2,070人	78人	52人	29人
居宅事業所委託分		実 人 員	313人	313人	260人	246人	210人
		延 人 員	2,435人	2,435人	2,209人	1,992人	1,389人
総合計		実 人 員	594人	594人	552人	570人	568人
		延 人 員	4,505人	4,505人	4,641人	5,618人	4,538人

※令和5年度の南城市地域包括支援センター担当分と居宅事業所委託分との実人員の割合は57：43となっています。

②《介護予防ケアマネジメント業務（プランA）実績》（過去5年間の実績件数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合事業 ケアプラン 作成件数	全体	1,380件	1,384件	1,363件	1,373件	1,349件
	基幹型			9件	0件	0件
	地域型	しらゆり		682件	679件	681件
		東雲の丘			672件	694件
基本チェックリスト調査数		267件	501件	454件	381件	374件
チェックリスト該当者		258件	481件	434件	360件	361件

介護予防ケアマネジメント業務は、保健師等が総合事業対象者（基本チェックリスト該当者）、要支援認定者を対象に、介護予防及び日常生活支援を行い、本人の状態や置かれている環境等に応じて、いつまでも自立した生活を送ることが出来るよう、地域支援事業の紹介やケアプランを作成します。

- ・がんじゅう教室や、ご自宅への訪問等で基本チェックリスト調査を実施し、南城市社会福祉協議会・民生委員等関係機関と連携し、支援が必要な高齢者の情報収集を実施。
- ・令和3年度は地域包括支援センター地域型開設に向けた相談やケアプラン作成に伴い、基本チェックリスト調査数が増加しています。
- ・令和3年度までは地域包括支援センターを直営で運営しているため基幹型・地域型の数値はなし。

(5) 多面的（制度横断的）支援の展開

●在宅医療・介護連携推進事業

沖縄県地域医療構想との整合性を図りつつ、地域医療関係機関との情報共有を図るとともに、各医療機関や地域の医師会とのネットワークの構築に向けた取組を進めるため在宅医療と介護の連携体制の構築に向けた個別項目の推進を図る。

委託先の南部地区医師会と連携して市独自の課題の抽出と解決策の検討を行い、住み慣れた地域で医療、介護サービスがスムーズに受けられるよう、体制整備と連携の強化を図ります。

《実施状況》

◆事業委託先：一般社団法人 南部地区医師会（平成29年度より）

南部6市町：南城市、糸満市、豊見城市、南風原町、八重瀬町、与那原町と合同で委託

《事業委託項目・実績》

- 1 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案医療・介護関係者に対する周知を行う
【現状分析・課題抽出・施策立案】
 - (1) 地域の医療・介護資源の把握（情報収集、整理、活用）
 - ①ホームページ運用（検索機能の向上、迅速な情報発信）
 - ②医療・介護おたすけマップによる医療・介護資源情報の提供
 - ③紙媒体の医療・介護資源リストの作成、活用促進
 - ④地域の医療・介護資源に関するサービス内容等実態調査
 - (2) 在宅医療・介護連携の課題抽出、対応策の検討
 - ①南部地区在宅医療支援ネットワーク協議会（年2回）
 - ②南部地区在宅医療・介護連携推進事業担当者連絡会議（年6回）
 - ③ACPや看取り、急変時対応などテーマごとにワーキンググループを設置し、課題と対応策について協議する。
 - (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
 - ①救急連携ワーキンググループを設置し、課題の共有、対応策を協議する。
 - ②摂食嚥下障害や栄養について医療・介護関係者の理解を深め、高齢者が最期まで「口から食べることへの支援」を提供できる多職種協働の体制を構築する。
 - ③入退院支援ワーキンググループを設置し、入退院支援連携に関する具体的な取り組みを企画立案する。
- 2 地域の医療・介護関係者からの在宅医療介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う
【対応策の実施】
 - (1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - ①専用相談窓口の設置（コーディネーターの配置）
 - ②受付けた相談内容や地域の在宅医療・介護連携に関する現状について情報を共有し、南部6市町及び地域包括支援センター（委託）と緊密な連携を図る。
 - ③各市町の地域ケア会議等へ参加、個別事例を通じて医療・介護連携の支援を行う。
- 3 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う
【対応策の実施】
 - (1) 地域住民への普及啓発
 - ①救急医療・人生会議（ACP）について住民向け公開講座の開催（R6.11.22 開催）
「最後の医療を私はどう選ぶ？家族や大切な人と価値観を共有しませんか？」
 - ②住民や民生委員などを対象とした命ゆい出前講座（令和6年度13回）
 - ③社会福祉協議会や老人クラブなどの会合や勉強会へ出向き、地域の医療・介護資源について紹介する。
- 4
 - 1) 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する
 - 2) 医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う
【対応策の実施】
 - (1) 医療・介護関係者の研修
 - ① 日常の療養支援 ② 急変時対応（救急連携）③ 入退院支援 ④ 看取りやACP、意思決定支援
 - ⑤ 認知症 ⑥ 食支援⑦ 感染症に関すること

事業実績報告を提出し事業評価を行います。

●南城市地域包括ケア推進協議会（地域包括支援センター運営推進協議会を兼ねる）

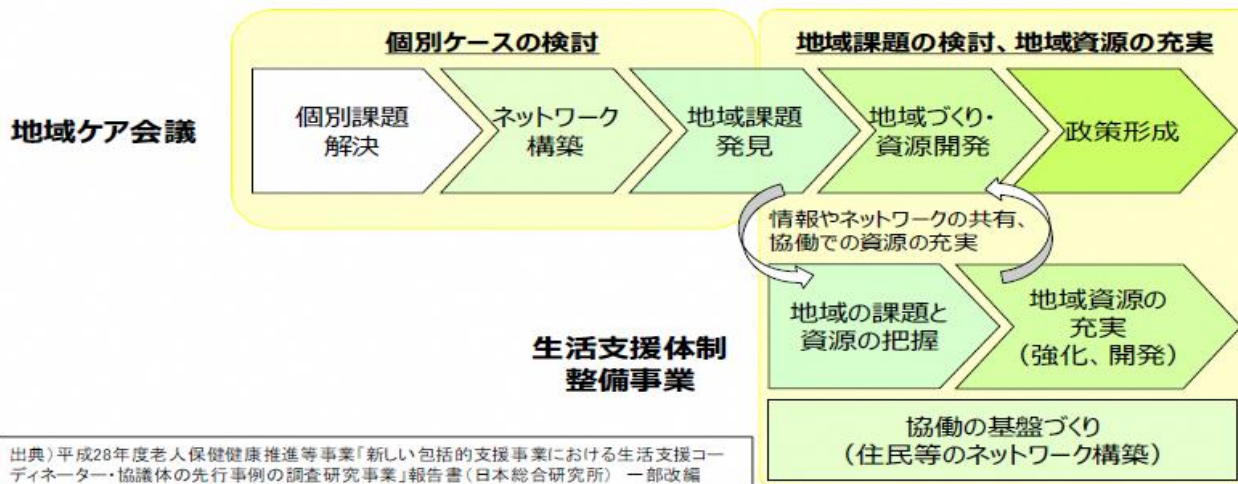
地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営及び公正・中立性の確保を図るため、必要な事項について検討します。センターの設置、運営及び評価に関すること、職員の確保に関すること、地域におけるその他の機関とのネットワーク形成に関することについて協議します。

《実績》（過去5年間の開催回数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	5回	2回	1回	2回	2回

“協議体”と“地域ケア会議”の関係性

- 地域ケア会議では、個別ケースの検討を通じた多職種協働のケアマネジメント支援、支援ネットワークの構築、地域課題の抽出を行う。個別の課題解決にとどまらず、個別支援の検討を積み重ねることで、地域としての課題や、地域資源活用の成功要因を見出す機能を担う。
- 協議体は、生活支援コーディネーターを組織的に支えるとともに、多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的としており、地域ケア会議と求められている機能や役割が異なっている。
- 個別ケースの検討を中心に行っている場合は、地域ケア会議で把握した地域の課題や資源の情報を協議体や生活支援コーディネーターが受け取ることで、住民や団体・企業を中心とした地域づくり・資源開発に活かすことが可能。



出典）平成28年度老人保健健康推進等事業「新しい包括的支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の先行事例の調査研究事業」報告書（日本総合研究所）一部改編

≪南城市地域ケア会議 構成図

【南城市地域包括ケア推進協議会（地域包括支援センター運営推進協議会を兼ねる）】

地域包括支援センターの公正・中立性を確保し、「地域包括ケアシステム」を総合的に整備・推進することを目的に、保健、医療、福祉及び介護の連携強化及び地域ネットワーク構築に関することや、地域ケア会議より提起された地域課題の対応等に方向性を示す事で、地域包括ケアシステム構築に向けて各種計画へ反映させ、具体的な施策形成に繋げる役割等を担っています。

≪構成員≫保健・医療・介護・福祉関係者、学識経験者、地域の支援団体代表者等

≪事務局≫南城市地域包括支援センター（基幹型）

【南城市地域ケア会議】

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、保健・医療・介護・福祉等の専門職や関係機関、民生委員等地域の関係団体などで構成される会議で、高齢者の個別支援の充実と、それを支える地域づくりを推進します。

また、地域の関係機関との連携や地域課題の抽出、地域のネットワークの形成、社会資源等の開発等の役割を担っています。

≪事務局≫南城市地域包括支援センター（基幹型）

≪生活支援体制整備事業第1層協議体・包括ケア会議≫

【包括ケア会議】

個別ケア会議、自立支援ケア会議、生活支援体制整備事業での検討を踏まえ、各関係者が地域における自立した日常生活の支援のために必要な施策及び事業について検討する。

≪構成員≫地域の保健・医療、介護・福祉団体の代表者及び市民の代表者、行政機関関係職員、南城市地域包括支援センター（基幹型・地域型）等

≪生活支援体制整備事業≫

【第1層（市内全域）】

第2層・第3層の協議体から提起された課題や対応等について、方向性を示していく役割を担います。

≪構成員≫包括ケア会議の構成員が兼務

≪事務局≫南城市地域包括支援センター（基幹型）

【第2層（日常生活圏域）】

各地域に生活支援コーディネーターを配置し、各地域における実態把握・地域課題の抽出、生活支援のあり方、地域見守り体制の構築等を担います。

地域毎に全体協議体を開催

：佐敷・知念・玉城・大里南・大里北・久高

≪事務局≫南城市社会福祉協議会に業務委託

【第3層（個別単位）】

地域支えあい支援事業等や日々の連携の中で見つけた課題や気づきなどを自治会単位で地域ケア会議（自立支援ケア会議・個別ケア会議等）へ情報提供・提案する。

≪構成員≫市民、区長・自治会長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険サービス事業所など

≪事務局≫南城市社会福祉協議会

【自立支援ケア会議】

居宅サービス計画の内容の妥当性などについて、医療及び介護等の専門職が協働して自立支援及び重度化防止に資する観点から検討する。

≪構成員≫個別課題の解決に資する必要最小限の関係者のみ（非公開）

≪事務局≫南城市地域包括支援センター（基幹型・地域型）

【個別ケア会議】

多職種協働による支援困難な高齢者等の個別課題の解決や各種サービスの調整等。

≪構成員≫個別課題の解決に資する必要最小限の関係者のみ（非公開）

≪事務局≫南城市地域包括支援センター（基幹型・地域型）

●生活支援体制整備事業

第1層（市町村区域）及び第2層（日常生活圏域）における生活支援コーディネーターの配置や協議体（多様な主体が参画する情報共有、連携強化の場）を設置し、地域課題、社会資源の把握や多様な職種や関係者との連携・協働による地域包括支援ネットワークの構築推進を図ることを目的としています。地域における生活支援の担い手の育成やサービスの開発等を行うとともに、高齢者の社会参加及び生活支援サービスの体制整備を図ります。

《令和6年度実施状況》

◆事業委託先：南城市社会福祉協議会

【第2層協議体・地域ケア会議の開催】

日時：令和7年1月28日（火）18:30～ 147名参加（住民）

- （1）南城市の現状（介護保険利用状況、要支援・要介護者の推移など）
- （2）地域の取り組み紹介（地域の取組、支え合い委員会など）
- （3）情報交換会
- （4）感想・まとめ・アンケート

【第1層協議体・包括ケア会議の開催】

日時：令和7年3月18日（火）14:00～ 南城市役所215会議室

- （1）生活体制整備事業とは
- （2）第2層協議体活動報告（今年度・次年度取組み）

●認知症総合支援事業（初期集中支援チーム）

医療や介護に関わる関係機関等が、認知症対応力の向上や指導助言を行うための各種事業の充実に向けた支援を行います。認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域のなかで暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図ります。又、「認知症地域支援推進員」を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の関係機関の連携支援や認知症の人・ご家族への相談業務等を行います。

令和6年度は沖縄県認知症サポート医の宮城航一先生を南城市、南風原町、八重瀬町合同認知症初期集中支援チーム医として招聘し、毎月第4木曜日を定例日として開催しました。

《実績》（初期集中支援チームの会議回数と認知症地域支援推進員の登録者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認知症初期集中支援チーム員	3人	3人	4人	5人	5人
初期集中支援チーム員会議	6回	4回	11回	11回	11回
支援対象者数	3人	1人	3人	1人	1人
認知症地域支援推進員登録者数	2人	3人	3人	4人	5人
キャラバン・メイト新規登録者数	3人	0人	2人	5人	1人

・南城市では、71の方がキャラバン・メイトとして登録されています。

(6) その他

地域包括支援センターの行う事業を効率的かつ効果的に実施するに当たり、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備のため、連携体制を支えるものとして、「地域包括支援ネットワーク」を構築します。

●南城市地域支え合い支援事業

近隣住民の助け合いにより、日常生活及び災害時における要援護者の支援体制を確立し、住民が住み慣れた地域で支え合い安全で安心して生活できる環境を整備するとともに、地域住民の相互扶助、見守りネットワークの体制の確立を図ります。（平成20年度から実施）

《実施状況》

◆実施主体：南城市、南城市社会福祉協議会、南城市民生委員児童委員連絡協議会

《業務内容》

《実績》（過去5年間の自治会数・登録者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自治会数	14件	19件	18件	20件	20件
登録者数	25人	56人	55人	59人	58人

●認知症カフェ

認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、2か所の各地域型センターで認知症カフェを開催しました。

《令和6年度実績》

開催回数：5回

参加者数：29人（認知症の本人、家族）

※開催回数、参加者数は2か所の地域型センターで開催した回数と参加者数を合計しています。

●見守りシールの交付（令和4年度より実施）

認知症等の帰宅困難高齢者等へQRコード（二次元バーコード）を印刷したシールを交付し、帰宅困難高齢者等の早期発見、保護及び引渡しを図ることで、家族ならびに介護者等の精神的負担の軽減に資することを目的としています。また、市民への周知、管轄の警察署、消防署、地域型センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、見守り体制の強化に努めます。

◆実施主体：南城市地域包括支援センター基幹型（生きがい推進課）

《令和6年度実績》

見守りシール交付者数：1人（認知症高齢者）

●南城市地域見守りネットワーク事業

地域住民やライフライン事業者等との相互関係により、高齢者、障がい者、その他見守りを必要とする者の安否及び異変の早期発見、並びに早期対応に向けた連絡体制を強化することにより、要援護者が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的として、見守り協定を締結しています。

《見守り協定締結事業者：16か所》 ※順不同

沖縄県農業協同組合 南城支店
 沖縄県農業協同組合 佐敷支店
 沖縄県農業協同組合 玉城支店
 琉球新報社南城市販売店主会
 沖縄タイムス社南城市販売店主会
 沖縄電力株式会社 那覇支店
 株式会社シニアライフクリエイト

社会福祉法人立命会 しらゆりの園 佐敷郵便局
 社会福祉法人憲章会 東雲の丘 知念郵便局
 生活協同組合 コープおきなわ 大里郵便局
 ヤクルト西原センター
 ヤクルトやえせセンター
 株式会社スズケン



《協力機関：8か所》 ※順不同

南城市社会福祉協議会
 南城市社会福祉関係機関団体連絡会
 南城市老人クラブ連合会
 島尻消防組合

南城市区長会
 与那原警察署
 南城市民生委員児童委員連絡協議会
 沖縄県農業協同組合 東風平LPガスセンター

令和7年3月末現在

●認知症高齢者等の見守り及び安全支援に関する協定

認知症高齢者等の問題化が多様化している現状を踏まえ、認知症高齢者の行方不明事案を察知した際の迅速な手配と発見時の正確な身元特定など、行政と警察が相互連携して取り組むことにより、認知症高齢者等やその家族の安全な暮らしの確保を目的としています。

《協定書締結》

◆協定書締結先：与那原警察署（平成29年2月21日締結）

●地域における協力に関する協定

南城市と郵便局が協定を締結し、郵便局や地域住民との相互関係により、高齢者、障がい者、その他見守りを必要とする者（以下「要援護者」という。）の安否及び道路の異変や不法投棄、の早期発見、並びに早期対応に向けた連絡体制を強化することにより、南城市民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的としています。

《協定書締結》

◆協定書締結先：日本郵便株式会社南風原中郵便局、玉城郵便局（平成29年2月21日締結）

●災害時における要配慮者の緊急受入に関する協定

南城市内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に市と福祉法人等が相互に協力することにより、要配慮者の避難及び救護の活動を円滑に実施することを目的に、協定を締結しています。

《協定書締結：4か所》

◆協定書締結先：（平成25年3月29日締結）
 特別養護老人ホーム小谷園
 特別養護老人ホームしらゆりの園
 特別養護老人ホーム朝日の家
 特別養護老人ホーム東雲の丘

●南城市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）

平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害時対策基本法の改正において、市町村は、高齢者や障がい者、外国人、妊産婦や乳幼児等の要配慮者のうち、災害時又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について、避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿を作成しておくことが義務付けられた。

本計画は、南城市地域防災計画の下位計画として避難支援に関する事項を具体化するもので、避難行動要支援者自身や家族による「自助」、隣人や友人など地域で備え助け合う「共助」、公的機関による「公助」、それぞれの役割を踏まえ、相互の連携と支援のあり方を明確にし、避難行動要支援者を含む要配慮者に対する防災・避難体制の整備、支援策の充実を図ることを目的として令和3年4月に策定しています。

○状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
避難行動要支援者数	—	1,488人	1,100人	1,203人	1,265人
協定書締結自治会数	—	35	35	37	36

※避難行動要支援者名簿については、災害発生時又は発生のおそれのある場合に迅速な避難行動要支援者への支援が行えるよう、平常時から避難支援組織へ提供するために「避難行動要支援者の個人情報の取り扱いに関する協定書」を自治会、市社会福祉協議会、島尻消防、与那原警察署と締結しています。

生 活 保 護

1. 生活保護の制度

(1) 生活保護制度の目的

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との基本理念に基づき、生活保護法によって実施される制度です。

生活保護法はその目的として「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」と規定し保護を国の直接責任で実施することとしています。

(2) 生活保護の原理

①無差別平等の原理

すべての国民は、生活保護法に定める要件を満たす限り、生活保護法による保護を無差別平等に受けることができる。

②最低生活の原理

生活保護法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

③補足性の原理

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

(3) 生活保護の原則

①申請保護の原則

保護は、保護を必要とする者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始する。

②基準及び程度の原則

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した保護を必要とする者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度に行う。

③必要即応の原則

保護は、保護を必要とする者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行う。

④世帯単位の原則

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定める。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

(4) 生活保護の種類と範囲

生活保護の給付は、8つの扶助により構成されており、この中で保護の対象となる世帯が必要とするものが対象となります。

①生活扶助（衣食その他日常生活に必要なものの給付）

②教育扶助（義務教育に必要な学用品、教材費等の給付）

③住宅扶助（家賃、地代、住宅補修代等の給付）

④医療扶助（医療に必要なものの給付）

⑤介護扶助（介護に必要なものの給付）

⑥出産扶助（出産に必要なものの給付）

⑦生業扶助（生業や技能習得に必要なものの給付）

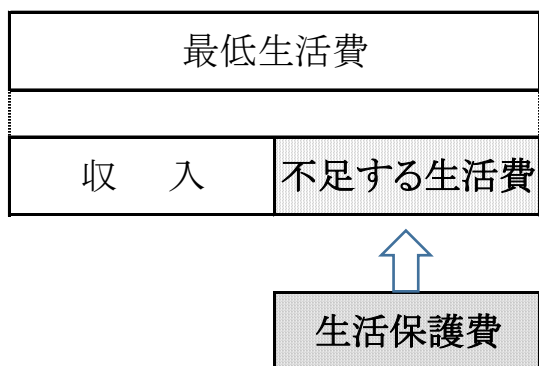
⑧葬祭扶助（葬祭に必要なものの給付）

2. 生活保護の決定

(1) 生活保護の仕組み

保護の対象となる世帯が必要とする最低生活費の金額（厚生労働大臣が定める基準によって算出）と、世帯の総収入や資産を比較して保護の可否を判断します。

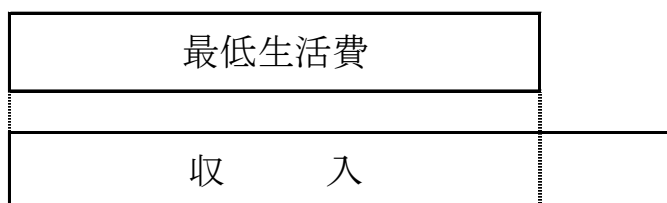
◆ 生活保護が受けられる場合



※最低生活費に対し収入が不足するため、生活保護が受けられます。

※不足する生活費を生活保護費で補います。

◆ 生活保護が受けられない場合



※収入が最低生活費を超えるため、生活保護が受けられません。

(2) 生活保護の申請と調査

生活保護は、その制度上個人的な秘密にわたる事項まで調査が必要である場合があります。もちろん、必要最小限度の範囲に限られますが、個人の私生活の場に行行政機関が関与することを制度的に前提としております。これは、その世帯の生活実態の把握が生活保護制度の実施上基本的な要素であるからです。

したがって、生活保護の適用にあたっては、まず、専門の相談員が現在の世帯の状況等をお聞きし、個々の実態にあわせた様々な制度の活用を促したり、最終手段として生活保護申請に至る場合でも個々の実情を考慮して行います。

○ 生活保護申請までの手続きは次のようになります。

I 社会福祉課の面接相談員へ相談。



II 生活保護申請書、その他必要書類の提出。



III 福祉事務所の担当員が世帯訪問や関係機関で生活保護の決定に必要な調査を実施。

(3)生活保護の要否判定

①福祉事務所が調査した結果に基づいて、生活保護を適用するかどうか、またどのような保護がどの程度必要なのか等について福祉事務所で検討します。

I 生活保護の要否判定は、厚生労働大臣が定めた基準により世帯の最低生活費を計算し、世帯の総収入と比べて決定します。

II 最低生活費の基準額は、年齢や世帯の人員等によって金額が定められています。

III なお、「世帯」とは原則として同一の住居に居住し、生計を一にしている者の集まりをいい、入院患者や出稼ぎ者等も同じ世帯とします。住民登録上の世帯とは必ずしも一致しません。

②保護の開始又は却下の決定は文書で通知し、面談の上直接説明します。

保護の決定は、申請書を受理した日から14日以内に行いますが、何らかの事情で14日以内に決定できない場合は、30日以内に決定することとなっています。

3. 市内の保護動向

(1)市内の被保護世帯、人員、保護率の動向

平成18年1月1日合併による南城市誕生と同時に南城市福祉事務所が設置され、県南部福祉事務所から生活保護受給者がケース移管されました。南城市においては、所得の低さや高齢化の進行が生活に影響を与える要因の下、傷病や高齢などによる収入の減少により生活が困窮した等を理由に保護相談が依然として多い状況です。

令和6年度の保護世帯数と人員数の月平均は、478世帯、555人で、前年度と比較して18世帯の増となっており、保護世帯が年々増加傾向にあることが伺えます。

保護率は平成29年度9.63%、平成30年度9.60%と減少傾向にあったが、令和元年度から増加に転じ、令和6年度は11.85%となっています。保護率増加の要因としては、高齢により有料老人ホームなどの施設入所者が増加し、年金だけでは生活が立ち行かない方が増えたことなどが考えられます。

○被保護世帯、人員、保護率

(単位：世帯・人・%)

年度	R 2 年度		R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度	
	延総数	月平均	延総数	月平均	延総数	月平均	延総数	月平均	延総数	月平均
世帯数	4,821	402	5,063	422	5,468	456	5,514	460	5,734	478
人員	5,610	468	5,921	493	6,519	543	6,497	541	6,658	555
保護率	10.44		10.87		11.86		11.67		11.85	
管内人口	45,045		45,530		46,009		46,498		46,954	

※管内人口については、各年3月末日現在

※パーセント(%)は1000分の1を1とする単位である。

(2)生活保護相談・保護開始・保護廃止件数

①生活保護相談の状況

令和6年度の月平均相談件数は12.3件で前年度と比較し3.3件の減となっています。相談内容では働きによらない収入減49.0%と最も多く、次に要介護状態、その他15.0%、傷病等が13.6%、働きによる収入減7.4%となっています。

○生活保護相談件数

(単位：件・%)

年 度		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	
		延件数 (月平均)	延件数 (月平均)	延件数 (月平均)	延件数 (月平均)	延件数 (月平均)	構成比 %
相 談 内 容	傷病等	57 (4.8)	69 (5.8)	65 (5.7)	68 (5.7)	20 (1.7)	13.6
	要介護 状態				32 (2.7)	22 (1.8)	15.0
	離婚	1 (0.1)	0 (0.0)	2 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	働きによる 収入減	6 (0.5)	12 (1.0)	24 (2.0)	26 (2.2)	11 (0.9)	7.4
	働きによら ない収入減	61 (5.0)	57 (4.8)	50 (4.1)	30 (2.5)	72 (6.0)	49.0
	その他	18 (1.5)	14 (1.2)	25 (2.0)	31 (2.6)	22 (1.8)	15.0
合 計		143 (11.9)	152 (12.7)	166 (13.8)	187 (15.6)	147 (12.3)	100.0

※「延件数」の計上について、同じ相談者又は同一の世帯員から年度内において相談を受けた全ての回数を計上

②未申請、却下、取下げ理由

令和6年度において保護開始に至らなかった内訳を見ると、未申請が30件で前年度より17件の減、却下が13件で前年度より5件の減、取り下げが9件で前年度より4件の増となっています。未申請理由は、「後日申請予定」が21件で最も多く、次いで「申請意思なし」となっています。

却下理由は、「資産・預金等の活用」が10件と最も多く、次いで「収入が最低生活費を上回る」となっており、取下げ理由については、「資産・預金等の活用」が5件と最も多く、次いで「稼働能力の活用」となっています。

○未申請理由

(単位：世帯)

年度	申請意 思なし	他実施 機関	世帯員 との相 談	他法他 施策	資産・ 預金等 の活用	後日申 請予定	その他	再掲 (申請書交付 したが未申 請)	合計
R 2 年度	9	0	0	2	3	5	0	(18)	19
R 3 年度	8	1	0	0	4	7	2	(22)	22
R 4 年度	14	2	0	1	3	8	1	(19)	29
R 5 年度	17	4	0	3	5	12	6	(31)	47
R 6 年度	6	0	0	0	3	21	0	(11)	30

○却下理由

(単位：世帯)

年度	他法活用 (施設入所 を含む)	資産、貯 金等の活 用	収入が最 低生活費 を上回る	就労可能	調査拒否 調査不能	その他	合計
R 2	2	8	2	5	1	1	19
R 3	2	12	1	0	1	0	16
R 4	3	12	6	0	2	0	23
R 5	3	7	6	0	1	1	18
R 6	0	10	2	0	1	0	13

○取下げ理由

(単位：世帯)

年度	他法活用 (施設入所 を含む)	資産、貯 金等の活 用	稼働能力 の活用	扶養義務 者の援助	生命保険 等の活用	その他	合計
R 2	1	4	2	1	0	1	9
R 3	0	4	0	1	0	1	6
R 4	2	1	2	1	0	0	6
R 5	1	3	1	0	0	0	5
R 6	0	5	2	0	1	1	9

③保護開始の動向

保護開始の動向については、令和6年度の開始件数は94件で前年度より9件増加しています。
開始理由別にみると「働きによらない収入減」が41.5%と最も高く、次に「要介護状態」
17.0%、「傷病等」14.9%、「転入」13.8%の順となっています。

○保護開始件数

(単位：件・%)

理由 \ 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	
	件数 (月平均)	件数 (月平均)	件数 (月平均)	件数 (月平均)	件数 (月平均)	構成比 (%)
傷病等	24 (2.0)	31 (2.6)	38 (3.2)	17 (1.4)	14 (1.2)	14.9
要介護 状態				12 (1.0)	16 (1.3)	17.0
離婚等	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
働きによる 収入減	6 (0.5)	7 (0.6)	10 (0.8)	2 (0.2)	5 (0.4)	5.3
働きによらない 収入減	27 (2.2)	36 (3.0)	27 (2.3)	33 (2.8)	39 (3.3)	41.5
転入	9 (0.8)	9 (0.7)	15 (1.2)	16 (1.3)	13 (1.1)	13.8
その他	0 (0.0)	1 (0.1)	4 (0.3)	5 (0.4)	7 (0.6)	7.4
合 計	66 (5.5)	84 (7.0)	95 (7.0)	85 (7.1)	94 (7.8)	100.0

④保護廃止の動向

令和6年度における廃止件数78件の内訳は、「死亡」30件、「転出」26件となっており、「死亡」及び「転出」が廃止理由の71.8%と大半を占めています。

○保護廃止件数

(単位：件・%)

理由 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	
	件数 (月平均)	件数 (月平均)	件数 (月平均)	件数 (月平均)	件数 (月平均)	構成比
主の治癒	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	1.3
死 亡	30 (2.5)	28 (2.3)	40 (3.3)	39 (3.3)	30 (2.5)	38.5
失 踪	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	1.3
収 入 増	3 (0.3)	2 (0.2)	13 (1.1)	6 (0.5)	11 (0.9)	14.1
働く者の転入	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	0.0
社会保障給 付金の増加	3 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.1)	4 (0.3)	1 (0.1)	1.3
仕送り増加	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	0.0
引き取り	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	2 (0.2)	1 (0.1)	1.3
施設入所	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	1 (0.1)	1.3
他 法	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
その他	3 (0.3)	0 (0.0)	3 (0.2)	12 (1.0)	6 (0.5)	7.6
転 出	16 (1.3)	15 (1.3)	17 (1.4)	17 (1.4)	26 (2.2)	33.3
計	56 (4.8)	45 (3.8)	77 (6.4)	82 (6.8)	78 (6.5)	100

(3)現在の世帯類型

令和6年度の保護世帯類型月平均は、構成比の高い順に「高齢者」329世帯(69.3%)、「その他」55世帯(11.5%)、「障がい者」51世帯(10.6%)、「傷病者」32世帯(6.8%)、「母子」8世帯(1.8%)となっています。

世帯類型の構成比を前年度と比較すると、全ての世帯類型がほぼ横ばいの状態となっています。

○世帯類型の推移 (世帯数と割合)

(単位：件・%)

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 6 年度	
	受給世帯 (月平均)	受給世帯 (月平均)	受給世帯 (月平均)	受給世帯 (月平均)	構成比 (%)	受給世帯 (月平均)	構成比 (%)
高齢者	3,073 (256)	3,225 (269)	3,479 (290)	3,656 (305)	67.6	3,951 (329)	69.3
母 子	58 (5)	81 (7)	132 (11)	127 (11)	2.3	101 (8)	1.8
障がい者	586 (49)	595 (50)	611 (51)	597 (50)	11.0	607 (51)	10.6
傷病者	640 (53)	646 (54)	591 (49)	453 (38)	8.4	388 (32)	6.8
その他	381 (32)	461 (38)	552 (46)	577 (48)	10.7	656 (55)	11.5

※件数については、年度内における受給世帯数、なお、()内は月平均の世帯数である。

次に生活保護受給期間別の世帯数の分布を見ると、「1年未満」と「1年以上5年未満」の構成比率合計が55.8%となっており、5年未満の受給世帯が全体の約半数を占めている。

世帯類型別では、「高齢者」、「障がい者」は経済的に自立する見込みが限られており、「10年以上」の構成比でも約9割となっている。

高齢化の進展に伴い、保護受給期間の長期化はさらに進むことが予測される。

○世帯類型別保護受給期間

(単位：件・%)

世帯 類型	1 年未満		1年以上5年未満		5年以上10年未満		10年以上		合 計	
	件数	(構成比)	件数	(構成比)	件数	(構成比)	件数	(構成比)	件数	(構成比)
高齢者 世帯	47	(58.8) 14.5	118	(65.2) 36.4	64	(73.6) 19.8	95	(79.2) 29.3	324	(69.2)
母子 世帯	2	(2.5) 33.3	2	(1.1) 33.3	2	(2.3) 33.3	0	(0.0) 0.0	6	(1.3)
障がい 者世帯	4	(5.0) 8.3	27	(14.9) 56.3	4	(4.6) 8.3	13	(10.8) 27.1	48	(10.3)
傷病者 世帯	10	(12.5) 28.6	13	(7.2) 37.1	9	(10.3) 25.7	3	(2.5) 8.6	35	(7.5)
その他 世帯	17	(21.3) 30.9	21	(11.6) 38.2	8	(9.2) 14.5	9	(7.5) 16.4	55	(11.8)
計	80	17.1	181	38.7	87	18.6	120	25.6	468	(100)

※構成比上段は受給期間毎の構成比、下段は世帯類型毎の構成比となります。 令和7年4月1日現在

(4) 医療扶助

令和6年度の医療扶助人員は月平均で入院47人（前年度比9人減）、入院外450人（前年度比39人増）となっています。

医療扶助決算見込額は6億9,270万円で前年度と比較して約5,981万円の増となっており、扶助費総額に占める割合は65.28%（前年度64.06%）で1.22ポイント増加しており、依然として医療扶助額の割合が高い状況にあります。

○医療扶助人員・扶助額

（単位：人・円）

	入院 (平均)	入院外 (平均)	医療扶助 決算額	扶助費総額に 占める割合 (%)	扶助費総額 (円)
R 2 年度	34	362	498,566,459	61.91	805,339,403
R 3 年度	40	385	511,044,618	61.66	828,784,273
R 4 年度	59	395	552,201,286	61.46	898,542,726
R 5 年度	56	411	632,890,440	64.06	987,923,427
R 6 年度	47	450	692,698,163	65.28	1,061,150,580

（経理状況報告・統計月報3月分より）

(5) 介護扶助

令和6年度の介護扶助受給者は、月平均で在宅242人と前年度より99人増加、施設入所者は27人で前年度より4人増加となっています。

また介護扶助決算見込額は約5,767万円で前年度と比較して約1,218万円の増額となっています。被保護世帯の高齢化が要因となっており、今後も介護扶助費の増加が見込まれるため、障害、介護等関係機関と連携を図り、適切な介護サービス等の実施が必要です。

○介護扶助人員・扶助額

（単位：人・円）

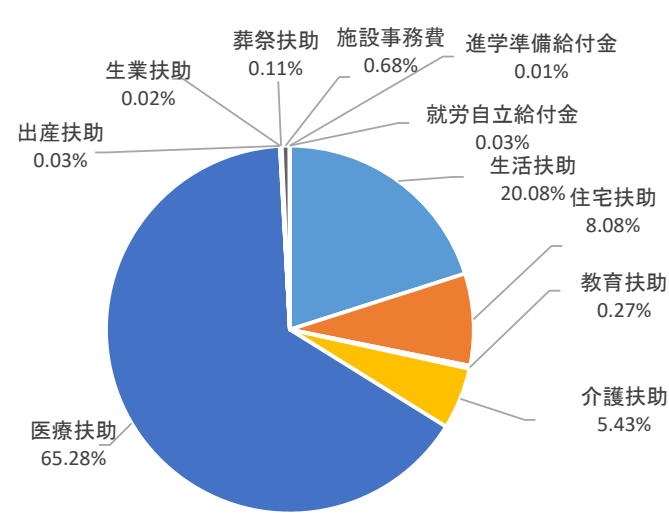
	施 設				在宅 (平均)	介護扶助 決算額
	介護老人 福祉施設 (平均)	介護老人 保健施設 (平均)	介護療養型 医療施設 (平均)	地域密着型 介護老人福祉施設 (平均)		
R 2 年度	18	4	0	1	131	32,047,125
R 3 年度	19	4	1	1	130	27,231,244
R 4 年度	18	2	0	1	138	33,009,098
R 5 年度	19	3	0	1	143	45,486,910
R 6 年度	20	6	0	1	242	57,667,404

（経理状況報告・統計月報3月分より）

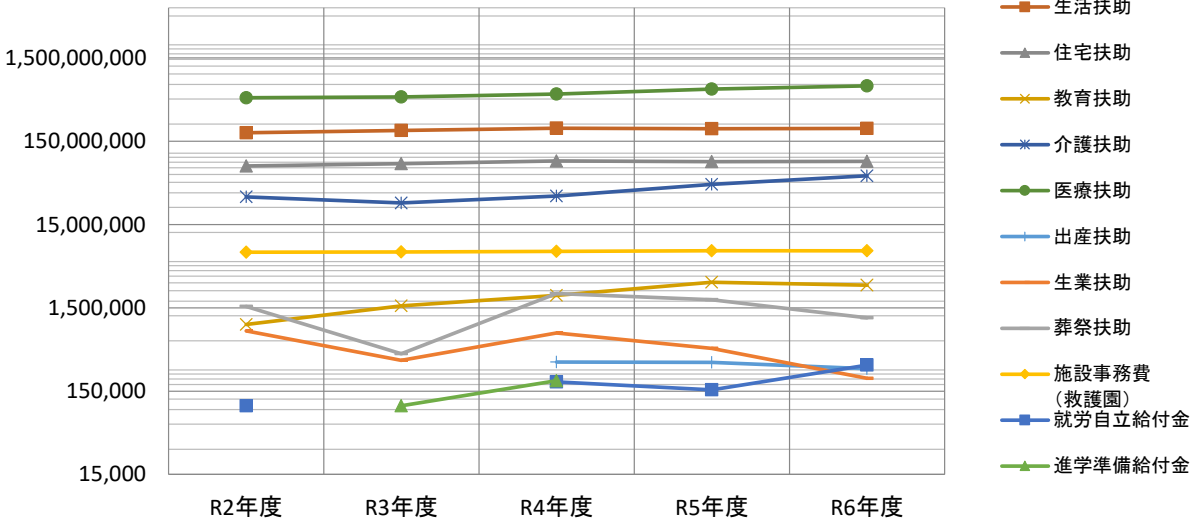
生活保護費扶助別の年次推移

区 分 年 度	保 護 費								施設事務費 (救護園)	就労自立給付金	進学準備給付金	合計	
	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助					
R2年度	189,357,099	75,692,798	946,210	32,047,125	498,818,467	0	791,813	1,556,455	6,971,400	100,225	0	806,281,592	
R3年度	201,454,323	80,833,193	1,576,400	27,231,244	511,352,135	0	352,245	420,967	6,998,959	0	100,000	830,319,466	
R4年度	214,769,976	86,926,732	2,106,250	33,009,098	552,360,620	334,640	750,576	2,224,011	7,121,860	192,874	200,000	899,996,637	
R5年度	211,464,296	84,930,942	3,039,546	45,486,910	632,890,440	331,396	487,782	1,876,599	7,260,340	155,176	0	987,923,427	
R6年度	213,034,284	85,776,670	2,813,049	57,667,404	692,698,163	278,500	213,640	1,134,444	7,227,040	307,386	0	1,061,150,580	
	月平均	17,752,857	7,148,056	234,421	4,805,617	57,724,847	23,208	17,803	94,537	602,253	25,616	0	88,429,215
	構成比	20.08%	8.08%	0.27%	5.43%	65.28%	0.03%	0.02%	0.11%	0.68%	0.03%	0.00%	100.0%
	前年比	100.7%	101.0%	92.5%	126.8%	109.4%	84.0%	43.8%	60.5%	99.5%	198.1%	0.00%	107.4%

令和6年度扶助別構成比率



生活保護費年度別及び扶助別支給実績



社会福祉総務

1. 地域福祉

(1)南城市地域福祉計画「第4次いきいき南城しあわせプラン」

本計画は年齢や身体状況で区切った縦割りの福祉の観点ではなく、様々な福祉と関係する地域福祉のあり方や体制づくりを横断的に進める計画です。そこで、行政のみではなく自治会や地域の各種団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係機関等が相互の役割を理解し協働で地域福祉を推進していくことをめざし、「第4次いきいき南城しあわせプラン」に基づき事業を推進していきます。計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5ヵ年計画です。

今後、地域福祉コーディネーターを中心に子どもや高齢者、障がい者等あらゆる地域住民のニーズを把握しながら、自治会や地域団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係機関等との情報交換をとおして取り組んでいきます。具体的には「住民が福祉活動に取り組む仕組みをつくる」等の3つの基本目標を掲げ、推進事業を行います。

2. 民生委員・児童委員

(1)民生委員は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、かつ自治会担当として県知事から委嘱された任期3年の特別職の地方公務員（無報酬）です。

南城市では、令和7年4月1日現在、定員95名に対し75名の民生委員が社会福祉増進のため奉仕の精神に基づき、生活に困った方、体の不自由な方、一人暮らし高齢者の方等からさまざまな相談に応じた確かな支援を行うとともに、相談者と行政機関のパイプ役として地域に根ざした活動をしています。

さらに、民生委員は「児童福祉法」による児童委員も兼ねており、児童問題への関わりや地域の社会調査等の活動も行っています。平成6年1月に児童問題を専門に担当する主任児童委員制度が発足し、南城市では7名の主任児童委員が活動しています。

また、地域福祉活動を効果的に行うため、旧4町村単位で民生委員児童委員協議会を組織し、委員相互の情報交換や研修活動等を行うため毎月1回定例会を開催しています。

令和6年南城市民生委員協議会補助金

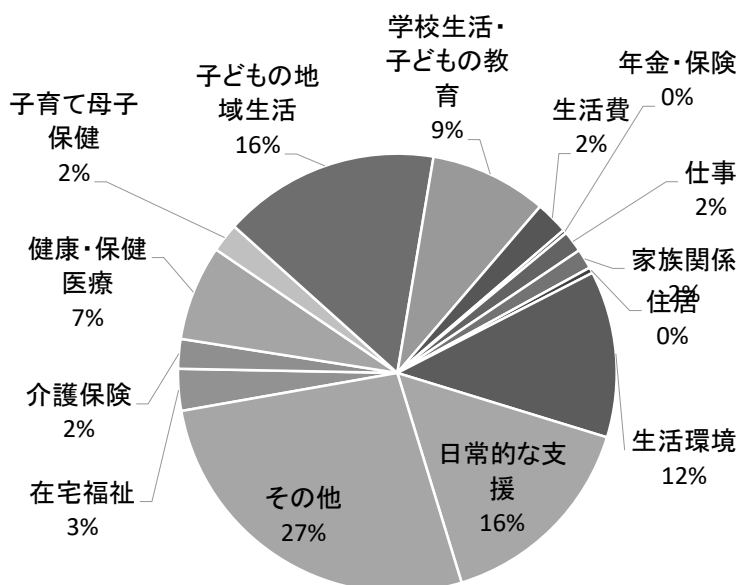
8,400千円

(2)南城市民生委員推薦会

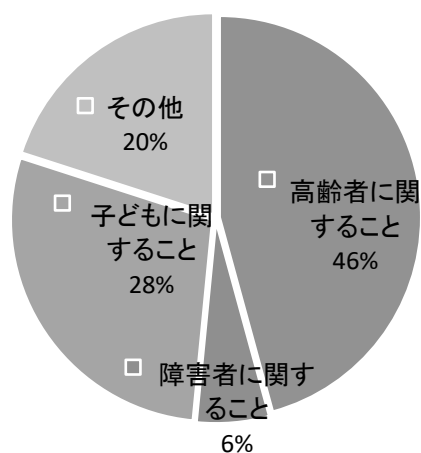
民生委員法に基づき、市長の付属機関として設置され、民生委員・児童委員の欠員及び3年毎の一斉改選時に民生委員・児童委員候補を県知事に推薦します。

〈令和6年度〉相談件数 2,107 件

相談・支援内訳



分野別相談内訳



3. 福祉センター

南城市総合保健センターは、令和3年3月末に南城市認定こども園へ転用のため廃止。
南城市福祉センターは屋内施設の老朽化に伴い、令和3年9月末に廃止し、南城市ゲートボール場として令和3年10月から屋外施設のみ利用となっています。

	施設名	所在地	電話番号
1	南城市老人福祉センター	佐敷字新開1番地240	947-3030
2	南城市ゲートボール場	玉城字百名1233番地	917-5334 (社会福祉課)

4. 日本赤十字社沖縄県支部南城市地区

(1) 南城市地区の活動

風水害、火災等の被災者に対し、赤十字社から必要に応じて毛布等の寝具類、衣類、日用品等の救援物資を支給しています。

南城市地区で設立されている赤十字奉仕団は、赤十字の活動資金である社資募集や献血推進、施設慰問などの福祉ボランティア活動を行っています。

5. 小災害見舞金

(1) 小災害見舞金

小災害により被害を受けた方に対して、物的、精神的な被害を緩和する一助となるよう弔慰金、見舞金を支給しています。

① 見舞の程度

弔慰金：死亡した者1人につき5万円

(その者の故意又は重大な過失によって死亡した者は除く)

見舞金：負傷した者1人につき2万円(1カ月以上の治療期間を要する者に限る)

見舞金品住家の被害については、り災世帯の構成により、次の範囲とする。

被害の程度 世帯構成	全壊、全焼、 全流失	半壊、半焼、 半流失	床上浸水
1人世帯	50,000円	30,000円	5,000円
2人世帯～5人世帯	60,000円	40,000円	10,000円
6人以上1人増すごとに 加算する額	5,000円	3,000円	1,000円

② 支給状況

(単位：件・円)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額
火災	0	0円	0	0円	0	0円	1	50,000円	0	0円
大雨 床上浸水等	2	15,000円	0	0円	2	53,000円	0	0円	0	0円
台風被害	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円
合計	2	15,000円	0	0円	2	53,000円	1	50,000円	0	0円

③市町村総合事務組合への加入

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた方へ市町村からの申請により沖縄県から災害弔慰金が支給されています。

令和6年度沖縄県市町村総合事務組合 負担金 86千円

沖縄県災害り災者見舞金支給状況（南城市地区）

（単位：件・円）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅被害	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円
転倒	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円
合計	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円

6. 保護司・更生保護女性会

(1) 保護司の活動

保護司は、法務省から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。南城市では、19名（令和6年度末現在）の保護司が活動しています。

犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごとを守るよう指導するとともに生活上の助言や就労の援助などを行う保護観察や、スムーズに社会復帰できるよう帰住先、就職先の確保などの環境調整を行い、犯罪予防活動では学校とも連携し活動の幅を広げています。

また、毎年「更生保護の日」である7月1日から1ヶ月間を強調月間として、犯罪防止と罪を犯してしまった人たちの更生について理解を深めてもらうため「社会を明るくする運動」を行っています。

令和6年度南部保護区保護司会負担金 448千円

(2) 更生保護女性会の活動

女性としての立場から、犯罪予防や更生支援のため、ミニ集会や更生保護施設などの訪問など幅広い活動を行っています。

南城市では合併前に旧町村で活動を行っていた更生保護女性会が合併し、平成20年度より南城市更生保護女性会として活動を行っています。

令和6年度南城市更生保護女性会補助金 360千円

7. 南城市社会福祉協議会との連携

南城市社会福祉協議会は、「ユイマール精神のもと、誰もが安心して快適に暮らせるまち、豊かな心をはぐくむまち」を目指し、地域のみなさんやボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関と連携を図りながら地域福祉活動を展開している公共性を持った社会福祉団体です。

南城市福祉事務所では、市民が安心・快適に暮らしていくことができるよう地域福祉の向上に努め、より効果的に事業を展開できるよう柔軟性と機動性を持つ社会福祉協議会と連携を図りながら福祉のまちづくりを進めています。

(1)南城市社会福祉協議会への補助

①南城市社会福祉協議会運営補助金

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されているとおり、住民参加による福祉活動の展開、ボランティア活動の推進、在宅福祉サービスの実施をとおり、制度上支援が厳しい分野の事業展開をこれまで行ってきました。財政緊縮が急速に進む中、福祉制度の改正も伴って地域福祉活動は今後さらに重視されるため、「公共性」「公益性」「非営利性」の特性を持つ社会福祉協議会が担う役割は大きく、その運営を補助しています。

令和6年度補助金額 68,347千円（福祉大会含む）

②ボランティアセンター補助金

住民参加の社会を築いていくためにはボランティアを発掘・育成し、市内の小中学校等で福祉関連の学習や体験を対象にボランティア活動、介護予防に重要な地域ミニデイサービスの支援など、福祉教育に大きく貢献しています。特に高齢化が進む中で、今後は独居老人・障がい者等の見守り活動が重要であり、ボランティア養成を行う当事業へ補助を行っています。

令和6年度補助金額 961千円

③心配ごと相談事業補助金

この事業は市民のあるゆる相談やニーズに対し、迅速で効果的な対応を図るとともに、地域の身近な場所で福祉、保健、その他生活全般に関わる相談支援体制の確立を図っています。また、相談所に寄せられるケースで地域に呼びかける必要があるものについては、ミニデイ指導員や民生委員・児童委員などを通して周知し、地域住民が様々な被害に巻き込まれることを防ぐ活動も展開しています。

令和6年度補助金 43千円

8. 援護事務

(1)戦傷病者・戦没者遺族等の援護

戦傷病者・戦没者遺族等援護法（以下援護法という）は、軍人軍属及び準軍属の公務上の傷病及び死亡等に関し、国家補償の精神に基づき、障がい者本人には、障害年金を、死亡者の遺族には遺族年金・遺族給与金及び弔慰金を支給し援護を行うことを目的とする法律です。

支給対象者は、国と雇用関係または、雇用類似関係にあった軍人軍属及び準軍属並びにその遺族です。ただし、軍人については、昭和28年に軍人恩給法が復活し、原則として恩給法が適用されることとなったため、遺族年金や障害年金の支給対象者は主に恩給法に該当しない軍人、軍属及び準軍属並びにその遺族となっています。援護法による給付の他に特別給付金支給法・特別弔慰金支給法による給付がありますが、すべて本人からの申請により支給されます。

援護金の種類

①障害年金

旧軍人、旧軍属で、恩給法に規定されている傷病恩給の受給できない者及び準軍属であったものが公務上負傷し、又は疾病にかかり恩給法に定める程度の障害がある方に支給されます。

②遺族年金

軍人軍属が公務上の傷病等に起因して死亡した場合、または障害年金受給者が死亡した場合に、その遺族に年金として支給されます。

③遺族給与金

準軍属の遺族又は準軍属であった障害年金受給者が死亡した場合に、その遺族に年金として支給されます。

④弔慰金

軍人軍属等が公務傷病又は勤務関連の傷病により死亡した場合、死亡当時の三親等内の親族（死亡当時その者と生計を同じくした者に限る）のうち最先順位者に、一時金として1度のみ支給されます。

⑤戦没者の遺族等に対する特別弔慰金

軍人軍属及び準軍属の遺族の方へ戦没者遺族の年金等受給権者がいない場合に、国として弔慰の意を表するため記名国債をもって支給される一時金です。

⑥戦傷病者の妻、戦没者の妻、戦没者の父母等に対する特別給付金

先の大戦により夫が死亡又は障害の状態であることにより、特別精神的痛苦を強いられた妻、すべての子又は最後に残された子を戦闘に関連して亡くした父母及び祖父母に対し特別の慰藉をするため、特別給付金が支給されます。

⑦対馬丸遭難学童遺族特別支出金

沖縄県外の地域に疎開する目的で対馬丸に乗船し、悪石島沖で沈没した際、死亡した沖縄の疎开学童遺族に対して、毎年支給されます。

(2)慰霊事業（戦没者の遺骨収集事業）

遺骨が発見された場合、警察官の立ち会いの下、事件性の有無や遺留品等がないか確認し、軍人等戦没者の遺骨として認められた場合、沖縄県平和記念財団へ引き渡します。沖縄県平和記念財団では、収集遺骨の仮安置、焼骨が行われ、国立沖縄戦没者墓苑へ納骨されます。

9. 南城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター

生活が立ち行かなくて困っている方や就職先が決まらず困っている方の相談を受け、パーソナルサポートセンターのスタッフが様々な機関と連携し、総合的な支援を行います。（相談無料）

◆対 象 者：南城市にお住まいの方で、経済的な面で生活にお困りの方
（生活保護受給者は除く）

◆開 所 日：月～金（祝日・年末年始を除く）※要予約

◆利 用 時 間：午前9時00分～午後4時00分（午後12時～午後1時を除く）

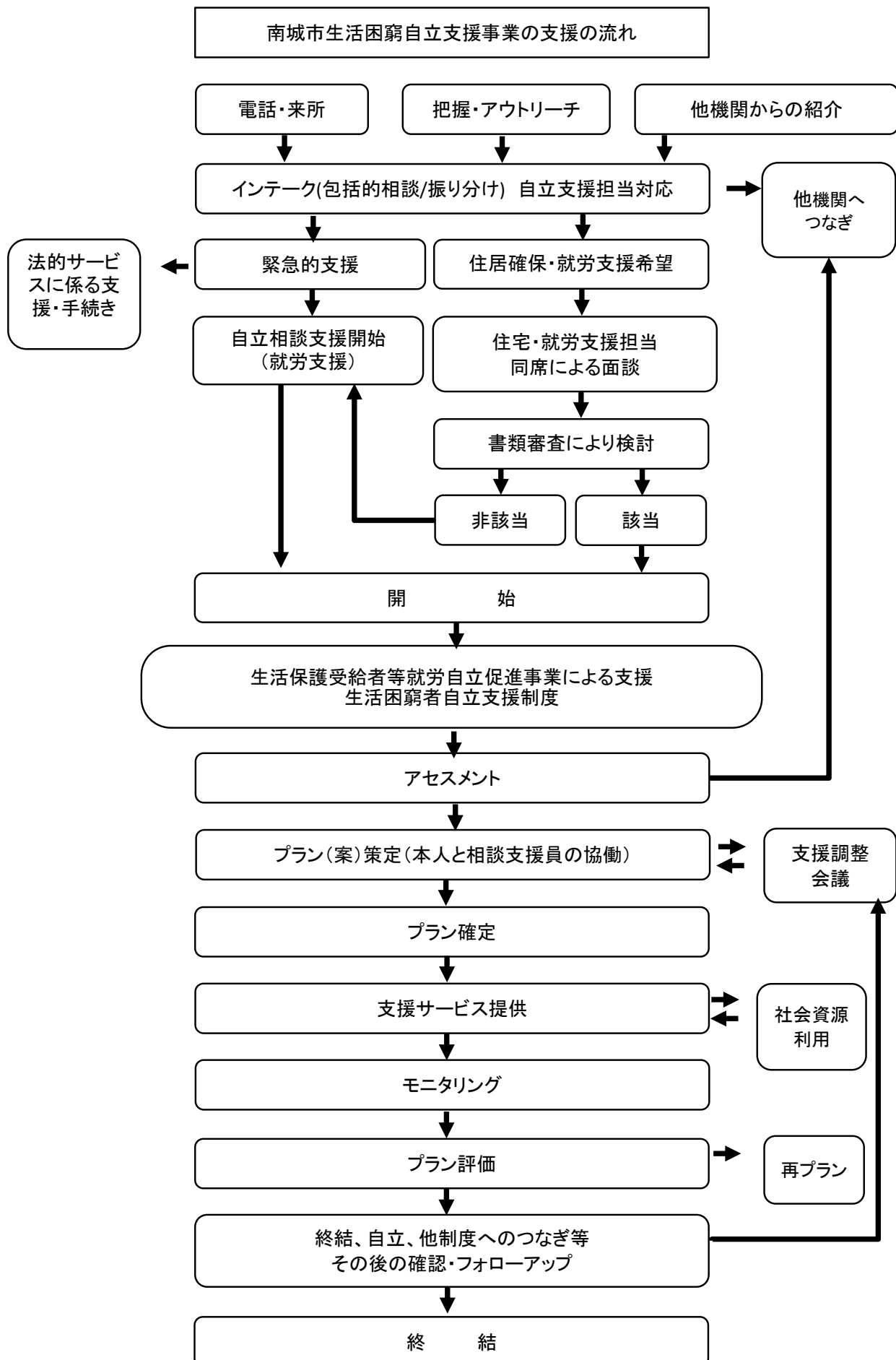
◆問い合わせ先：南城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター
電話 917-5334 FAX 917-5427
メール syakai@city.nanjo.okinawa.jp

支援内訳

	新規相談件数	プラン作成件数	就労支援対象者	住居確保給付金対象者	一時生活支援事業
令和2年度	504件	17件	24件	43件	9件
令和3年度	340件	19件	12件	27件	9件
令和4年度	135件	24件	23件	27件	0件
令和5年度	90件	15件	4件	16件	2件
令和6年度	78件	21件	13件	7件	3件

南城市生活困窮者自立支援事業 プロセスの流れ

※緊急に支援が必要な場合は、状況に応じて臨機応変に支援を行う。



10. 結婚新生活支援事業

新婚世帯が新しい生活を円滑にスタートできるよう住居費および引越費用の一部を補助することで、コミュニティーの充実と活性化へつなげます。

令和6年度結婚新生活支援補助金 7, 3 5 4 千円

結婚新生活支援事業支給世帯					(単位:件数)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給世帯数	33	36	37	44	37

社会福祉関係団体資料

1. 南城市社会福祉協議会

(1) 福祉の相談窓口

①「ふくふく相談所」

悩みを抱えることは誰にでもあります。一人で悩まずお気軽にご相談下さい。市民のみなさんの心配ごと、悩みごとについて助言、援助を行い問題解決のお手伝いをする「相談窓口」です。

○一般相談（月曜日～金曜日／午前10時～午後4時）

専用電話：917-5697 / 南城市社会福祉協議会

○法律相談 偶数月：第1・第3木曜日／午後2時～午後4時

奇数月：第1木曜日・第3日曜日／午後2時～午後4時

専用電話：917-5697（要予約）／南城市社会福祉協議会

（単位：延件数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度対比
一般相談	433	632	961	911	-50
法律相談	61	80	80	70	-10
その他	1,152	1,187	1,005	1,631	626
合 計	1,646	1,899	2,046	2,612	566

②地域福祉コーディネーターの配置

地域で気になる方々の支援や地域の福祉課題について住民と共に取り組むために中学校区に地域福祉コーディネーターを配置しています。

③生活支援体制整備事業

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実強化を図ることを目的とする。

(ア) 生活支援コーディネーターの配置 5名（地域福祉コーディネーター兼務）

(イ) 第2層協議体の体制整備及び運営

(ウ) サービスの担い手となるボランティア等の養成

No	活動の関連エリア	佐敷	知念	玉城	大里			述べ件数
					南小	北小	合計	
1	市全域（第1層）	24	42	37	39	30	69	172
2	小、中学校区（第2層）	87	127	106	66	101	167	487
3	自治会、字（第3層）	97	202	164	159	203	362	825
4	その他	139	94	126	122	76	198	557
	合 計	347	465	433	386	410	796	2,041

市全域：生きがい推進課との連絡会、1層協議体に向けての調整、包括合同会議、協議体コアメンバーとの調整など

中学校区：各地域第2層協議体、SC共有会議（協議体の体制整備その運営）、各地域民生委員児童委員定例会・役員会など

自治会・字：地域活動や集いの場への関わり（ゆんたく会・元気塾）、支え合い委員会、くらしの相談窓口、福祉講座、ミニデイなど

No	活動分類	佐敷	知念	玉城	大里			述べ件数
					南小	北小	合計	
1	生活支援・介護予防サービスの把握及び創設	87	188	192	152	210	362	829
2	支援ニーズの把握	211	338	328	246	310	556	1,433
3	関係者間のネットワークの構築	220	325	328	237	300	537	1,410
4	ニーズとサービスのマッチング	43	74	52	63	18	81	250
5	協議体の体制整備及びその運営に関すること	115	140	133	86	153	239	627
6	サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務	66	142	51	56	124	180	439
7	その他	185	222	67	147	123	270	744
	合 計	927	1,429	1,151	987	1,238	2,225	5,732

④民生委員・児童委員（地域の相談窓口）

厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者で、一定地域（字）を担当して住民の暮らしや福祉に関する様々な相談に応じ、行政や社協等の関係機関と連携し、相談者に対し必要な援助を行います。

南城市民生委員児童委員名簿

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

任期：令和 7 年 1 1 月末迄

	No.	担当地区名	氏 名
佐 敷 地 域	1	津波古 1～3 班	渡辺 正
	2	津波古 4～6 班	大田 健
	3	津波古 7・8 班	山城 須美
	4	津波古 9・1 2 班	城間 正明
	5	津波古 1 0・1 1 班	高江洲 久美子
	6	小 谷	-
	7	新里 1・5・7・8 班	嶺井 朗
	8	新里 2・3・6 班	佐久真 實
	9	兼 久	-
	10	佐敷 1・2 班	-
	11	佐敷 3・4 班	-
	12	手登根 1～4 班	平田 直子
	13	手登根 5～7 班	-
	14	伊 原	-
	15	屋比久	-
	16	外 間	-
	17	仲伊保	福原 かおる
	18	富祖崎	西村 キミエ
	19	新開 1～5 班	屋比久 洋子
	20	新開 6～1 0 班	花木 美子
	21	県営新開団地	山城 京子
	22	つきしろ 1～6 班	前里 輝明
	23	つきしろ 7～1 2 班	大城 竜男
	24	仲伊保団地	-
	25	主任児童委員	-
	26	主任児童委員	与那嶺 明
玉 城 地 域	1	親慶原	江守 ひとみ
	2	親慶原団地	古城 さとみ
	3	垣 花	平良 順子
	4	仲村渠	城間 末春
	5	百 名	葛原 敏弘
	6	新 原	-
	7	玉 城	稲福 昌代
	8	中 山	井上 勝
	9	奥 武	中村 理恵子
	10	志堅原	-
	11	堀 川	大田 ひとみ
	12	富 里	新垣 政雄
	13	當 山	嶺井 末子
	14	屋嘉部	比嘉 克子
	15	糸 数	當山 光枝
	16	喜良原	照屋 純子
	17	船 越	長嶺 サチ子
	18	船 越	仲宗根 順子
	19	愛 地	長嶺 修
	20	前 川	知念 國雄
	21	前 川	八幡 美枝子
	22	主任児童委員	櫻井 晶敏
	23	主任児童委員	上原 則子

	No.	担当地区名	氏 名
知 念 地 域	1	志喜屋	-
	2	志喜屋	-
	3	山 里	新崎 初子
	4	具志堅	-
	5	知 念	國頭 京子
	6	知 念	-
	7	吉 富	平安 好美
	8	久手堅	-
	9	安座真	-
	10	知 名	屋我 嗣俊
	11	知 名	前城 和代
	12	海 野	外間 慎一
	13	久 原	吉嶺 美智子
	14	久 高	西銘 忠
	15	主任児童委員	兼本 とも子
	16	主任児童委員	伊集 盛助
大 里 地 域	1	西 原	川西 淳子
	2	南風原	知念 義仁
	3	平 良	玉那覇 悦子
	4	嶺 井	城間 愛子
	5	嶺井団地	比嘉 美枝子
	6	古 堅	上原 良隆
	7	福 原	金城 俊満
	8	島 袋	比嘉 信子
	9	当 間	城間 喜美子
	10	錢 又	-
	11	仲 程	宮城 京子
	12	高宮城	平良 智
	13	平 川	呉屋 善永
	14	グリーンタウンA	仲程 清和
	15	グリーンタウンB	比嘉 麗子
	16	グリーンタウンC	屋良 郁子
	17	稲嶺A	中村 栄
	18	稲嶺B	平安名 隆子
	19	目取真	金子 昭彦
	20	湧稲国	大城 政春
	21	大城A	熱田 昌成
	22	大城B	城間 理恵子
	23	稲 福	玉城 恒夫
	24	真境名	-
	25	大里団地	梶原 治代
	26	第2団地	當銘 由則
	27	ニュータウン	友利 幸代
	28	第2グリーンタウン	折田 興紀
	29	主任児童委員	宮城 真由美
	30	主任児童委員	川西 康裕

事務局：市社会福祉協議会 TEL917-5692

(2) 福祉サービス利用者支援事業

① 日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用手続きや利用料の支払がうまくできない方、家賃や公共料金などの生活費を計画的に使うことができない方、通帳などの管理ができない方等、生活に不安のある高齢者（認知症高齢者等）や知的・精神障がい者等判断能力が十分でない方が、安心して地域生活が送れるよう「専門員」「生活支援員」が福祉サービスの利用援助や金銭管理、印鑑・通帳などの書類預かりサービスを行います。

○福祉サービス利用援助サービス

各種福祉サービスについての説明や助言、利用・終了手続き。福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続き

○日常的金銭管理サービス

家賃や公共料金、税金、医療費等の支払い、年金手当等の受け取り、預貯金の出し入れ

○書類等預かりサービス

通帳・印鑑・権利証等の預かり

○援助の流れ

南城市社会福祉協議会に配置されている専門員が利用希望者と相談しながら、支援計画を作成して契約を結び、生活支援員のサービスが開始されます。

○利 用 料 1時間あたり1,200円（生活保護世帯は減額されます）

※1時間経過後は30分毎400円

事業実施主体： 沖縄県社会福祉協議会

一部委託： 南城市社会福祉協議会

【南城市社会福祉協議会の役割】

○受付相談

○利用契約締結の判定に関する調査、調整

○支援計画の作成及び利用契約の締結（契約書一式の作成）

○支援計画に基づく日常的な支援

1. 利用者件数

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
利用者数	2	5	8	2	17

2. 相談援助件数

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
利用者数	145	245	367	192	949

3. 生活支援員派遣状況

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
利用者数	25	5	0	8	38

②福祉サービスに関する苦情解決事業

南城市社会福祉協議会が実施する「福祉サービス」に対する相談窓口です。
市民の皆様へよりよい福祉サービスを提供するためにみなさまの社協に対するご意見（苦情・要望）をお聞かせ下さい。尚、社協に対するご意見は、苦情受付担当者がお受けします。

（苦情受付担当者）

氏 名	事 業	電 話
大 城 博 人	法人事業	917-5692
兼 本 格	日常生活自立支援事業	917-5697
上 原 正 人	訪問介護	975-5728

（苦情解決責任者）

氏名	事業	電話
大 城 健 雄	全事業	917-5692

（第三者委員）

氏名	在 住 地
識 名 シ ゲ 子	佐敷字新開
伊 集 盛 助	知念字久原
前 川 清	玉城字百名
屋 宜 哲 司	大里字稲嶺

（その他の苦情受付機関）

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 TEL 882-5704

③福祉用具貸出事業

在宅の要介護高齢者や重度障がい者等に対し、福祉用具の貸出を行うことで、自立支援や在宅介護の負担軽減を図ることを目的に貸出を行います。

※原則として、介護保険制度や障害者自立支援制度等に該当しない方や制度利用までに必要な方を対象としています。

○貸出用具：車イス、歩行器、シャワーチェア、介護用ベッド等

○貸出期間：1ヶ月間 ※但し更新により最長3ヶ月までは延長できる。

○利 用 料：無 料（ベッドのマットレスのクリーニング代は実費負担）

（令和7年3月末現在）

	車イス	歩行器	シャワー チェア	介護用 ベッド	その他	合計
貸出件数	78	12	3	4	1	98

④金銭管理サポート事業

高齢者及び心身に障がいがあることによって、日常生活に困難をきたしているが、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の他の社会資源の活用が困難であり、緊急に金銭管理等の支援を必要としている市民に対し、他の社会資源の活用が可能となるまでの間の暫定的措置として契約に基づき、日常的な金銭管理等の支援を行うことにより、市民の権利を擁護し、かつ自立を図る。

【南城市社会福祉協議会の役割】

利用者と南城市社協との契約に基づき支援計画書を取り交わし、預かり書等の同意書を作成。支援計画に基づいて下記の支援を行う。

○日常生活を営むのに必要な範囲における預貯金の預入れ、払い出し等の日常的な金銭管理支援

○日常的な金銭管理に関わる書類等の預かり支援

○金銭管理の自立を目指した相談支援

○利用者件数

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
利用者数	3	2	1	0	6

○書類預かり件数（印鑑、通帳等の保管）

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
利用者数	3	2	1	0	6

○日常的金銭管理支援（払戻・支払）実施件数

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
支援実施	53	19	14	0	86

○相談援助件数（福祉サービス手続き・関係機関調整等）

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
支援実施	56	24	0	0	80

(3) 低所得者に関する事業・法外援護事業

①生活福祉資金貸付制度（県社協委託事業）

生活福祉資金は、低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な貸付支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

資 金 種 類	
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金 ※原則、生活困窮者自立支援制度の支援を受けていること
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
住宅入居費	敷金、礼金等住宅賃貸契約を結ぶために必要な費用
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
福祉費	生業を営むために必要な経費
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
	福祉用具等の購入に必要な経費
	障害者用自動車の購入に必要な経費

		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
		負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額等）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費
		冠婚葬祭に必要な経費
		住居の転居等、給排水設備等の設置に必要な経費
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
		就職、技能習得等の支度費に必要な経費
		その他、日常生活上一時的に必要な経費
福祉資金		低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
	緊急小口資金	次の理由に緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用（※原則として生活困窮者自立支援制度の利用が要件となります） ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・ 火災等被災によって生活費が必要なとき ・ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき ・ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・ 法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために費用が必要なとき ・ 給与等の盗難によって生活費が必要なとき ・ その他、これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき
教育支援資金		低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短大、専修学校含む）又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短大、専修学校含む）又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金		将来にわたり、その住居に住み続けることを希望する高齢者世帯又は要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金
	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

臨時特例 つなぎ資金	公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対し、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活資金（※原則として生活困窮者自立支援制度の利用が要件となります）
---------------	--

○資金貸付状況

（令和7年3月末現在）

総合支援資金 （本則、特例）	福祉資金 （本則、特例）	教育支援資金	要保護世帯向け 不動産担保型 生活福祉資金	合計
733	371	21	1	1,126

②災害見舞金及び法外援護金支給事業

市内に居住する緊急支援を必要とする者への法外援護金や災害により被害を受けた者への見舞金を支給し、物的又は精神的な痛手を緩和するための一助と支援を図ることを目的とします。

（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度対比
火災	0	0	1	0	-1
水害	0	2	0	0	0
法外援護	0	0	0	0	0

（４）高齢者・児童・障がい者等に関する事業

①南城市地域支え合い支援事業（市補助事業）

近隣住民の助け合いにより、日常生活及び災害時における要援護者の支援体制を確立し、住民が住み慣れた地域で支え合い安全で安心して生活できる環境を整備するとともに、地域の相互扶助、見守りネットワーク体制の確立を図ります。

- 要援護対象者
- （ア）おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者
 - （イ）おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
 - （ウ）在宅の重度心身障がい者
 - （エ）介護保険で要介護認定者のうち見守りが必要な者

②地域ふれあいミニデイサービス事業（市受託事業）

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした日常生活が送れるよう、住み慣れた地域での社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、各字公民館等を活用し、各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長、介護予防を促進します。

対 象 者： 南城市内に住所を有するおおむね65歳以上の者
 実施日時： 月曜日～金曜日（地域によって実施日時は異なります。）
 実施場所： 各字公民館等（地域によって実施場所は異なります。）
 利用料金： 利用者負担無し

②-1介護予防教室事業

地域ふれあいミニデイサービス事業の実施地域及び老人クラブやサークル団体において、目標を持って健康づくりや介護予防に対する意識の高揚を図ることを目的に「運動指導」「低栄養改善」「認知症予防」などの中から受講者の希望により教室の内容を選択、実施します。

対 象 者： ミニデイサービス利用者、南城市に居住する概ね65歳以上の方、及び
 おおよそ10名以上のグループ、老人クラブ会員、サークル等
 場 所： 各ミニデイ開催公民館等（地域によって実施場所は異なります）
 利 用 料： 利用者負担無し

③高齢者筋力向上トレーニング事業「Nanjoいきいき教室」（市受託事業）

（ア）心身の機能回復、健康増進を図るため介護予防機器（筋力向上マシン）の活用並びに軽体操（体操・筋力トレーニング等）の健康運動指導士等による指導を実施します。

対 象 者： 南城市内に住所を有するおおむね65歳以上の者
要介護認定を受けてない者
運動をする上で身体上問題のない者

会 場： 沖縄メディカル福祉総合センター2階（丸大佐敷店隣）

実 施 日：	月	火	水	木	金	備考
午前	大里	玉城	(別事業) アクティブ85	知念	佐敷	9:00～ 12:00
午後	知念	佐敷		大里	玉城	13:00～ 16:00

久高地域／久高島離島振興総合センター（第2・第4火曜日）

利 用 料： 利用者負担無し

送 迎： 水曜日は全域送迎無し

（イ）南城・元気・プロジェクト65・・・「N・G・P 65」

在宅高齢者の身体機能の向上に資する包括的なトレーニングを行い、転倒骨折の防止、加齢に伴う身体機能の低下等の積極的な改善を行い、自立生活の支援を図ることを目的とする。

対 象 者： 市内に住所を有するおおむね65歳以上の者で介護保険の認定を受けていない者。筋力トレーニングを行ううえで、身体上問題のない方

○「シニア健康塾」前期、後期

期 間： 令和6年9月～令和7年2月

時 間 帯： 9:00～12:00

場 所： 沖縄メディカル福祉総合センター2階（丸大佐敷店隣）

内 容： 健康チェック、運動に関する講義、ストレッチ体操、筋力トレーニング等

利 用 料： 利用者負担なし

受 講 者： 12名（延べ125名）

○「アクティブ85」

期 間： 令和6年4月～令和7年3月（通年）

時 間 帯： 10:00～11:30

場 所： 沖縄メディカル福祉総合センター2階

内 容： 健康チェック、運動に関する講義、ストレッチ体操、筋力トレーニング等

利 用 料： 利用者負担なし

受 講 者： 7名（延べ136名）

④介護支援ボランティアポイント制度（市受託事業）

地域ふれあいミニデイサービスにおけるボランティア活動その他の社会的活動に参加することを支援及び奨励し、行ったボランティア活動を評価ポイントとして転換し、1時間＝1ポイントあたり100円相当の商品券（お米券）を交付します。

対 象 者： 南城市内に居住する65歳以上の介護認定を受けていない方で、ボランティアポイント登録しミニデイサービスにてボランティア活動を行う者

場 所： 各ミニデイ開催公民館等（地域によって実施場所は異なります）

⑤南城市ファミサポ利用者負担軽減事業

南城市ファミリーサポートセンター事業を利用するにあたり、育児や仕事などを支援するために利用料の一部を補助することにより、子育ての負担軽減を図った。

対 象 者

(7)出産や病気治療などで心身の安静が必要とされるものや家族の看護・介護などを担うためにファミサポ事業を必要とする者（年度限度時間20時間 1万円）

令和6年度実績：利用者2名

⑥声の広報配布事業

文字による情報入手が困難な障がい者等に対し、「広報なんじょう」「社協だより」「市議会だより」「アイアイのほっとタイム」などをCDに音訳し、定期的に配付（無料）することにより情報提供を行います。

協力団体：音訳サークル「アイアイなんじょう」

⑦受験生チャレンジ事業

家庭の事情等により、塾など利用できず高校入試の模擬試験を受けることが困難な方に、年1回の模擬試験に要する費用を支援する。（要申請）

⑧タイミングサポート事業

自立支援医療（精神通院医療）の申請にあたり、受診料や診断書等にかかる費用負担が困難な方に対し、その費用を負担し適切な利用又は自立支援に向けサポートする。

（5）市民のボランティア活動を支援する事業

市民が共に考え共に支え合うまちづくりをめざし、あらゆる機会を通じてボランティア活動に対する市民の関心を高め、市民ニーズを積極的に開拓するとともに、活動にあたって必要な援助を行うことにより、いつでも、どこでも、誰でも、気軽にボランティア活動に参加できる体制の整備に努め、地域における福祉コミュニティの形成を図ることを目的にボランティア活動支援事業を実施します。

①ボランティア登録状況（令和6年度実績）

	佐敷	知念	玉城	大里	市全域	市外	合計
サークル・ボランティア団体数	5	4	0	4	19	3	35
サークル・ボランティア団体会員数①	134	143	0	153	737	67	1,234
個人ボランティア②	60	32	48	79	－	18	237
上記②の内災害ボランティア登録数	15	9	9	14	－	2	49
合計（①＋②）	194	175	48	232	737	85	1,471

②登録・コーディネート・相談事業の実施（令和6年度実績）

	佐敷	知念	玉城	大里	市外	合計
相 談 件 数	57	40	45	47	6	195
紹 介 回 数	10	6	5	15	0	36
紹 介 人 員	83	25	46	171	0	325

③ボランティア保険加入促進（令和6年度実績）

（ア）ボランティア活動保険

件数	人数	加入プラン		うち助成による人数
		基本	天災・地震	
42	463	439	24	110

（イ）ボランティア行事用保険

件数	人数	加入プラン					※加入プランAは宿泊を伴わないもの、Bは宿泊を伴うもの。Cプランは宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できない行事。
		A 1	A 2	A 3	B	C	
58	3,178	663	0	0	0	2,515	

（6）市民主体の地域福祉活動を支援する事業

①ゆいハート地域づくり事業

社会的孤立など、様々な生活課題が複雑化・複合化している今日、これらの課題解決に向けて、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、時には支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような地域共生社会の実現のため地域住民や関係機関等との連携・協働による、様々な取り組みを通して、ともに生きる豊かな地域社会づくりを図る。

協 賛 : 南城市社会福祉関係機関・団体連絡会

指定期間 : 令和6年4月～令和8年3月（2年間）

指定地域 : 8自治会（区）佐敷地域2カ所、知念地域1カ所

玉城地域3カ所、大里地域2カ所

内 容 「くらしの相談窓口」の実施……各字での2カ月に1回の相談開催
「地域支え合い委員会の設置」……地域づくりを考える協議の場を設定
「ハートのまち福祉講座」の実施…福祉講座（メニュー提示）の開催

継続期間 : 令和7年4月～令和8年3月（1年間）※2カ年指定後の継続

継続地域 : 16自治会（区）佐敷地域5カ所、知念地域1カ所

玉城地域4カ所、大里地域6カ所

内 容 「地域支え合い委員会の設置」……地域づくりを考える協議の場を設定
「ハートのまち福祉講座」の実施…福祉講座（メニュー提示）の開催

2. 社会福祉関係団体一覧表

	団 体 名	代表者名	事 務 所	電話番号
1	南城市社会福祉協議会	城間 寿史	佐敷字新里 1870 (南城市役所庁舎内)	9 1 7 - 5 6 9 2
2	南城市身体障がい者福祉協会	屋比久 一男	佐敷字新開 1-240 (老人福祉センター内)	9 4 7 - 3 0 3 0
3	南城市民生委員児童委員 連絡協議会	玉城 恒夫	佐敷字新里 1870 (南城市役所庁舎 社協内)	9 1 7 - 5 6 9 2
4	南城市老人クラブ連合会	當山 全章	佐敷字新開 1-240 (老人福祉センター内)	9 4 7 - 3 0 3 0
5	南城市手をつなぐ育成会	知名 正博	大里字仲間 902-1	9 4 3 - 2 0 7 3
6	南城福祉会	屋嘉部 辰也	大里字仲間 902-1	9 4 3 - 2 0 7 3
7	南城市更生保護女性会	宮城 エミ子	大里字仲間 928 (農村環境改善センター内)	9 4 8 - 7 2 1 9
8	日本赤十字社沖縄県支部 南城市地区	地区長 古謝 景春	佐敷字新里 1870 (社会福祉課内)	9 1 7 - 5 3 3 4
9	南城市赤十字奉仕団	玉城 吉江		9 1 7 - 5 3 3 4
10	南城市佐敷遺族会	大城 秀雄		9 1 7 - 5 3 3 4
11	南城市知念遺族会	大城 竹明		9 1 7 - 5 3 3 4
12	南城市玉城遺族会	玉那覇 守		9 1 7 - 5 3 3 4
13	南城市大里遺族会	大城 秀盛		9 1 7 - 5 3 3 4
14	南城市母子寡婦福祉会	仲村 恵里	佐敷字新開 1-240 (老人福祉センター内)	

3. 社会福祉関係施設一覧

(1) 福祉センター

	施設名	所在地	電話番号
1	老人福祉センター	佐敷字新開 1-240	947-3030
2	知念社会福祉センター	知念字久手堅 453	948-7659

(2) 市立児童館

	施設名	所在地	電話番号
1	ひまわり児童館	佐敷字新開 1-73	947-1655
2	シュガー児童館	佐敷字佐敷 315-2	947-0055
3	仲村渠児童館	玉城字仲村渠 725	948-4101
4	大里南児童館	大里字稲嶺 2101-89	945-6646
5	大里北児童館	大里字嶺井 515-1	945-5365
6	大里中央児童館	大里字大城 2555-1	946-0198
7	知念児童館	知念字久手堅 22	948-3719

(3) 放課後児童クラブ

	施設名	所在地	電話番号
1	しんざと学童	佐敷字津波古 1812-1	947-1554
2	第2しんざと学童	佐敷字津波古 687	947-1554
3	風の子学童クラブ	佐敷字佐敷 339-7	070-1737-0617
4	第二風の子学童クラブ	佐敷字佐敷 315-2	070-1737-0399
5	第三風の子学童クラブ	佐敷字佐敷 339-6	080-1539-8870
6	のびるっこ学童クラブ	佐敷字佐敷 195-3	963-9623
7	のびるっこ児童クラブ	大里字嶺井 392	975-5282
8	あおぞら学童クラブ	大里字嶺井 537	945-3557
9	学童クラブ アスリート工房	大里字嶺井 174	955-0290
10	こどもの家きたクラブ	大里字古堅 178	080-8350-9923
11	木の国学童クラブ	大里字稲嶺 2127-92	090-6869-3797
12	第2木の国学童クラブ	大里字稲嶺 2718-1	090-1949-1745
13	第3木の国学童クラブ	大里字稲嶺 2101-74	080-6486-7510
14	第4木の国学童クラブ	大里字仲間 1390	090-9789-0290
15	愛学童クラブ	大里字仲間 1050-2	945-2020
16	第2愛学童	大里字仲間 1050-2	945-2020
17	第3愛学童	大里字仲間 1050-2	945-2020
18	こどもの家みなみクラブ	大里字稲嶺 2351-1	080-8550-3825
19	こどもの家船越クラブ	玉城字船越 961	975-9600
20	第2船越クラブ	玉城字船越 967	080-8379-5599
21	第3船越クラブ	玉城字船越 972	080-2721-8005
22	ゆかるっ子海学童	玉城字百名 100-2	090-6858-3079
23	ゆかるっ子空学童	玉城字當山 108	090-6857-9234
24	ゆかるっ子星学童	玉城字屋嘉部 5-1	090-6857-9917
25	スマイリー学童クラブ	玉城字糸数 17-1	080-4314-4340
26	天風児童クラブ	玉城字親慶原 258	080-8377-2889
27	なかよし学童クラブ	知念字久手堅 22	943-2411
28	第二なかよし学童クラブ	知念字久手堅 706-1	949-7000

(4) 法人認可保育園

	施設名	所在地	電話番号
1	南城みなみ保育園	字つきしろ 1678-295	948-7733
2	さしき保育園	佐敷字新開 1-1	947-1935
3	めだか保育園	佐敷字佐敷 230-1	947-1553
4	めばえ保育園	佐敷字新里 463-6	947-0310
5	つはこきらきらほいくえん（小規模保育所）	佐敷字津波古 246	975-5909
6	馬天保育園	佐敷字津波古 1335-1	947-2717
7	佐敷こども園	佐敷字佐敷 1246-2	947-1875
8	知念あさひ保育園	知念字久手堅 21	948-3760
9	家庭的保育くだから（家庭的保育事業）	知念字久高 231-2	090-5536-2637
10	知念こども園	知念字久手堅 679	948-1751
11	バンビ保育園	玉城字當山 125-9	948-1416
12	小羊保育園	玉城字仲村渠 1496	948-7211
13	船越認定こども園	玉城字船越 939-2	949-7213
14	以和貴保育園	玉城字屋嘉部 79-2	949-7770
15	どんぐり保育園	玉城字富里 136-2	948-2937
16	愛地友遊保育園	玉城字愛地 241-1	917-1510
17	玉城こども園	玉城字屋嘉部 76	948-7511
18	あおぞらこども園	大里字嶺井 537	945-3557
19	あおぞら第2こども園	大里字嶺井 556	946-4755
20	おひさま保育園	大里字稲嶺 2770-2	943-4552
21	おひさま保育園分園	大里字稲嶺 2773	943-4552
22	木の国保育園	大里字稲嶺 2853-1	917-5685
23	さくら保育園（小規模保育所）	大里字稲嶺 898-1	944-8020
24	愛護保育園	大里字稲嶺 1997	945-7705
25	ゆうな小規模保育園（小規模保育所）	大里字稲嶺 2770-1	955-9477
26	しのめnursery school（事業所内保育所）	大里字大城 1392	943-1018
27	おおざと保育園	大里字大里 1681-1	988-1618
28	輝咲保育園	大里字大城 2034	945-3964
29	松の実こども園	大里字平良 2651-1	917-5700
30	かりゆしキッズ保育園（小規模保育所）	大里字高平 593-3	943-0695
31	のびるっこ保育園	大里字仲間 458-4	945-8806
32	むぎの子共同保育園	大里字古堅 198	945-8192
33	大里こども園	大里字仲間 918-1	945-2827
34	こうさぎ保育園（小規模保育所）	大里字嶺井 515-19	894-5541

(5) 認可外保育施設

	施 設 名	所 在 地	電話番号
1	新開保育園	佐敷字新開 1-55	9 4 7 - 1 4 2 4
2	しのめnursery school II (企業主導型)	大里字大城 1392	9 4 3 - 1 0 1 8
3	あいあい保育園 南城園 (企業主導型)	大里字仲間 807	9 1 7 - 1 7 9 2
4	あおぞら保育園 (企業主導型)	大里字嶺井 539	9 1 7 - 1 0 0 7
5	キッズライン (居宅訪問型認可外保育事業者)	休止中	—
6	おなかの中から保育園	佐敷字手登根 153	ホームページ確認
7	中村 (居宅訪問型認可外保育事業者)	—	080-2798-1129
8	大里くくるん保育園	大里字高平 160-2	9 8 8 - 1 1 8 5

(6) 児童養護施設

	施 設 名	所 在 地	電話番号
1	島添の丘	大里字平良 2300	9 4 6 - 3 3 3 1

(7) 障害者支援施設

	施 設 名	所 在 地	電話番号
1	仁愛療護園	玉城字屋嘉部 200	9 4 8 - 1 8 1 5
2	鶴生の叢	大里字大城 1388	9 4 6 - 7 1 7 7
3	玉川園	玉城字前川 665	9 4 8 - 1 8 5 2
4	つきしろ学園	佐敷字新里 1948	9 4 7 - 1 1 8 3

(8) 放課後等デイサービス

	施 設 名	所 在 地	電話番号
1	児童デイサービス ぱびっと	大里字大城 1920-1	9 4 6 - 0 0 0 5
2	児童デイサービス ふらいむ	大里字大城 2252	9 6 3 - 6 6 1 8
3	広伸会 南城教室	大里字高平 833-10 1F	9 4 3 - 6 9 2 8
4	児童デイサービス・アニマート 江戸屋	玉城字喜良原 517-5 グリーンヒルズ 1-A	9 4 8 - 7 2 1 0
5	児童デイサービス・アニマート 江戸屋2号店	玉城字喜良原 517-5 グリーンヒルズ 1-B	9 4 8 - 7 2 2 5
6	リッケ	玉城字前川 350	9 4 6 - 1 4 4 0
7	リッケ ティル	玉城字前川 350	9 4 3 - 5 6 0 3
8	リッケ ラボ	玉城字前川 413-5 1F	9 4 3 - 5 6 0 3
9	デイサービス 凜daisy	大里字古堅 456-1	9 4 3 - 0 3 3 7
10	ことばの教室ことのは3号館	大里字高平 1-19	9 9 6 - 4 5 7 5
11	児童デイサービス りお	字つきしろ 1739-54	090-6866-8185
12	あそびっこ	玉城字船越 939-3	9 5 9 - 6 2 6 2
13	児童デイサービスぐりっと南城	大里字高平 1-7	9 4 5 - 5 3 5 1
14	Aile	大里字大城 2329-3	8 8 0 - 0 1 0 6
15	ココロlab スイミ〜 さしき教室	佐敷津波古 584	9 8 8 - 4 0 9 3
16	多機能型事業所 IPP0	大里稲嶺 839-1	070-8558-3660
17	ラ・ポール	知念字久原 399	9 4 3 - 1 6 0 0
18	学習サポートscrumPLUS沖縄南城校	大里字高平 97-2	8 9 4 - 5 6 5 0
19	多機能事業所 シンバ	大里字稲嶺 2428-1	080-1778-0973
20	りるたうん	佐敷字新里 681-4	090-5471-5461

(9) 児童発達支援

	施設名	所在地	電話番号
1	児童デイサービス ふらいむ	大里字大城 2252	963-6618
2	広伸会 南城教室	大里字高平 833-10 1F	943-6928
3	リッケ ラボ	玉城字前川 413-5 1F	943-5603
4	デイサービス 凜daisy	大里字古堅 456-1	943-0337
5	ことばの教室ことのは3号館	大里字高平 1-19	996-4575
6	児童デイサービス りお	字つきしろ 1739-54	090-6866-8185
7	あそびっこ	玉城字船越 939-3	959-6262
8	児童デイサービスぐりっと南城	大里字高平 1-7	945-5351
9	Aile	大里字大城 2329-3	880-0106
10	多機能型事業所 IPP0	大里字稲嶺 839-1	070-8558-3660
11	ココロlab スイミ〜 さしき教室	佐敷字津波古 584	988-4093
12	学習サポートscrumPLUS沖縄南城校	大里字高平 97-2	894-5650
13	多機能事業所 シンバ	大里字稲嶺 2428-1	080-1778-0973

(10) 保育所等訪問支援

	施設名	所在地	電話番号
1	児童デイサービス ふらいむ	大里字大城 2252	963-6618
2	ことばの教室ことのは3号館	大里字高平 1-19	996-4575
3	リッケ ラボ	玉城字前川 413-5 1F	943-5603
4	児童デイサービス ぐりっと南城	大里字高平 1-7	945-5351

(11) 共同生活援助（障がい者グループホーム）

	施設名	所在地	電話番号
1	グループホーム翔	大里字高平 131-36	946-7120
2	共同生活援助いーまーる	大里字高平 1-8	996-5216
3	アルファ	大里字大城 1912-2 オレンジハイツ	988-0946

(12) 就労移行支援、就労継続支援事業所

	施設名	所在地	電話番号
1	楽ワーク福祉作業所	玉城字堀川 511	948-2023
2	ファミリーガーデン南城	玉城字當山 497-1	975-5646
3	沖縄GARDEN	玉城字船越 218-1	988-0945
4	ワークセンター南城・たんぽぽ	大里字仲間 902-1	882-8857
5	Four-leafくろーばー	大里字仲間 1035-2	975-9797
6	就労センター大樹	大里字大城 1920-2	946-0021
7	ワークセンターさち・さしき	佐敷字新開 1-240	947-4880
8	猫カフェfukufuku ※休止中	知念字知名 126	988-8710
9	生活訓練imaCOCO&就労支援COCO kara	大里字稲嶺 2282-6	946-0005
10	イエロー	佐敷字新開 1-270-1F	080-1783-3786
11	ibis (アイビス)	佐敷字新里 602-7	080-1748-2059
12	くらしとしごと大学 deusi	玉城字玉城 40	070-5417-6342

(13) 居宅介護事業所

	施設名	所在地	電話番号
1	地域生活支援センター 大輪	大里字大城 1920-1	882-8808
2	ヘルパーステーション想い	大里字平良 2573-3 宮城店舗1階南側	917-5783
3	ヘルパーステーション結ゆい	大里字仲間 467-2	917-1310
4	南城市社協ヘルパーステーション	大里字仲間 1124-1	975-5728
5	訪問介護 百十	佐敷字津波古 81	917-1862
6	訪問介護 ようき	佐敷字津波古 1354-1	852-5339
7	ヘルパー事業所たんぽぽ	玉城字船越 1316-1	975-9931
8	ヘルパーステーションかもみーる	佐敷字津波古 2349 フリーダ南城C号室	090-8404-5773
9	ケアスリーサポート	玉城字糸数 396 2F	090-4378-4201
10	ヘルパーステーションPilina	大里字仲間1176-1 グリーンテラス大里103号	050-8886-2385
11	ヘルパーステーションかりい (嘉例)	大里稲嶺 1901-5番地	943-3022

(14) 自立訓練(生活訓練)事業所

	施設名	所在地	電話番号
1	ワンネスグループ沖縄GARDEN	玉城字船越 218-1	988-0945
2	生活訓練imaCOCO&就労支援COCO kara	大里字稲嶺 2282-6	946-0005
3	くらしとしごと大学 deusi	玉城字玉城 40	070-5417-6342

(15) 南城市地域活動支援センター

	施設名	所在地	電話番号
1	地域活動支援センター野の花	大里字仲間 1124-1	880-0576

(16) 相談支援事業所

	施設名	所在地	電話番号
1	じんあい	玉城字屋嘉部 200	948-1815
2	相談支援センター あしすと	大里字大城 1388-1	882-8778
3	相談支援事業所 野の花	大里字仲間 1124-1	880-0576
4	相談支援事業所 なんじょうの星	佐敷字新開 1-240	943-7192
5	相談支援事業所 アンクス	玉城字前川 349-1	948-1440
6	相談支援事業所 ソフィア	玉城字喜良原 526	994-4454
7	相談支援事業所 habel	玉城字屋嘉部195-2 オーシャンビューマンション406号	070-5417-6342
8	相談支援事業所 Nico	大里字古堅 782-5	988-0868
9	相談支援事業所 kahuu	知念字久原 612-9	090-4583-5013
10	相談支援事業所 リオ	つきしろ 1739-54	090-6866-8185

(17) 介護老人福祉施設

	施設名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム朝日の家	玉城字喜良原 526	948-7631
2	特別養護老人ホーム東雲の丘	大里字大城 1392	946-2051
3	特別養護老人ホームしらゆりの園	知念字久手堅 275-1	948-7060
4	特別養護老人ホーム小谷園	佐敷字小谷 238-1	947-0990

(18) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	施設名	所在地	電話番号
1	しらゆりの園 地域密着型特別養護老人ホームおおざと	大里字古堅 820-1	917-0624

(19) 介護保険 通所介護（デイサービス）

	施 設 名	所 在 地	電話番号
1	老人デイサービスセンター朝日	玉城字喜良原 526	948-7631
2	デイサービス陽だまりの丘	玉城字當山 8-1	852-6111
3	デイサービスはっぴー前川	玉城字前川 593-1	948-1220
4	デイサービスセンターグリーンハウス佐敷	佐敷字屋比久 65	947-4488
5	小谷園デイサービスセンター	佐敷字小谷 238-1	947-0990
6	沖縄メディカル デイサービスセンター	佐敷字新開 1-344	947-3556
7	デイサービス ウージ畑	佐敷字新里 518 コスモビル12 ビル1F	963-9905
8	デイサービスセンターオリーブ	佐敷字津波古 1755	947-1006
9	東雲の丘指定通所介護事業所	大里字大城 1392	946-2051
10	あいけい大里デイサービス	大里字稲嶺 1995-1 2階	852-7470
11	リハセンター 稲嶺	大里字稲嶺 1995-1	914-0055
12	えがおデイサービス	大里字稲嶺 1317-1	852-7840
13	しらゆりの園 デイサービスおおざと	大里字古堅 820-1	917-0624
14	デイサービスなんじょう苑	大里字大城 2005-1	917-0358
15	デイサービス アクティブ南城	知念字知名 1350-1	975-9223
16	しらゆりの園デイサービスちねん	知念字久手堅 275-3	948-1000
17	デイサービス凜daisy	大里字古堅 456-1	943-0337
18	デイサービスまっきい	玉城堀川 704番地	988-3466
19	リハセンター喜良原	玉城喜良原 113-1	917-1537

(20) 地域密着型通所介護事業所

	施 設 名	所 在 地	電話番号
1	かふえてりあ 愛日和 デイサービス	玉城字愛地 361	948-4071
3	運動型デイサービスR. Core	玉城字船越 773-1	988-9705
4	ハピネス百名	玉城字百名 7	917-1366
5	デイサービス まんぐろーぶ	知念字知念 614	852-6556
6	デイサービスすまいる南城	字つきしろ 1739-43	948-7765
7	デイサービスすまいるLife	佐敷字新開 1-114	988-1061
8	デイサービス凜 RIN	佐敷字津波古 937-1	947-2323

(21) 小規模多機能型居宅介護

	施 設 名	所 在 地	電話番号
1	東雲の丘指定小規模多機能型 居宅介護事業所	大里字大城 1392	946-2051

(22) 介護老人保健施設

	施設名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 おおざと信和苑	大里字稲嶺 1014	946-8101
2	介護老人保健施設 真徳苑	佐敷字津波古 2309	943-2799

(23) 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）

	施設名	所在地	電話番号
1	東雲の丘 指定認知症対応型 共同生活介護事業所	大里字大城 1392 ※R7.1.1～12.31 休止中	946-2051
2	グループホーム 美ら里 さしき	佐敷字屋比久 44	947-0034
3	グループホーム あまね	玉城字屋嘉部 455-1	852-6125

(24) 認知症対応型通所介護

	施設名	所在地	電話番号
1	デイサービス あまね	玉城字屋嘉部 455-1	852-6231
2	東雲の丘グループホーム デイサービス	大里字大城 1392 ※R5.1.1～ 休止中	946-2051

(25) サービス付き高齢者向け住宅

	施設名	所在地	電話番号
1	東雲の丘 サービス付き 高齢者住宅ハナミズキ	大里字大城 1392	946-2051
2	ケアビレッジ えがお	大里字稲嶺 1317-1	852-7840

(26) 訪問介護事業所

	施設名	所在地	電話番号
1	小谷園指定訪問介護センター	佐敷字小谷 238-1	947-0990
2	訪問介護 百十	佐敷字津波古 81	917-1862
3	訪問介護 ようき	佐敷字津波古 1354-1	852-5339
4	訪問介護事業所 栞	玉城字糸数 672-1	948-1714
5	南城市社協ヘルパーステーション	大里字仲間 1124-1	975-5728
6	ヘルパーステーション TRFはーと	大里字仲間 1176-1 グリーンテラス大里302号	852-6712
7	ヘルパーステーション結ユイ	大里字仲間 467-2	917-1310
8	ヘルパーステーション えがお	大里字稲嶺 1317-1	852-7840
9	ヘルパー事業所タンポポ	玉城字船越 1316-1	975-9931
10	ヘルパーステーション 想い	大里字平良 2573-3 宮城店舗1階南側	917-5783
11	ヘルパーステーションかりい	大里字稲嶺 1901-5 大悟開発ビル	943-3022
12	ケアスリーサポート	玉城字糸数 396 2F	090-4378-4201
13	ヘルパーステーションPilina	大里字仲間 1176-1 グリーンテラス大里103号	090-6675-1260
14	訪問介護事業所 青の空	玉城当山 113-3	943-5828
15	介護ステーション アダンの木	大里古堅 820-6 グランコート古堅I 201	---

(27) 有料老人ホーム

	施 設 名	所 在 地	電話番号
1	住宅型有料老人ホーム NEWマチュピチュ	佐敷字新里 1647-1	946-2051
2	有料ホームいこい2	佐敷字津波古 399 1階	988-8597
3	HOME いこい	佐敷字津波古 1354-1	852-5255
4	オリーブ佐敷	佐敷字津波古 1755	947-1006
5	有料老人ホーム グリーンハウス新開	佐敷字新開 1-71	947-4488
6	有料老人ホーム グリーンハウス佐敷	佐敷字手登根 317	947-4488
7	有料老人ホーム やまと苑	佐敷字手登根 562	917-0358
8	高齢者共同住宅 ちばり家	知念字安座真 143	963-9905
9	高齢者共同住宅 青の空	玉城字當山 10	852-6111
10	有料老人ホーム とうやまの家	玉城字當山 8-1	852-6111
11	有料老人ホーム あがり	玉城字糸数 17-1	917-2220
12	有料老人ホーム TRF こころ	玉城字糸数 672-1	894-8927
13	有料老人ホーム はっぴー	玉城字前川 593-1	948-1220
14	有料老人ホーム なんじょう苑前川	玉城前川 367-1	894-8391
15	住宅型有料老人ホーム なんじょう苑別館	玉城字喜良原 113-1	948-1693
16	住宅型有料老人ホーム なんじょう 苑	大里字大城 2005-1	917-0358
17	ナーシングホーム感謝 (にふえー)	大里字大城 693-1	946-8877
18	介護付有料老人ホーム 福寿苑	佐敷字新開 1-344 4階～6階	947-3556
19	しらゆりの園 介護付有料老人ホーム おおざと	大里字古堅 822 2階	963-6145
20	しらゆりの園 地域密着型介護付有料 老人ホーム おおざと	大里字古堅 822 1階	963-6145

(28) 地域型包括支援センター

	施 設 名	所 在 地	電話番号
1	(東地区) 南城市地域包括支援セン ター しらゆり	佐敷字津波古 432	988-0638
2	(西地区) 南城市地域包括支援セン ター 東雲の丘	大里字大城 1392 2階	987-6669

<参考資料>

市内の医療機関の状況

市内の医療機関の状況は、200床以上の民間病院が1箇所、内科、小児科、歯科等の
 医院・診療所が点在しているが、緊急時の対応など医療環境は十分といえない。

4. 市内医療機関一覧

(1) 病院

	施設名	所在地	電話番号
1	沖縄メディカル病院	南城市佐敷字津波古 2310	947-3555

(2) 医院・クリニック等（内科・小児科・耳鼻咽喉科等）

	施設名	所在地	電話番号
1	南城つはこクリニック	南城市佐敷字津波古 433	947-3722
2	あかし内科クリニック	南城市知念字久原 693 エスペランサ華満進1階	947-3331
3	みなみ野クリニック	南城市大里字大里 2584-2	945-8811
4	ロコモクリニック南城	南城市玉城字船越 949-4	949-1155
5	大里こどもクリニック	南城市大里字大里 2545-1	882-8111
6	しもと医院	南城市玉城字玉城 171-2	988-0770
7	おおきた子どもクリニック	南城市大里字嶺井 205-1	963-7333
8	みなみ耳鼻咽喉科医院	南城市大里字仲間 1112-5	946-7033
9	ふじた眼科	南城市佐敷字津波古 249 1階	943-8700
10	南城眼科	南城市玉城字堀川 695	949-1680
11	南城かりゆし眼科	南城市大里字仲間 1036-1	944-1000

(3) 歯科医院

	施設名	所在地	電話番号
1	なんじいデンタルクリニック	南城市佐敷字新里 607-1	963-9930
2	はな歯科医院	南城市玉城字富里668-5 南城ビル201	943-2398
3	ふたば歯科医院	南城市佐敷字新開 1-143	947-4550
4	松山歯科	南城市佐敷字津波古 1006	947-3537
5	トモヨセ歯科	南城市大里字大里 1162-2	944-6480
6	おおざと歯科医院	南城市大里字大里 2505-1	945-4108
7	みのり歯科大里	南城市大里字高平 97-2 イオン南成大里1F	943-8686
8	アトール歯科	南城市大里字仲間 1155	944-5610
9	ふさとデンタルクリニック	南城市玉城字富里 8-103号	948-7778
10	船越歯科医院	南城市玉城字船越 980 101号	949-7878
11	南城歯科クリニック	南城市玉城字堀川 788	948-4855
12	コマカ歯科クリニック	南城市知念字久手堅 327-1	948-3108

(4) 診療所

	施設名	所在地	電話番号
1	久高診療所（県立南部医療センター・こども医療センター附属）	南城市知念字久高 231-2	948-1319
2	ゆくいこども診療所	南城市大里字稲嶺 1339	894-7767

5. 児童関連施設図



令和7年4月1日現在

令和7年度 南城市福祉事務所概要

発行年月日 令和7年7月
発行 南 城 市
企画編集 南城市健康福祉部

〒901-1495

沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

こども保育課 TEL 917-5343
FAX 917-5429

こども相談課 TEL 917-5212
FAX 917-5429

社会福祉課 TEL 917-5334
FAX 917-5427

生きがい推進課 TEL 917-5341
FAX 917-5427

南城市社会福祉協議会
TEL 917-5692
FAX 917-5694

